

第六十四回
參議院公害対策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会 会議録第一回

100

昭和四十五年十一月十一日(土曜日)
午前十時七分開会

出席者は左のとおり。

委
員

委員長

卷之三

久次米健太郎君
杉原一雄君
内田善利君

社會勞働委員會
委員長
理事

委
員

農林水產委員會
委員長

理
事

地方行政委員會
理事 員

理
事

卷三

法務委員會

理
事

佐藤 鍋島 初村龍一郎君 増田 直道君 隆吉
河口 阿部 吉武 若林 恵市君 盛君
陽一君 市川 加瀬 正武君 完君 房枝君

委員會

高田	浩運君	渋谷	邦彌君
徳永	正利君	山崎	五郎君
山下	春江君	藤原	道子君
高田	善彰君	臺屋	武眞榮君
竹田	省吾君	河田	賢治君
川上	新治君	森	八三二君
現照君	任田	和田	鶴一君
		河田	

後藤
義隆君

建設委員會 理事 員會

稻嶺	一郎君	植木	光教君
八木	一郎君	大矢	勇君
阿具根	登君	小柳	正君
上林繁次郎君	虎雄君	金丸	富夫君
渡辺	武君	溫水	三郎君
瀬谷	英行君	木村	睦男君
岡	三郎君	佐田	一郎君
渡辺	太郎君	前田	佳都男君
中村	正雄君	木村	睦男君
山田	勇君	大森	久司君
大和	与一君	上田	稔君
春日	正一君	高山	高橋文五郎君
二宮	恒雄君	松本	英一君
塩出	文造君	高橋	文五郎君

いては地方負担が当然という御答言は、お取り消しをいただきます。なぜならば、公害対策基本法の二十三条には、「国は、地方公共団体が公害の防止に関する施策を講ずるために要する費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」という規定がござります。まさか大蔵大臣が法律違反をなさるはずはないわけでございますので、地方における公害事業財源についても十分配慮する、こういう御確認をいただきたいのでござります。

○委員長(占部秀男君) 割り当て時間が来ておりますから、簡潔に願います。

○加瀬完君 以上の理由を勘案されまして、委員長に、あらためて、いまのような財政責任のあり方を政府に明確に表明をしてくださるよう、お取り計らいをいただきます。

お世話をになりました。

○委員長(占部秀男君) ただいまの加瀬君の御要望の点は、あとで理事会で検討いたします。

まず、N H K の世論調査の結果は、あるいは御存じかと思いますが、一部上場企業百社、そして都道府県知事、公害に關係のある市長、それら百人の方々、あるいはまた企業百社と、総評、同盟の勢力分野、あるいは公害企業の組合、労働界でのオピニオンリーダー、そうした者を含めての百の組合の幹部の方々に意識調査をしておられます。そしてまた、首都圏二千人の住民に対し、さらにまた、あまり例はないようあります、が、衆議院議員に対して意識調査をいたしております。

実は、企業百社の社長に対する質問調査の結果は、この七十年代では公害問題というのをおざなりにして通るわけにはまらない、ということが圧倒的に多い回答となっております。しかも、設備投資の相当程度のものを公害対策につぎ込まなければならぬのではないか、また、公害問題をおざなりにしたのではなく、また、公害問題をござるいは地方自治体に対しても、法的にも財政的にも強い要望があらわれておるのであります。

また、行政責任者に対する調査の結果は、権限の委譲をそれぞれが相当強く望んでおられる。しかし、その反面、財政面と公害問題のエキスパートの不足、つまり、金と人との不足に悩みがある、ということとの結果が実は出でるのであります。

また、百の労働組合の幹部の方々に対する意識調査の結果は、きわめて企業擁護の意識が強い立等の賛否につきましては、そうすべきではない、というのが六七%、スト権の確立をしてでもといふのが二六%、こういう結果があらわれております。これを要するに、私は、こうした公害問題は、政治問題あるいは政治闘争という形よりも、むしろ、住民と密着した生活問題として、とりえようとしておるのではないかと私は解釈をいたすの

せんというのと、まあ困っておりますというのを合わせまして七六%の方々が、そう答えておるのあります。その反面、あなたの生活は快適ではありませんかという質問に対しても、快適でありますといふのは、わずか六%であります。まあまあだというのが七五%もあるのです。こうしたうらはらの感情が、意識調査の結果、出ておる。これを考えますと、首都圏二千人の住民の公害に対する意識といふものは、最近急速に公害問題が取り上げられてまいりましたけれども、いま定着した意見は持っていないのではないかと私は判断するのであります。

さらに、衆議院議員に対する調査の結果は、八五・三%の回収率、回答率という、たいへんな数字であったそうです。しかも、七九・四%の方々が、超党派でこれに取り組むべきであるという答えを出しておるのであります。

こうしたことを考えると、結論としては、わが国においては、各界、各層を通じて、とにかく公害に対する関心はきわめて高いと、こういうことが言えると思います。しかし、そのうらはらに、残念なことには、公害先進国と言われるのではないとか、という懸念も、また出てくるのです。しかし、いすれにいたしましても、全国民共通あるいは国家的課題である、あるいは経営者も労働者も超イデオロギー、超党派で、こうした考え方があることがうかがわれるのです。こうした世論の動向というものを総理は含めて、公害対策に取り組む所信というものはこうだというよううな感じになりました。ここでひとつ明らかにしていただきたい、かように思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 佐藤君にお答えいたしましたが、ただいま世論調査について詳しく御報せになりますが、ただいまの公害問題、これはも

國民全體のための問題だと思います。同時に、また、この問題との取り組み方にいたしましても、これを純政治問題として取り組むよりも、経済問題、もつと生活問題、とでも申しますか、そういう形で取り組むべきだ、こういう方向に国民の関心は向いておるんじやないだろか、かようには思います。
私は、しばしば申し上げますように、福祉なくして成長なしと、かように申してまいりました。また、経済成長そのものは、われわれの幸福のために、福祉増進のための手段にすぎない、その手段であるものによつてわれわれの生活が破壊されるという、これは何と情けないことか、かよにもししばしば申してまいりました。私は、まあそういう意味で、公害問題にこの国会でも各党から大多の関心を寄せられ、それぞれの御意見を活発に述べられた、こういう事柄が、わが国の公害問題解決へのやはり取り組み方ぢやないかと、かように思つております。

私は、申し上げるまでもなく、日本の場合、国は古いとはいいます。しかし、近代国家として成長したのはわずか百年前だと、しかも、その百年間に、あの鎖国から開国、近代国家へ進んできてる。しかも、今日では、ずいぶんひどい戦争をして、また、破壊もされたが、G.N.P.は自由陣営第二位、世界で三番目だと、かようにまで発展をしております。これは、申すまでもなく、経済成長が急激に行なわれ、都市化が急速に進んできた、そうして、それに対する対策が十分講ぜられてなかつたという証拠にもなるわけであります。そこでも、方向をはつきり定めるということが必要なのです。古い国、パリなどでは、非常に古くから下水溝ができる。しかし、新しい国、新しい日本、これがやはりいるの悩みであります。日本において、同時にアメリカにおいて、同じように公害問題がやがましくなつておる。新しさが十分それらに対する対応策

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

を立てなかつた原因ではないかと思つております。トレーン環境委員長が日本に来ていろいろ話をされてゐる。やはり、アメリカばかりがわれわれの先輩國じやないのだと、アメリカのトレーンさんは、日本に来て、日本の実情はどうなのか、日本はどういうようになります。なぜかと言ふと、それでそれができるのか、環境の整備はいかにあらへべきか、こういうことをただいま取り組んでおられるということです。私は、どうも標語が気に食わないとしばしば言われますけれども、最もわかりいことば、これは何といつても、福祉なくして経済成長なしという、その表現が最も適当ではないだろうか。私は、人間尊重、あるいは社会開発、そのことを叫んできておるのも、このちょうどうちらはらの問題だと、かように私は理解しております。

かような意味で、この問題を取り組む決意でございます。

○佐藤謙君 このたびの公害関係法案は十四法案、すでに衆議院を通過して参議院にまつておるわけであります。そのうち八本が衆議院において修正をされておる。私は、国政審議権を持つ国會議員が修正するのを悪いと言うのではない。誤解のないように聞いていただきたいと思いますが、修正率から言うと、たいへんなものであります。私は、ここで拙速主義では困るのでないか、それをおきたいのであります。私は、私自身が実は公害問題についての定着した意見を持つてゐるかと言わると、まだ疑問であります。先ほど、首都圏の住民について意識調査の結果をお話ししましたが、おそらく、政府においても、まだ定着したということを言い切れるかどうかと、これを疑問に思つております。

それにも、特に公害罪、これについては、はなはだ迷惑をこうむつております。なぜかと言ふと、公害罪の「おそれ」条項の加除問題、「お

それ」条項を入れた、出した、出したところが、すぐまた抜いた。一体どういうことなんでしょうか。私は、あえてここで法務大臣あるいは法務省当局の意見を聞こうとは思いませんけれども、世論はいろいろなことを言つております。学者連中のなかには、何で初めから入れたんだろうと笑つておる学者もおります。政府は何をやつてたんだと言つている人もおります。そこまではまだいいと、でも、政府与党である自由民主党が、財界の圧力によつて、そうしてその「おそれ」条項を除いたのではないかという、はなはだしい誤解を国民党に与えるような言辞すらも出てくる結果になつた、その責任は一体どうしてくれる。私は、自由民主党として、はなはだ遺憾だと思います。拙速主義を改めて、慎重にひとつ対処されたいと私は思つのであります。非常にことばが激しくなりましたけれども、はなはだ迷惑をいたしております。

で、原案を通し得るような、そういうりっぱなものを、国会の修正権、これを否定するものではない。もちろん、提案者が十分各党の意見を事前にキャッチし、そして、各党の御意見を聞いて初めて修正するという、そんなことをしないで、原案を通し得るような、そういうりっぱなものを出せとおっしゃる、これもまた、そうあるべきだと思います。しかし、ただいまの問題は、この際はどうしても早めに出さざるを得なかつた。早急に整備せざるを得なかつた。しかも、各党が非常な熱意を持つてこの問題に取り組んでおられる。そうして、その修正は、本来の考え方から見ましても、いわゆる政争の具だとか、あるいはイデオロギーの問題ではない、かように考えると、國民に対してもいい案が修正ができる。さよなら意味において、私は、この修正も別に反対すべきものじやないよう思つております。

そこで、問題になります刑事罰の、いわゆる「おそれ」のある場合に刑事罰を科すか科さないか、こういう問題でござりますが、大体草案中といいますか、まだ確定案ができる前にいろいろな批判をされることはあることは御承知のとおりであります。そういう星雲状態を抜け、はじめて案が固まるのです。その段階の一々をつかまえて、とかくの批判をされることは非常に迷惑だ。ことに、これが一部の財界の圧力、それによつて、いかがなつたとか、動いたとか動かないとか、どうしたとか、かのように言われることは非常に困る。したがいまして、私は、めずらしく声を大にして本会議でも申し上げたのですが、こういうことは、どちらも自ら言論自由の場とはいつても、やはり良識のある範囲で公党の批判はしていただきたい、かようしなことを申しました。また、私自身考えてみまして、こういうものが、原案の途中において、原案作成中に、いろいろな議論の出ることは、これは当然であります。その一々を問題にする、そういうものではなくて、最終的に決定されたその段階において、当否を議論されること、これが私は本来において正しい姿ではないかと思っております。

伺いつつも、私も、ただいま申し上げるような観点で審議を進めていただきたいと思いますし、これだけはどうしても修正に応ずることができないとか、こういうようなものも政府にはあるのですから、その辺の点も十分御理解いただいて、そうして各党で、やはりできるだけいい公害立法とでも申しますか、対策立法、そういうものができ上がることを、国民のために私どもは心から願つておる。かようにも思います。したがつて、ただいまのようないろいろの誤解もあるようでありますけれども、いわゆる成案が固まるまでの途中における議論、それはなるべく避けまして、やはり最終的な結論で議論をしていただきたい。お願ひいたします。

○國務大臣(小林武治君) いま公害罪法のお話がありまつたから、私からも一言申し上げざるを得ないと、こういうふうに思います。

実は、私は、今度のこの公害罪法というのは世界的にもあまり例のない法律である、したがつて、初めから公害立法でなくて公開立法をやろうじゃないか、できるだけたくさん人の意見を聞くために、むしろ公開をして、批判を仰いで、そして立法しようじゃないかということを、私、初めから申しておるのでありますて、この法案の用意というのは非常に早くできております。これはもう法制審議会から九月に出ている。その後の事情の変更もあると私はきのうこの席で申し上げたように、いわゆる直罰規定がはつきりしてくれれば予防的な効果を相当やれる、したがつて、いわゆる刑事罰の対象を、そうその、ばく然として、あいまいにして、広くしておく必要はなかろうと、こういうふうな考え方もあって、ああいうふうに直した。これは私は誤解を招かないように、よく申し上げておきますが、この立法につきましては、純法律問題でありますから、総理とかあるいは山中担当大臣に相談いたしておりません。したがつて、これはどなたがお考えになつても、法律の条文などについて総理大臣が理解があるわけありません、ことに刑事立法などは。これは私は

そういうふうに申し上げたい。したがつて、そういうことは事前においても相談してない。そう事前ににおいて相談してないとなれば、直す際にも相談するはずはありません。したがつて、これは閣議に出す前までは、案は、これは法務省の原案でありますから、私の所管内にある事項でありまして、私が世論に聞いてこれを直すということは当然で、これは私は、多少總理にお氣の毒な感をもつておると、こういうことをやっぽりあらためて申し上げておきます。これは、あくまでも私どもはさような趣旨において修正をしたことであることを、あらためて申し上げておきます。

○佐藤隆君 総理に、もう一点お聞きいたしておきますが、四十六年度予算は、三Kということ

明確化とか、そういうようなことについていろいろ議論されているときであります。それだけに、そうした中にこのカドミウム問題が出てきて、いるということは、はなはだ残念なことであります。この六日町周辺というのは良質米の主産地です。いうことで、実は、政府の施策に協力して自主流通米をうーんと出そーと、こういうことで努力をいたしてきた。ところが、自主流通米には回せないような結果に相なってきた。こうなりますと、こまかいことではあります。政府買い上げ価格と自主流通米価格との差額は一体だがそのリスクをしようのか、こういうこまかい議論もまた出てくるのであります。こまかいが、農民にとつてはたいへんであります。

○佐藤隆若 食品衛生活上は——
のものは食用に供することができないような規定づけになつておりますね。そこで、いま○・四PM以上のものは、汚染米にあらざる汚染米といふような考え方で、とにかく、まあ蓄積されなければどうかなと、多少の懸念があるというふうに理解していいと思いますね。

○國務大臣(内田常雄君) いまも申しましたように、○・四以上の米が出来ました場合には、それを警戒地域の端緒としまして、さらにそれにいろいろな調査を積み重ねまして、それからカドミウムを要観察地域というものをつくります。しかし、それは、○・四の米が産出されるというばかりでなく、実際に、おとなの尿中から排出されるカドミウムの量でありますとか、あるいはまた、米ば

染米の問題は、農林省、厚生省だけの問題ではなくて、先ほど申し上げましたように、たとえば主流通に回そうとしておったのに政府買い上げを回さざるを得ない現況であるということになると、その原因者である企業に対しても、これだけどういう補償要求をしたらいいのか、いろいろと、そのことについて、簡単だけつこうですから……

○國務大臣(宮澤喜一君) これは、南越鉱山といふのでございましたが、東邦鉱業の山の問題でござると思いますが、十五年ほど操業しております

のめい。行進いはに古はれ

で、国鉄それから健保、米、こういうことにならぬであります。それが最重点項目ではなかろうかと、こう言われておるのであります。公害予算について、ひとつそれ並みに、三K並みに四十六年度予算には対処したいというお気持ちがあれば、一言それを示していただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 佐藤君も、大蔵大臣からしばしばこの席でお答えしていることはお聞き取りだと思います。いわゆる三Kというのはなかなか扱いにくい難問題だと、かようには聞いておりますが、物価と公害問題、これを重点施策として予算を編成しますと何度も申しておりますから、三K並みでなくって、このほうは、わりにはつきりしているのですから、三K並みじやなくって、やはり重点的にこれを取り扱う、このことを私からも確認しておきます。

○佐藤隆君 次に、土壤汚染防止法が提案、付託されておるわけであります、カドミウム問題についてお尋ねをいたしておきたいと思います。

これはいままで非常に大きくなり上げられておりまして、関係地域の農民、米づくり農民には大きなショックを実は与えておるわけであります。私の地元であります新潟県六日町周辺においても、この問題が、黒部、安中に引き続いて提起しておるのであります。農業問題は、地域分担

○國務大臣(内田常雄君) 実は、このカドミウムは、そういうのは、土壤中微量には、どこでもあるものとのようでございます。したがつて、私どもが各種の調査をみずからいたしたり、また、あるいは東門方面に調査を委託した結果を見ますすると、カドミウム人為汚染の原因が全くないようなどころから産出される米につきましても、○・三ないし○・四 PPM ぐらいのカドミウムを含有する米は、産出されております。しかし、それ以上、○・一とか○・四以上のカドミウムを含有するようななが産出されているところは何らか人為的な原因があるかもしれないということで、私ども衛生当局、國民の健康を担当する役所といいたしまして、は、それを実は警戒の端緒といいたしておるわけござります。そこで、○・四までは全く人為的原因のない米として扱い、それ以上のものが生じた場合には調査を開始する、こういうことを、一端緒といいたしております。

かりでなしに、ほかの副食物等も加えまして、一日にその地域で食べられる食品中のカドミウムの総量というようなものも調べまして、そういうものがある程度の量に達しましたときに初めてカドミウムを観察地域として、いろいろな、ます警報といふものを出してあります。しかりしことにて、実際私のほうが専門の学者を集めまして、からばどの程度以上のカドミウムが入つていて、米は食品衛生上の許容限度を越えるかということを結論づけますと、結局は、いまお話をありますように、一PPM以上のカドミウムを含有する米は、これは食品衛生として、摂取は厚生省としては認められない。したがつて、○・四から○一までの間は、それはその汚染の端緒をその地について見るだけの資料でありまして、それはべてはいかぬという米ではない。そうしたら厚大臣そういうものを食うかと言うから、私は食ますと、こういうお答えもいたしておるわけですが、しかし、学者によりましては、○・四を越したものは、一PPM以下のものでも厳密にその規をすべきだという説をなす学者も、そういう人をおることはおりますが、私どものほうの結論はそういうことも考慮しながら一PPMときめておられます。

で、蓄積があつたとということをございます。現在の排水基準で申しますと、実際の排出量は基準の十分の一くらいでござりますので、現在の段階で問題があるわけではございません。しかし、過去の蓄積との関係で、企業が事实上農民との間で引き合をした、するという協定に達したケースは、多少つか実は、御承知のように、ございます。これらは、やはり因縁関係によるものでござります。私も、そういうときに、できるだけ両者の間に立て、話し合いかつこうにという調停をいたしましたが、おわけでございまして、すでに現実に話し合がついて、企業が負担したケースも幾つかあるわけでございます。

○佐藤隆君 次に、古米とか古々米処理というは、農林省でいまたいへんな問題になつておりますが、ここではその議論はいたしません。なるべく適切な措置が早く講ぜられるようにお願いしありますが、こうした事態の中で、消費者に対する配給米の配慮というもの、まあ最近は、食糧局も、十二月二十日から一月の三十一日までですか、全部去年はファイフティ・ファイブティのやうを、今度は新米全部配給しようというようなことを、食糧局では公表しておられるようになりますが、それも非常にけつこうであります、いま

のすとつす序すべてまの わいてうどは幾負去での往

ような汚染米のこの処理について、汚染米にあらざる汚染米、○・四PPMから一・〇〇PPMまでのいわば汚染米、これは一休食糧庁はどういう買入れをしておられるのか。買入れはしいるけれども凍結をしておられるというように私は聞いておりますが、一体これはどうなっているのか、お伺いしておきます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 要観察地域の米は、政府は買入れますけれども、これは指定倉庫に別個に保管いたしておりますので、配給のほうには回さないことにいたしております。

○佐藤隆君 私は、その消費者に対する配慮は非常にけつこうでありますけれども、もう一步——いま御答弁のように、配給米にはそれは回しませんよと、○・四PPM以上のものはそれは回しません、特に保管してありますということもありますが、もう一步進めて、そうした汚染米の凍結米の流通、保管状況というものを公表する、それがやはり消費者に対する親切な行政ではなかろうか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまもここで厚生大臣からお話をございましたとおり、一・〇PPM以下の米は食品衛生上害があるとは認めていますが、もう一步進めて、そうした汚染米の凍結米の流通、保管状況というものを公表する、それがやはり消費者に対する親切な行政ではなかろうか、こう思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤隆君 非常にしつこいようであります。不安に思われておるから配慮しておるのだと、ひとつ、凍結米はこうこういう流通保管状況になつておることを食糧庁をして適切な機会に公表させるということは、これは親切な行政だと思います。しかし、私がでしゃうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 次に、産業廃棄物についてお尋ねをいたします。おきたいのであります。最近、ポリエチレンによる牛乳容器いろいろ問題になっておる。いろいろな点でプラスチックによる生活革命というものが行なわれておる現況であります。あるいはプラスチックなどは新材

ります。あるいはプラスチックなどは新材

とも相当な成果をあげ、あるいは本の表紙にもプラスチック・ペーパーなんということを使われておる。いろいろな点でプラスチックによる生活革命というものが行なわれておる現況であります。

○佐藤隆君 次に、産業廃棄物についてお尋ねをいたします。おきたいのであります。最近、ポリエチレンによる牛乳容器いろいろ問題になっておる。いろいろな点でプラスチックによる生活革命というものが行なわれておる現況であります。

○佐藤隆君 次に、産業廃棄物についてお尋ねをいたしておきたいのであります。最近、ポリエチ

ンテルによる牛乳容器いろいろ問題になっておる。いろいろな点でプラスチックによる生活革命というものが行なわれておる現況であります。あるいはプラスチックなどは新材

とも相当な成果をあげ、あるいは本の表紙にもプラスチック・ペーパーなんということを使われておる。いろいろな点でプラスチックによる生活革命というものが行なわれておる現況であります。

一方、最近の状況を見ますと、各家庭から出まするごみの大部分はプラスチック製品、あるいはその他の産業廃棄物だといても過言でないような状態でありますことをまた事実でございます。これまでのごみ処理の体制といふものはそれに着目してございませんでしたので、そこで今度公害関係改正の際の一つの大きな柱として清掃法といふものを根本的に改めまして、廃棄物処理法、廃棄物処理及び清掃に関する法律といふことにいたしましたが、その際にも、一方においてはプラスチック製品が人間生活への功労者であることを認めながらも、それの処理につきましては三つほどの方策を法律の中にもやはりとり得るように実は規定いたし、その三つの方策がとり得るように私ども助成してまいりたまえです。

一つは、まず、プラスチックを生産する事業者の体制が欠けておつたということではないかと思

うのです。そういう意味で、いまはプラスチックを耐久用のものと使い捨てのものとの二つに分けまして、使い捨てのものについていろいろ議論に

なつております。そこで、これが焼いた場合に有

ります。それが消費者にどうしても回つてまいりますので、そうすると、一般の家庭廃棄物と一緒に出しますので、それの処理についてどう

するかという問題で、そこで仕分けをするとか前

にありますので、それをやります。

○佐藤隆君 そうしたことがなるべく早く進められるとお願いをしておきたいと思いま

す。

けれども、放置できないようなそういう状態に対処するということを思い切って実はいたしてまいります。

○佐藤隆君 そうしたことがなるべく早く進められるとお願いをしておきたいと思いま

す。

身でもやり切れないということでFDAが専門研究者を養成して、それを公正で権威のある民間の財団法人のいわゆる民間研究所に送って、そうして官民合同の何をやっている、こういうことを聞いておりますけれども、いま薬品もそうであります。が、食品についてもいわば食品ノイローゼみたのがありますから、こうしたことを見つけておきたい、かのように思います。

○國務大臣(内田常雄君) 佐藤委員のお話、まさにごもっともだと思います。私も実は同じ思

いです。毒性には、いま御指摘のように、考

えようとしておられるならば、その御意見をひ

とつお聞きしておきたい、かのように思います。

○國務大臣(内田常雄君) 佐藤委員のお話、ま

ことにごもっともだと思います。私も実は同じ思

いです。急性毒性のほうを

急性と慢性とがございますが、急性毒性の

扱います毒物及び劇物取締法というのがございま

すが、事のついでといつては恐縮でございます

が、この際これも見直すということで、今度の公

害国会に改正法を出しておしまして、急性毒性の問題についてやはり欠くるところがあったこと

は事実でございますので、その穴埋めを今度の国

会でいたします。

さて、問題は慢性毒性の問題であります。こ

れは食品にも薬品にもまた公害などからくるもの

もございまして、私のほうでは、食品衛生調査会

とか、あるいは生活環境審議会とか薬事審議会と

いうような各方面的数十数百の方々の専門家を編

成して、必要に応じていともチームを設けまし

て、いろいろのこともやつており、また、その母

体となりますところの国立の御承知の衛生試験

所、また、国立ばかりではなくに、国が助成をい

ささかいたしまして、地方に衛生研究所というも

のを持っていました。また、国立の予防衛生

研究所といふものもございましてやつております

が、これは実は全く手一ぱいで、食品添加物の総

点検、これは三百幾つあるものを、しかも色素の問

題で私がいつも総理大臣から実はお小言をいたしました

いまま厚生大臣が構想を持つておられるようなそ

うです。色素はできるだけやめると、こういうお小言、薬はできるだけ減らせて、こういうお小言

をいたしておるので、取り組ましておるので

が、全く手一ぱいで動きがつかないような実は状

態にござります。したがつて、民間の大学とか、

あるいは民間ではございませんけれども政府が助

成しております環境衛生センターというようなな

ところへ助成金も出して、アメリカのFDAの仕組

みほどではございませんけれども、それを小規模

にいたしたようなことも厚生省としてはやってま

りました。しかし、それだけでは足りません。

そこで、やはり公害衛生研究所というようなもの

をつくりまして、そして公害からくるばかりでな

い、いま御指摘のようなことについてのもう根

しに、いま御指摘のようなことについてのもう根

本的なその調査、総合的な調査、シミュレーター

の設置というようなことまでやらなければ、その

主婦連のほうの人民裁判のほうがいつも先に来る

というようなことは、それはけつこうなことなん

ですが、間違った不安を国民に与えることは私

も、あとで私もが東京都と打ち合わせて調査を

遺憾だと思います。柳町のその鉛害事件などを出

してみると、あれほどの血中の鉛というものは出

ないということで、非常に安心をしましたが、一

時不安を与えましたようなことは御指摘のとおり、ああいうことがあらこちらにありますと非

常に遺憾なことになりますので、私もできる限り

してみると、あれほどの血中の鉛というものは出

はある程度承知しております。しかし、ここまで議論が出てきて、そしてどうしてもやはり新しい時代の新しい要請であるということで、従来の行政改革の概念と変わった立場で、新しい要請であるということで、一つの行政機構——公害行政機構、こういうものが必要であると、こういうことが言えると思います。そのことについてのあらためての御意見をお願いいたします。それで質問を終わります。

○國務大臣(佐藤榮作君) この点ではもうしばしばお答えしたからあえて申しませんが、御承知のように、まず、いろいろ法律をつくりますけれども、何よりも大事なことは平素の指導監督といいますか、行政の分野、それがたいへん大事な役目を果たすと、かように思いますので、まず、各省でまちまちの行政では困る。そういう意味で各省スタートラインをそろえたというか、そういう形のものが本対策本部と、かように御理解をいただきたいと思います。そしてただいまのところ各省でそれぞれが公害と取り組む、その姿勢のほうが業務についての特別の知識を持つておりますだけに容易だと、効果があがると、かように思いますが、しかしながら、日本社会党はじめ野党からもぜひ環境保全省をつくれ、そのため大臣などをふやしてよろしいと、こうまで実は鞭撻を受けております。私はいまの行政機構のたてまえから、行政簡素化、その方向についてはずいぶん御要望が出、それと取り組んでおる最中ではありますけれども、何ぶんにも新しいものもありますだけに、これの取り組み方にはなお私も慎重に、さつき言われたように急がずあせらず、十分国民の輿望にこたえるような結論を出したいたい。問題は公害防止、また公害が発生した後の対策、そういうことの処理が十分できるかどうか、国民の期待にこたえるかどうか、こういうことだと思いますので、これは慎重に考えてまいりました。

○國務大臣(佐藤榮作君) 昨年の私の速記をただり読み上げられました。確かに昨年はそのとおり必要悪と、こういう表現をいたしました。しか

の古くさいと言われるネセサリーアーブルとでも言つたほうが相当ではないかと思います。ネセサリーアーブルというのは必要悪ということですね。「と申しますのは、本来経済は人間の福祉を向上させるための手段にすぎないので、その意味から、公害はゼロになるのが理想ではありますか、現実の問題として狭い国に工業立国をしていかねばならない我が国としては、ある程度の公害はやむを得ない面があるからであります。もちろんこう申すからと云つて、公害対策をおろそかにしようとするものではありません。問題は、経済と福祉のあるべき調整点の発見こそ、当面の課題であると考えます。」とおっしゃったわけですが、つまりここにあります考え方方は必要悪といひ

し、このことばは、その中でありますように、もともと経済は国民福祉のその手段だと、こういうことがもとと強く出でてくれば誤解を招かなかつたらうと思いますけれども、どうもことばが誤解を招いてしまつてしまつたとき、佐藤総理がお答えになりましたことばですね、こういうふうにお答えになつています。田中君は、公害を社会的

罪悪であると表現されました。私はむしろいまのところ全面的に取り消すと、いうもののじやありませんが、誤解のないようにはしたいと、かよう思つております。したがつて、そのいまお読みになりました速記の中にあります経済がわれわれの古くさいと言われるネセサリーアーブルとでも福の向上のための手段だと、この点を強く取り上げたい。そうしてこの公害の防止並びに抑止、こういうことに万全を期したい、かように思いますけれども、いまの科学技術をもつしてもとき

にできないこともあるだろう、そういうのがいまの問題になつておる。そういう意味から国民にもやはりある程度御了承願いたいのだと、こういうような考え方がどこかに残つてゐることだけは、これはひとつ御了承いただきたい。それからといって、私はこれはもう必要悪だからこの程度で甘受しろとか、かように国民に呼びかけておらなければ、これも御了承をいただきたいと思ひます。

○田中寿美子君 まあ福祉なくして成長なしところはいつもおっしゃるので、だから必ず要悪なんということばはもう取り消していくたゞ必要があると思います。そうでないと、そういう観念がそこになりますと、あるいは政府にももしそういう観念がありましたら、公害対策基本法の改

正案で幾ら経済との調和条項を削りましても、あるいは憲法二十五条の文句を入れてきましても、実際にはその取り組みがしつかりならないので、

公害の問題には法律の体系も、先ほど行政改革と一緒にきていたけれども、行政の体系全体もあるいは科学技術のあり方も変えなければならぬ時

期にきているのじゃないかと思うのです。それで

總理大臣が仲よくしていらっしゃいますニクソンも、ニクソン教書の中でも、非常にことはたくさんの大好きな計画を出していますし、一九七〇年は

清潔な環境を目指してわれわれが闘争を展開する年であるということを言つておりますね。そうし

て非常に思い切つた政策を出しているので、總理もこの辺ニクソンさんにならつて、はつきりと今

後大きな政策をやつしていくのだ、先ほど急がずあ

せらずとおっしゃつたけれども、公害は非常に急務でございます。ですからその意思表明をはつきりしていただきたいのですが。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどの、佐藤君にもお答えしたように、この問題は、公害問題だけは急がなければならぬ状況に置かれておる、日本

が立ちおくれて、そういう意味でいろいろ法

案も出した。また各党からも非常に熱心に討議さ

れておる、審議されておる。そういう意味で修正

もこれは前進するという意味で受け入れたのだ

と、こういうお話をもしておりますので、田中委員

がもとだいまのようなお話がありました、が、これは前進するという意味で受け入れたのだ

と、ただ問題は予算編成でどういう形になります。ただ問題は予算編成でどういう形になります。ただ問題は予算編成でどういう形になります。

○田中寿美子君 まあ福祉なくして成長なしところはいつもおっしゃるので、だから必ず要悪なんということばはもう取り消していくたゞ必要があると思います。そうでないと、そういう観念がそこになりますと、あるいは政府にももしそういう観念がありましたら、公害対策基本法の改

正案で幾ら経済との調和条項を削りましても、あるいは憲法二十五条の文句を入れてきましても、実際にはその取り組みがしつかりならないので、

公害の問題には法律の体系も、先ほど行政改革と一緒にきていたけれども、行政の体系全体もあるいは科学技術のあり方も変えなければならぬ時

期にきているのじゃないかと思うのです。それで

總理大臣が仲よくしていらっしゃいますニクソンも、ニクソン教書の中でも、非常にことはたくさんの大好きな計画を出していますし、一九七〇年は

清潔な環境を目指してわれわれが闘争を展開する年であるということを言つておりますね。そうし

て非常に思い切つた政策を出しているので、總理もこの辺ニクソンさんにならつて、はつきりと今

後大きな政策をやつしていくのだ、先ほど急がずあ

せらずとおっしゃつたけれども、公害は非常に急務でございます。ですからその意思表明をはつきりしていただきたいのですが。

○國務大臣(佐藤榮作君) 先ほどの、佐藤君にもお答えしたように、この問題は、公害問題だけは急がなければならぬ状況に置かれておる、日本

が立ちおくれて、そういう意味でいろいろ法

案も出した。また各党からも非常に熱心に討議さ

れておる、審議されておる。そういう意味で修正

もこれは前進するという意味で受け入れたのだ

と、こういうお話をもしておりますので、田中委員

がもとだいまのようなお話がありました、が、これは前進するという意味で受け入れたのだ

と、ただ問題は予算編成でどういう形になります。

○田中寿美子君 計画を立てて、現在の公害の実

情をはつきり把握して、量的にも把握して、計画

的に何年度までにはこれだけのことをするという

予算は編成すると、かように申しておりますので、それに期待をかけておるような次第であります。

○田中寿美子君 それで次に、けさの加瀬委員の発言に続きまして、私あの内容をもう少し追及したいと思ひます。

ます。で、加瀬さんがおこられたのは当然だと思ひます。というのは、国と地方の公害に対する責務について、政府側で統一見解というふうにおつしゃつて、統一見解を出されたけれども、その國の任務と、地方の任務について見解を出しながら、それに対する財政措置のことがはつきりします。それが問題の質問のポイントであつたわけなんですね。そこで、そこまでの統一見解として発表されました内容について、私もいろいろ疑義がございました。で第一、國は基本的、総合的施策を策定し、第一義的責務を負う。地方のほうは、地方自治体は、当該地域の自然的、社会的環境に応じて公害対策を講ずるので、その地域については第一義的責務を負うとなっていますね。これは具体的にいえばどういうことですか、山中長官。

○國務大臣(山中貞則君) これは國みずからが行

なうべきもの、そろして地方が固有の事務として

行なうものの仕分けをしておるわけであります。

なお、混同するといけませんが、当席でも申し上

げましたとおり、公害防止事業といふものは、ま

ずその防止するための施設は、全額企業が負担す

るのが原則である、これは申し上げております。

さらにそれについて、公共事業として行なわなけ

ればならない場合でも、基本法第二十一条の要請

による法律として、まず企業が負担すべき度合い

を定めるということを今国会で定めております。

その残りを国と地方とが負担をするわけであり

ますから、それについては予算編成と並行をし

て、その実態をきわめていくことであつて、國は責任を回避しないということを申し上げたはずでございます。

○田中寿美子君 昨日御発表では具体的に申しまして、昭和四十五年度の公害対策費は六百六十億とおつしゃつた。そして地方のほうが七百四十億でしたか、これは公害対策費そのものじゃないのですね。いろいろなものが入っていると思いますが、予算書で見ますと、公害対策費として百四十八億ほどですね。そういう固有のもので國が地方に対しても

一体どのくらいの補助をしているのか、地方交付税は三十億しか出でていませんね。ですから大藏大臣が、非常にきのうは足し前とか——何というおことばを使われましたか、足りない部分だけをつづいたのだと、こういうふうにおっしゃいました。國庫補助金というのはどれだけこの中から出でていたのか、支出金です。

○國務大臣(山中貞則君) 全体の総額は財投もござりますので三千五百六十八億かと記憶いたして

おりますが、こまかに行政の事業ごとの費用の大半は下水道事業が主でございます。したがつて、この下水道事業に対する補助率をどうするかどう

かの国の一義的な問題については、今後予算編成で議論をしようということで、大藏大臣の答弁は

はなはだ明確でなかつた点がありますのは、予算編成の年内にもやろうかといふ直前の事態でありながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各県が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

えますと、下水溝を整備するということはこれは

水に流すというようなことばはいまは使えない

言つたものが、川は三尺どころか、流れれば流れ

るほどきたくなつて、いるのじやないか、汚濁しているのじやないか、こういう状況であります。

いままで各省が八月三十一日で締め切りましたように、川は三尺流れて清し、こう

いざるを得ない環境にあると思ひます。しかしながらこれから予算を編成いたします際には、單に

いままで各省が八月三十一日で締め切りました大蔵省への概算要求のトータルの中には入っていない

もの、すなわち今公害国会と言われる臨時国会で出されました各種の法案に伴う権限やその他の

事務が委譲されていくことに伴つて、それに伴う委任事務等については國がまず財源措置について

めんどうを見る等々のことが出てまいりますので、これらも含めて公害予算については、あらたに

簡単なものじやなくて、これは基礎の問題だ、か

くともひとつせひ御理解をいただきたい。またよ

くは現実の状態であります。そういうことを考

</div

に達成させるためには、これもどうもはなはだ申しにくいことですが、東京とか川崎とかまた四日市とかいうようなよどぎれている所は、二年とか三年とか五年とかの間に環境基準を達成させるといふことは事实上できないことでござりますので、環境基準に達成させる手段としての排出基準といふものは、これは三年がかり五年がかりで強めていくような仕組みにされているようでござります。いまお話をございましたように、去年からことしにかけて、ことしの実は一月からきつく排出基準はしぼりましたが、そういうわけで、排出基準はどうにか守られるけれども、環境基準には現在達していない、こういうことでござります。もし排出基準に達していないということになりますと、今度改正ですと御承知のとおり直罰主義ですから、すぐに体刑、罰金がかかるということになりますので、やはり排出基準のほうは、ぼつぼつ縮めていく以外にない。そうしないと何十%が不合格ということになりますと、何十%が直ちに直罰で懲役、罰金、こうしたことになりますので、常に指導しながら排出基準をだんだん縮め上げいく、こういうことでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○田中寿美子君 その検査をしてバスしたあとで例の柳町公害も起こったし、光化学スマッグも起こっているわけなんですね。ですからその理由を私は、一つ一つの施設の排出基準が守られていても、複合してくるから環境基準にはとうして達しない状況で、しかもそれは合格である、こういうことになるわけですね。

それで、今度の大気汚染防止法の第四条の三項で、第四条に少しこれは改正されているわけなんですが、都道府県の排出基準の設定については知事に全面的に機能はまかせる、とおっしゃいましたですね。知事にまかせるのですけれども、これは厚生大臣及び通産大臣に通知しなければならないとあります。これはどういうことですか。

○國務大臣(内田常雄君) いまお話しの初めに自動車排気ガスによる大気のよごれがございまし

た。柳町等が問題になりましたのはたしかことしの春ごろでございまして、あのときにはまだ自動車排気ガスなかんずく中古車に対する「酸化炭素の規制」というものがきていたかたったよう私は記憶いたしております。その後新車ばかりでなしに、中古車につきましてもアイドルタイムにおける規制をかけるというようなことをいたしてまいりましたので、その後はかなり規制に従われていると思います。しかし、この規制もだんだん強めてまいり、一酸化炭素ばかりでなく炭化水素等につきましてもプローバイガス還元装置といふものをつけなきやならないようにこの九月にした。輸出車にはそんなものは初めからつけておつたけれども、国内車についてはおくれておつたようで、私どももどうかなと思つておりました。が、今度は輸出車も国内車もそういうことにされたそうありますから、その面での改善はかなり行なわれます。

ついでにお尋ねにも関連して申し上げますが、

しておられます。
○田中寿美子君　いま一酸化炭素、自動車の排氣ガスのことをおもにお答えしていただきたいんですけれども、私申しておりますのは、事業所のばいじんまたは有害物質に関しての調査のことだつたわけですが、いま硫黄酸化物に関しては都道府県知事の意見を聞くというふうにおっしゃいましたけれども、たとえばことしの初めにいま言いました事業所の一万余事業所の検査をなさった。その結果お聞きになつたんだですか、それはどういうことですか、その基準値がそのときは少し高くなつてきましたの大半のお答えによりますと、都道府県知事の意見を聞くということになるわけです。ですからお聞きになつたんだですか、それはどういうことで設定するのにはどういう手続を踏めばいいわけですか。
○国務大臣(内田常雄君)　都道府県知事の意見を聞いております。ただし、私は都道府県と申しますが、都のほうはなかなか聞いてくださらぬようでお答えがない。おれのほうはこういうことで別の方式をとるということを条例でおきめになつておるようございまして、その辺多少まだトラブルが、といいますか、トラブルではございませんが、議論、方式上の違いが残っておりますが、私がどものほうで専門的に都につきましてのことだけを申しますと、実体的にはあまり問題はない、形式論上の問題のようございます。

れども、一体どのくらいにしたらいいかと、急ぐからというので電話一本で聞いてこられて係官が答えられた、たいへんずさんなやり方で基準がきめられたというふうに聞いておりますが、そういうふうなやり方で国の排出基準をきめるというようなことは非常に困ることだ、それからいま厚生大臣がおっしゃいましたが、自動車排気ガスのほうのことで、柳町の場合は鉛公害のあった、ちょうど騒がれたあのころなんですね、ことしの五月二十七、二十八日ころです、一酸化炭素が連續して二十四時間一三・九PPM出しているわけです。これは一酸化炭素に関する環境基準からいえばどういうことになりますか。

ないと困ります。一酸化炭素は二十四時間連続して一〇PPM出でないといふことになつて、この五月二十八日は二十四時間連続するわけです。この五月二十八日は二十四時間連続して一三・九PPM出でたわけです。ですから、一つ一つの自動車の規制をしましても、交通が非常にひんぱんであそこにたくさんものが出でいくから、環境基準がなかなか守られないという状況の中で人間が住んでいるんですからこれは重大なことだと思います。その二十八日の日は四時から五時の間は七四・五PPMとものすごい環境の状況なんです。ですから基準を七、八倍オーバーしている、こういうのになぜこれに手が打てないかという問題は、これは国と地方自治体の権限の問題だと思うのです。これは大気汚染防止法の旧法の二十一条——今度改正される前の二十一条ですね、地方自治体は、地方自治体の知事の権限が弱過ぎるわけです。知事は「意見を述べることができる」ということになつていますね、こういう基準に關係してそういう緊急な場合が起つたときに、そして今度の改正では、二十一条ではこれはもう少し知事に権限を与えたということになつていて、それだけ見ますと、こなういう状況が発生して、知事はこれはどうかしなければならないと思って、これは都道府県の公安委員長のところにお願いしなければいけないわけですね。そうすると、公安委員会は道路交通法によつて措置をするということになるわけですね、これがおかしくありませんか。

○國務大臣(内田常雄君) それはむしろ山中大臣からお答えいただきたいたまうがいいのかもしれないが、いまの道路交通法による道路規制の問題は各都道府県の公安委員会がこれを所管をいたしておるたまえになつておるわけであります。國の警察についても同じで、大臣が警察権を持つ

ていないのと同じような仕組みで、それがまた戦後のお警察行政のあり方としていいところだとされておるわけであります。したがつて、これは知事の権限を制限するからそつておるのではなく、一つ一つの自動車をとめたり、迂回したり、ある種の標識をつけさしたりといふことはできないたまえになつておりますので、同じ庁舎ですから隣の庁舎にあります公安委員会のほうに申し入れをしてそして措置すると、こういう仕組みに当然ならざるを得ないというわけでございます。

○田中寿美子君 これは山中長官に答えていただきたいのですが、つまり、知事は道路交通法……確かに非常にたくさんの排気ガスを出したときに、自動車をとめたり何かしなければならない、その点では道路交通法によらなければいけないし、その点では公安委員長の権限だと思います。

しかし、公害に関して判断をして、そして空気が悪いとか悪くないとか、もうこれはどの程度にしておればならないなんというようなことの決定権は知事のほうに置くべきであり、そして私が考えますのに、この場合、こういうときには公害に関しては公安委員会及び関係行政機関と知事は協議して決定できるとかね。これは要請することがでありますから、今後はよほど違つてまいると私は考えておりませんし、これを、知事に固有の権限で車を全部とめてよろしいということを与えなかつたのは、単に歩行者天国とかなんとかいつも車を全部とめてよろしいといふことをできることを、この場合、こういうときには公害がかかると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、「知事が『道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する』」のですね。だからこういう状況が発生して、知事はこれはどうかしなければならないと思って、これは都道府県の公安委員長のところにお願いしなければいけないわけですね。そうすると、公安委員会は道路交通法によつて措置をするということになるわけですね、これがおかしくありませんか。

○國務大臣(内田常雄君) それはむしろ山中大臣

からお答えいただきたいたまうがいいのかもしれないが、いまの道路交通法による道路規制の問題は各都道府県の公安委員会がこれを所管をいたしておるたまえになつておるわけであります。國の

ます。それは都道府県知事にまかせられないのかというのが基本的な御議論だと思うのですが、これが都道府県内だけで車が出发して、都道府県内でとどまるという流れを示しておるものなら

はあるは場合によってそういうことも可能か

と思いますが、しかし、やはり車というものは全

ておるわけであります。私も車は各

方面の専門家の御意見によりまして、人間が生活

も非常な一大事故になつて、どのような渋滞が広

範囲に及ぶかは、われわれも日常体験しておると

ころでありますので、どうしてもこれは道路交通自

体もそれを受けて行動することを定め、あるいは

固有の権限内にある道路交通法の行使というものを公

害の觀点からとらえて、新たに公安委員会自身も

常時それらの資料といふものを都道府県知事その

他からいただくというようなこと等を明記いたし

ておりますから、今後はよほど違つてまいると私

は考えておりまして、これを、知事に固有の権限

で車を全部とめてよろしいといふことを与えな

かつたのは、単に歩行者天国とかなんとかいつも

は考へておらず、これを、知事に固有の権限

の広範多岐にわたる態様を踏まえてのことと/or>

いまして、他意はございません。

○田中寿美子君 私も車をとめる権限全部を知事におろせとは言つてゐるのではなくて、対等の立場で協議して、あるいはいまおっしゃつたよう

に、すぐ隣だから言つたことがすぐきくといふ

うにうまくいけばいいですけれども、そうでない

ことがありますし、だから、この柳町の場合はそ

がれにありますし、だから、今後はこういうこと

がないようにするためには、政令なんかもいいかげんにしないできちんとおいていただかない

といけないと私は思います。

それから環境基準なんですがね。これは大体、みんな低過ぎると思うのです。これはどうもいま

の行政の努力目標みたいになつておるのじゃないか。いまこのくらいだから一年たつたらこのくらい

がいい。大体、環境基準というのは、私たちも住民が快適に住めるような、そういう環境を確保す

るという立場からきめるべきものなんじやないか。それを目標にして何年ごとにこうすると、こ

ういうふうにするべきではないかと思うのです

が、いかがですか、それは

しゃるとおりではないよう思います。現在達成

されることが不可能であります。私も車は各

方面の専門家の御意見によりまして、人間が生活

も非常な一大事故になつて、どのような渋滞が広

範囲に及ぶかは、われわれも日常体験しておると

ころでありますので、どうしてもこれは道路交通自

体もそれを受けて行動することを定め、あるいは

固有の権限内にある道路交通法の行使というものを公

害の觀点からとらえて、新たに公安委員会自身も

常時それらの資料といふものを都道府県知事その

他からいただくというようなこと等を明記いたし

ておりますから、今後はよほど違つてまいると私

は考えておりまして、これを、知事に固有の権限

で車を全部とめてよろしいといふことを与えな

かつたのは、単に歩行者天国とかなんとかいつも

は考へておらず、これを、知事に固有の権限

の広範多岐にわたる態様を踏まえてのことと/or>

いまして、他意はございません。

○田中寿美子君 私も車をとめる権限全部を知事におろせとは言つてゐるのではなくて、対等の立場で協議して、あるいはいまおっしゃつたよう

に、すぐ隣だから言つたことがすぐきくといふ

うにうまくいけばいいですけれども、そうでない

ことがありますし、だから、この柳町の場合はそ

がれにありますし、だから、今後はこういうこと

がないようにするためには、政令なんかもいいかげんにしないできちんとおいていただかない

といけないと私は思います。

それから環境基準なんですがね。これは大体、みんな低過ぎると思うのです。これはどうもいま

の行政の努力目標みたいになつておるのじゃないか。いまこのくらいだから一年たつたらこのくらい

がいい。大体、環境基準というのは、私たちも住民が快適に住めるような、そういう環境を確保す

がる、こういうことを考へますと、

〔委員長退席 公害対策特別委員会理事杉原

一雄君着席〕

環境基準といふものはもとほんとに人間の健康をそこなわない、暮らしを破壊しない、生活環境を破壊しないというところに理想をおいて設定すべきであると私は思つております。

そこで、もう少し例でやつてみますと、国と地方との関係なんですが、カドミウム汚染米のことなんです。先ほどカドミウム汚染米のことが出ましたけれども、私が申します観点は少し違うのですが、東京都内の多摩川流域でカドミウム汚染米が出ました。で、あの場合に、○・四PPMから一PPMのカドミウムを含んでいるお米を美濃部さんが汚染米と指定した。そしてそれに対しても、その分は自家保有米でもみんな買いたるといふことをきめましたときに、買いたるといふ形は、よこれでいい配給米と取りかえるという形であります。東京都がそういう一步進んで、さつきもお話し、あつたけれども、○・四PPM以上の米は買いたりげてもこれは配給しないのですから、要注意の米なんですね。ですから、それを汚染米として国の基準よりは進んだことをやつた。そうしたらこれが食管法違反であるということを山中さん言わわれた。もういまそのお考えは変えていただけますか。

○國務大臣(山中真則君) そのときは席に農林大臣がおられなかつたので、私が答えたことでありますが、きょうは農林大臣おられますから、あらためて答弁してもらいますけれども、現行食管法の定めておりまする法律並びに政令によれば、そのような場合には、公共団体であつても農林大臣の許可を得なければならぬと書いてございます。したがつて、許可を得てもらいたい、得なければ、許可を得ないでやれば違反になりますという法の解釈を言ったわけでございます。それだけのことです。

○田中寿美子君 山中長官、少ニユアンスが違いますね。この前、公害の委員会のとき、私が質問したのに對して、なぜ○・四PPM以上の米を汚染米と指定するのか理解に苦しむと東京都の方に対し攻撃されました。で、そのとき、食糧局のほうでは、もうすでに東京都と話し合いで、きれいな配給米とかえるという案を立てて

おりました。ですから、食管法によりましても農林大臣の許可があるときには、それは国の機関あるいは国の指定する業者でなくとも米を扱っているということがあるわけですね。その点、農林大臣、いま全国的にカドミウム汚染米が出ていて、そうして先ほども話があつたように、〇・四以上ものものは買つても凍結しておくというお話をありましたが、これに対して交換すること、きれいな米と交換するという方針をおとりになりますか。そしてこれは食管法違反でもなんでもないということを確認なさいますか。

○田中寿美子君 も、地方自治体のほうが先行して国の基準よりも高い基準でやった。それで、このことが一つのきっかけになつて全国的にもこういう基準で準汚染米としますか、それに対する対策をとるということになるわけで、ですから、公害に対する地方自治体が非常に積極的な態度を示すということが非常に必要だと思います。

そこで、私考えますのに、この公害行政、公害対策の権限は市町村段階までおろすべきだ。もちろん、国がすること、それから都道府県の段階ですることがありますけれども、市町村の段階でその権限をおろすということが非常に必要なんではないかと考えますが、この点を山中長官から…

○國務大臣(山中貞則君) その考え方沿つて、基本法でも都道府県の公害対策審議会が任意設置でありましたものを配置制とし、そして新たに市町村にも任意で設置できるようになります審議会の構成でその方向を明らかにしておりますが、具体的には先ほども担当大臣から答弁がありましたように、原則都道府県におろしても、さらにそれをこの公害立法の立場から見た特定の市については市にもおろしていく。さらにまた清掃法が現在市町村の固有事務でありますから、騒音、あるいはまだ国会で提出をいたしておりませんが、政府としては法律もでき上がっております悪臭防止法等も、これは市町村固有の事務というような形で、その手近な問題についてはやはり市町村単位でやる、農用地にかかる土壤等もやはりその地域の問題であろうということの配慮をしておるつもりでございます。

○田中寿美子君 問題は、そういう場合に現状では市町村の財政の問題もあるし、それから専門家なんかの問題があると思います。それで、先ほどから申しておりますように、国が相当の財政的な措置をして公害の防止のための負担をしなければいけない、そのことが地方のそういう権限を侵さないといふやり方でやられることを希望したいと思います。

で、もう一つ、國の事務といいますか、機関委任事務といいましょうか、國と地方の關係なんですかけれども、カドミウムの米が東京都内からたくさん出ましたことが発表されました當時、通産省のほうも全國的にカドミウムの排出をしておる工場の調査をして発表なさったわけですね。これは國の実施した調査なんですね。で、これは地方に對して一体どういうことを要求し、どういう効果をあげているのか、ちょっと私もわからないので聞きたいのですが……。

○國務大臣(宮澤喜一君) カドミウムの実は全國の総点検をいたしました、非常に状況が悪うございました。そこで、まず大きなメーカーに対しましてはおのおの産業別の連合体がございますので、そこを通じて設備の改善等をうながしますとともに、下請の関係が非常にございますので、下請に対しても技術指導等をするようにより依頼をいたしたわけでございます。それから別途に、メリキのメーカーが非常にカドミウムを使っておりままでの、これは全国及び東京都の団体に対して調查の結果を知らせますとともに、改善をするか、ある集団で処理施設をするか、それともどちらもできないようであればカドミウムのメリキをやめなければならないのではないか。

〔委員長代理杉原一雄君退席、委員長着席〕

御承知のように、処理施設が千数百万円かかるものでありますので、中小企業には少し無理だと思われたわけでござります。十月になりましてその結果を点検いたしました。大体大きなメーカーにつきましては設備改善等がなされておりますので、まずよろしくうございますが、小さなメリキの関係は実際問題といたしましてカドミウムによるメリキはやめると、こういう結果になつてしまつました。これもやむを得ないかと思っております。なお、中小の中で集団で処理施設をしようというものがございましたら、これは金融その他の方針と大企業からの技術援助でそれはそれとしてやつていつもらいたいと考えているわけでござります。

○田中寿美子君 その改善方法の指導というのは都道府県を通じてですか、それとも地方の通産局、通産省が直接やられたわけですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 現実に処理施設の改善方法ということになりますと、やはり技術を持つております大企業の応援を得ることが必要でありますので、通産局が県と連絡をとりながら現実の技術はそのようなものを利用させるというふうに考えております。

ま公害の被害者は多いと思うのですがね。こういふものに對して対策を立てていくときに無過失賠償責任がなかつたらほんと救われないわけなんですね。だから水俣病でもイタイイタイ病でも長い訴訟をやつている、なかなかその因果関係の立証ができないということで、まあ被害者が一ぱいいて加害者がないというような関係、被害者だけが苦しんで、お金も使って命も失う、こういう不當なことがあるわけですから、無過失賠償責任制度

ですね。たとえばこれは例をとりますと、大牟田市にあります三池製煉所なんか、ああいうのは、もとは鉱業法の適用を受けていたから無過失賠償責任があつた。ところがもういまははずされてしまっています。現在神岡のイタイイタイ病を起している三井鉱山ですね、あれは鉱業法の適用を受けますね。それから安中の東邦亜鉛の製鍊所で鉱業法の適用を受けられますですね。そういうことと、鉱業法の適用があるということは無過失賠償

責任を問われるということです。○田中寿美子君　三井鉱山ではなく、三井製錬所ですね。これは工場法の適用ですね。だから私の言いたいのは、同じ労働者が、安中の製錬所で働いている、あるいは三井の神岡鉱山で働いている場合には無過失賠償責任を受けることができ、そうして三井の三池製錬所に働いている場合は工場法の適用だから無過失の賠償責任は受けられないと、こういう矛盾があるのはおかしいではないか。つまり基層労働者階級と、うつむき合

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

○田中寿美子君 そうすると、これは機関委任事務ではないわけですか。直接の事務ですか。
○國務大臣(宮澤喜一君) 仕事そのものは、法的には主務大臣が都道府県知事に委任しております
機関委任事務でございます。

○田中寿美子君 どうもこの調査が一体どんな役に立っているのかということが多いへん疑わしい気持ちがいたします。ただ指導するだけ、指導改善の勧告をするというだけではだめなんで、やはりこういうことは都道府県のほうが主体になつてやらなければできないじゃないかという点、私はいへん国と地方自治体とが公害に対して取り組むときに、もっと全面的に、つまりこのカドミウムの調査のとき非常にそう思ったのですけれども、ほとんど同時に並行して東京都の調査と通産省がやっているわけなんです。あんまりむだなことを

に私は思うんですけれども、總理は何回かそのことを聞かれて、そしてなるだけはつきりした態度を出さないようなお答えをしていらつしやるんですね。すけれども、将来に向かってこういうことを考えたいというやうに言つていただけませんですか。
○國務大臣(佐藤榮作君) この問題はいづれ結論が出てくることだと思います。ただいまのようには、何か私が逃げていると、こういうわけじゃないんでございまして、ただいま検討はしておる、その点を率直に申し上げただけで、検討ということでお題をすらしていると、こういうおしかりですけれども、いま検討中でございますから……。

○田中寿美子君 検討ということばだけでいつか出てくるわけですが、法務大臣なんかは横の問題を総て考えて無過失賠償責任の制度を設けること

○國務大臣(小林武治君) 鉱業法の適用がある事項については無過失の賠償責任が適用になる、ういうことでござります。

○田中寿美子君 だから、そうしたらいまの安山と神岡は、山中長官伺います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 鉱業法が無過失賠償をきめましたのはやはりそれなりの沿革があるとうございまして、つまり山というのはかなり古い歴史を持つておりますので、そういう意味で鉱業と農業との間には必然的にどうも調和できない鉱毒の問題、公害の問題がある、こういうふうな点で、當時考えられたようございます。今日の技術で申しましてからなり防げるであつたかもしれないと思われるような部分が、これはもう不可抗力で、受け取らざる事なかれ、いかがですか、法務大臣。なると思いますが、いかがですか、法務大臣。

幅を広げるべきではないかということです。

○國務大臣(吉澤喜一君) これは事実をもう少し調べる必要がございますけれども、三井の製煉所は工場法の適用を受けておるはずございます。安中も受けております。ただいま製煉所で適用を受けておりませんのはいわゆる独立製煉所といわれるものがそうでございます。

○田中寿美子君 独立製煉所、たとえばその山から石を掘ってそこで製煉している場合には無過失賠償の責任を受けられないというのはなぜですか、そこは非常に矛盾しているのではないですか、同じ労働者ですね。一方では無過失賠償責任が受けられるが片方では受けられないというのはおかしい。つまり私の言いたいのは、だから無過失賠償責任制をもつと広げよということです。

しないでほんとうに実効があるというふうにしないでほんとうに実効があるというふうにしなければいけないのではないかと思います。そこで、次に、無過失賠償責任の問題に触れたいと思うのですが、私、野党のほうでは、無過失賠償制度の法案を提案したのですが、公害というのには——これは総理大臣の御意見を伺いたいのですが、この非常に被害者がたくさん出ておりますね、本俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくその他数えられない、認定されない人たちが一ぱいあります。東京都の調査なんなかで見ますと、区の職員四十歳以上二十人に一人が慢性気管支炎にかかるておる。これを推定で計算していくたら東京都内には五十万の慢性気管支炎症状のある人が出るという推定もできる。こういう状況で非常にい

を検討するというふうにお答えになつております。私は、これは民法の特例というような考え方方ではないんじやないか。もう公害というのではなく大きな新しい見地で取り組まなければいけないんで、だから特例なんという考え方ではなく、公害に関して無過失賠償責任制度を設けるというう程度がほしいと思いますけれども、それを見ておきまして、今日までの日本の法律の体系の中ではないことはないわけですね。ですから、たとえば鉱業法、明治三十八年に制定された、その当時から鉱山に関しては無過失賠償責任があるわけです。で、これでおかしいと思いますのは、たいていへんね。で、矛盾だと思いますのは、昭和十四年改正になつてしまったわけ

あるというふうに考えられたようでございます。
そういたしますと、不可抗力の場合でもこれはやはり現実に公害は生じますので、過失、無過失を問うということは適当でない。そこで、無過失主義の制度が立てられたようでございます。今日でございましたらかなり技術が進みましたから失さえおかなければ技術革進によつて防げたうな部分が実はあつたのではないかと思われますけれども、当時はそのようなことから過失、無過失を問わないということになりました。で、たゞいま大牟田のお話がございましたが、これはもう三井鉱山のことですございましたらこれは鉱業法の適用を受けておるはずでございます。鉱業法の適用を受けるということは、御指摘のように無過失

○國務大臣(宮澤喜一君) 鉱業法及び鉱山保安法によりまして無過失賠償責任を問うのは鉱業権者であるわけでございます。つまり、地中の埋藏物というものは国有というたてまえでござりますので、その上に鉱業権という権利が設定されるという考え方でござりますから、それに対して無過失賠償責任を問うておるわけでございます。ところが、独立製錬所というのは鉱業権者に属さないものでございますので、鉱業権を設定したことによつてそのような責任を負わせることができない。これは法律問題かと思いますが、そういうたてまえで独立製錬所は無過失賠償責任の対象になつていませんといふふうに法的には聞いております。

○田中寿美子君 法律で、違った定義のもとで働く労働者というのはそれは同じ労働者で片方では死んでも、あるいはひどい災害にあっても賠償を、無過失賠償責任を受けられないという矛盾がある。たまたまあると思うんです。そのときのう法務大臣、縦に、個々のケースについて無過失賠償責任を検討するとなつてしましました。それはたとえばどういうものをいま検討していられるのか、実際に検討していられるのかどうか、縦に個々のものというのにはたとえはどういうケースの場合なら無過失賠償責任に当たるという検討をしていらっしゃるのか。

○国務大臣(小林武治君) いまの公害取り締まりの行政法規がたくさん出ております。その中の公害の態様について検討を願うということを申しておるのでありますて、また山中大臣は、あるいは物質でもきはせぬか、そういうふうな態様でも考えられるが、もう一つ物を指定してできるのではないか、そういうことも言われておつたのであります。山中大臣は、そういうふうな考え方をいま検討しておるところであります。

○田中寿美子君 もう少し具体的に、それでは山中長官説明してくださいませんか。縦に、たとえば個々のケースというのはどんなものか。

○国務大臣(山中貞則君) たとえば毒物劇物取締法とかあるいは薬事法とか、こういうものはやはり直接、物そのものが毒物、劇物というのですからなじむのではないか。あるいは薬事法等もやはり人が飲むものが薬ですから、そういう角度から検討ができるはしないかというようなこと等で、これは一、二の例であります。そういう角度から検討ときのうも御答弁申し上げましたように、有害、有毒物質、さらに亜毒性まで加えるかどうかはこれから検討でございますが、こういうような物質をとらえて、これにかかる公害が起つていくといふ形の方式がとれるかどうか、これら検討をしておるところでございます。

○田中寿美子君 ということは、つまり、たとえば薬とか食品などについて、そういう無過失責任制を考え、もう検討の段階にあるということですか。

○國務大臣(山中貞則君) そのとおりでございますし、念頭にはカネミ油でございましたが、ああいうことなんかも、やはり違った形の一つの公害であるとらえていくべきだという考え方も頭にあります。

○田中寿美子君 カネミのことをおっしゃいますと、あれは無過失というより過失はもう非常にはっきりしていると思うんで、おかしいけれども、食品とか薬品では、そういうことがたくさんあるだらうと思います。ぜひそれは無過失責任制をそこからでも確立していくいただきたいと思います。

そこで、その場合に費用の負担の問題になりますが、公害防止費用と、それからそういう費用の負担なんですが、原則は公害防止費というのば、公害排出企業が負担すべきである、これはたびたび言つていられることですから私もそう思ひます。そこで、それに関連して国と地方の負担の問題なんですが、産業廃棄物の防止法案の中で、私は先ほどの御意見ちょっと違うと思ひますが、産業廃棄物と家庭廃棄物を含めた一般廃棄物といふことはがござりますね。産業廃棄物の中で、先ほどプラスチック製品というのは人類にとって非常に寄与している、だから、これを適応するのはおかしい、ただ、これは非常に廃棄物としては膨大な量にのぼりつゝあると思ひますが、廃棄物全体、どのくらい年間出ているかおわかりになりませんでしようか。

○國務大臣(内田常雄君) 年間と申しますよりも、このごろでは産業廃棄物等を含めますと、一日に百万トン以上になっております。そのうちで、家庭から出る家庭ごみといふものは五、六五万トン、六、七万トン程度でございますので、その他の数十万トンの部分の中にそのプラスチックを入つておると、こういう状況でございます。

○田中寿美子君 つまり、家庭ごみは五、六万トン。それでプラスチックの関係の廃棄物というのは大体どのくらいの割合になつておりますか、全体の産業廃棄物の中で。

○国務大臣(内田常雄君) おおむね家庭廃棄物といいますか、家庭から出るごみの中には一〇%ぐらい現在でも入つている。しかし、この割合はふえるだらうと私どもは憂慮をいたしております。

○田中寿美子君 先ほどプラスチックはたいへん便利で人類に貢献しているという話がありましたけれども、同時にこれが非常に大きな公害を起ころば、いまの焼却炉ではもうとうていやり切れない、まず非常に高熱を出すということ、それから焼却しているものの中で、一〇%ぐらいがプラスチック類ですね。もし、これが一五%までふえたならば、いまの焼却炉ではもうとうていやり切れない、まず非常に高熱を出すということ、それから同時に鉛化ビニール製のものは非常に有毒なガスを発生するわけですね。ところがこれを今度の産業廃棄物法案では、防止法典ですか、家庭廃棄物、家庭から出るものと一般廃棄物というふうに分類して、そして産業廃棄物のはうは企業に負担させる、だけれども一般廃棄物のはうは国と都道府県が、あるいは市町村までが負担するようになつていますね。これはおかしくはないかと思うんです。つまりプラスチック製品を使うというのには、これは企業の必要で使つて、そして私どもが買いますものはそういう容器に入つてくるわけなんですね。これは私たちが家庭でつくり出したものじゃないわけです。だから、これを廃棄するため起こつてくるところの公害を防ぐために回収して焼却する費用、それは企業が負担すべきものだと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(内田常雄君) プラスチックが事業者の産業活動の過程で発生するものは、もちろんこれは産業廃棄物といったしまして事業者の責任と、こういう原則に立つておりますが、ところが、そのプラスチックはもちろん事業者がつくりますけれども、つくつたものは、いまお話をのように一般の家庭用品等になつて家庭に持ち込まれ、廃棄物

にならざるときには家庭から出てくることになりますと、そこで今度の法律の中でも非常にそれが議論になりましたが、まず、私どもはそういうものが家庭に出ることができるだけ少ないような状態をつくり出してもらうことと、それからまた家庭に出ました場合には処理しやすいような状態のプラスチック製品であることと、また第三番目にはそれらの家庭から出てくるプラスチックについても、もともとその生産者なりあるいはそれを容器に用いた事業者というものは、その処理についても何らかの協力の方法を講ずべき方向に指導してまいりたいことにしかできないんじやないか。そこで、たとえばこれは化粧品からも出ますし、百貨店の買いもの袋からも出るわけでござりますが、そういうものにつきましては、まずそういうものに使わせるのを許可する際に、許可の規定があります食品衛生等に関連いたしますものにつきましては、それをあとどう始末をしてくれるんだ、たとえば、牛乳びんとかヤクルトのびんとかいうようなものもあります、化粧品のびんもそうかもしませんが、どういう始末をさせるべく案を立てますか、協力をしますかという案を立てさせまして、それが納得すべきものでない限りは使用の許可をしない。これは廃棄物処理のほうではございませんで、別個の食品衛生法その他の法律でその際取り締まっていく、こういうことにいたす。こういうつもりで、法律のたてまえもそんなようなことで組んでございます。

ていらないんですね。だからやはり、消費者を通して出てくる廃棄物もその回収をしたり、焼却をしたりするところまで、私は企業に義務づけるべきではないかと思うんですけれども、山中長官いかがですか。

○國務大臣(内田常雄君) その激しい議論はいたしました。牛乳とかヤクルト等ですと、毎日配達されるものですから、ワンウェイでそれをやりた場合に、ワンウェイはよろしいが、毎日回収しない場合に、ワンウェイはよろしいが、毎日回収なくともいいから、何らか回収なり、それの処理の方法を考えて、条件をつけて、その上でないと許可はできません。ところが化粧品のびんになりますと、回収その他の義務を負わせようと思いましても、Aのメーカーの化粧品の容器をB、Cの化粧品会社に責任をどううこうとして負わせるか、あるいはいろんな商店の包み紙等について、これも商店という事業活動のはうから消費者のはうに入ってくるのでござりますが、それらをどうするかということになりますと、実際問題としていまお説のように責任を負わせられません。そこで、「一番極端な場合には、もうその処理がめどがつかないものにつきましては、もう初めから使用を許さない」と、牛乳びんのように。こういうこと。それからまた市町村のはうへたまたものを、家庭廃棄物とプラスチック物とに分けるようなこともしていただきて、違った焼却炉をつくるということもいたしますが、そういう際に、そういう焼却炉の建設運転等に対しまして、企業の協力を求めるということは、私は行政指導でやるべきだというふうなことは、どうぞ考えております。

学製品の中に入つて、飲むようになつてゐる。それから、ガス管なんか、これは非常に塩化ビニール製のもの。だから、こういう商品をつくる、生産する企業に責任を負わせるという方法は技術的にいろいろあるはずだと思う。だから、すべて一般廃棄物というものを国と都道府県に負担させるということになりますと、みんな税金から出ていくわけですから、この辺はもつと検討して、いままでわれたような形で企業に負担をさせる方向に持つていいただきたいと思いますし、なお、その使用許可制をとるということも私は今後必要だと思っています。

うことばが出てなんですが、公害に関しては、住民の参加ということが非常に必要だと田中です。で、現実に鉛公害の話が出て、あれは何かあの辺の医者がやつたとか、いろいろ言わねえで、それとも、一番被害を受けるのは地域にいって、住民なんですから、住民のところの感度が非常に強くて、そしてそこから公害がわかつてくるんですね。ですから、そういう意味では、住民の怨恨がある人は住民の参加を求めるのではなくて、このこのものすごい公害を克服するということは非常に困難だと思うんですがね。ですから、いま各々で、発電所に対して住民が反対に立ち上がつてるとか、あるいはコンビナートに対しても反対で、上がつているとかというような問題ですね。これに対して、あるいはいまちょうど白井でもやっていますけれども、ああいうふうに地場産業を守るために、一般的な住民とそれから漁民が立ち上がる、こういうことが最初にあって公害は問題としてくるんだと。そういう点で、住民の公害運動に対して総理大臣なんかどういうふうに評をしていらっしゃいますか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 人民裁判だとか、あ
いは公害摘発だとか、こういうような、産業と
分たちの生活、これを対立的に考えて問題を処
しようという、そういうことは、私は賛成しな

ものです。ことに、私自身いろいろ考えてみまして、全国的に見ると、ある場所によつては非常に地域的住民の協力を得て、理解のもとに企業が成り立つておる、そういう土地もございます。また別に、極端な対立抗争の形で企業が行なわれております。しかし、それで

は対立抗争の形では企業の成功はできない。このことを考えますと、これは何といっても地域住民との理解のもとに、協力のもとに企業は成り立つんだと、こういう意味で、やはり公害防止もそういう意味から出発しなければならない。それには私はどうぞ申ししますように、生活優先、そこに立って、そうして企業者が問題に取り組めば必ず地域的な協力を得る、問題を起こさないで話がつくんじゃないだろうかと、かのように私思います。がしばしば申しますように、生活優先、そこに立つて、そういう意味で、やはり公害防止もそういう意味から出発しなければならない。それには私はどうぞ申しますように、生活優先、そこに立つて、そうして企業者が問題に取り組めば必ず地域的な協力を得る、問題を起こさないで話がつくんじゃないだろうかと、かのように私思います。

たいへん尊近な例を申しますと、山の中、あるいは非常に産業に取り残されたところ、そういうところでは、われわれは十分理解をもつてそういう産業を育成強化するから、私どものところによってきてください、こういうような地域がないわけではありません。そういうようなところに、やはり企業家自身が地域住民の利益、これを第一に考えて、そういうして会社の経営に当たれば、たぶんそのような問題もよほど解消され、少なくなるのではないかだらうか、かように考えております。

○田中寿美子君 住民の協力という点でなんですかねけれども、衆議院のはうでも監視員の制度をもとつくななければいけないという議論がされた上うです。確かにいま公害の状況を監視して、そしてその現実を把握しないと対策が立てられないのですから、非常にそれも必要なことなんですねけれども、これはとてもちょっとやそっとでできる事ではない。だから監視員も当然あやさなければなりません。せんけれども、また、自動的に観測のできるような施設設備を全国的にこれを置いてもらわなければいけない。

港の人たちのところへ行つたときにもさうして「もしも」といふふれども、騒音の測定器が置いてあるところで、きじきそれを見にくるというのではなく、そこまで地域の学校の P.T.A. の人たちが二十四時間連続して一月なら一月継続して測定器でとつていて、ういうようなことをした場合に、あれは通産省

港の人たちのところへ行ったときにもそういう事で、それとも、騒音の測定器が置いてあるところで、さきほどそれを見にくるというのではなく、その地域の学校の P.T.A. の人たちが二十四時間連続して一月なら一月継続して測定器でとっている。いうようなことをした場合に、あれは通産省じゃない。どこでしたかね、ちょっと忘れましたけれども、そんなしようとがそういうことをすれば金はやらないそなんというようなこととでおどしつける。これはよくないことです。市民に協力してもらうということは非常に大切なことなんですね。尼崎の団地に参りましたときには、その団地が、神崎川の付近ですけれども、水と空気と両方から家のといなんかがどんどん腐食していく。そういうことは、つまり、あそこに亜硫酸ガスその他悪い有毒なガスがあるのだろう。この住民は、きょうは非常に頭が痛い、のどが痛い受け取った感覚からグラフをつくっていたんですね。ところが、これは決してばかにしてはいけないとあって、後に尼崎の市役所に行って、して大気の測定のグラフを見せてもらつたら、民の感じてつくったグラフと非常に似ているのよね。だから、やっぱりそういうことを考えましたときに、公害の対策に関してさつき対立してはけないと言われたけれども、自分たちの生活権守るために立ち上がる住民運動もあります。その結果、コンビナートがこよう、火力発電所が設されようとするときに、よりよいすぐれた防止手段を企業とその地域の住民との間に、あるいはこの自治体との間に結ぶことができるようにならなければいけない。しかしながら、地方政府の権限も大幅に今後は持たせていくつもりをあげて財政の措置もしなければいけないし、それからいろいろ対策を講じてもらわなければいけない。本腰にならなければいけない。しかし地方自治体の権限も大幅に今後は持たせていく。そうして、同時にその地域に住んでる住民の恵だとか協力を大いに求めていく。こういうう

す。で、これを考えてみますと、水であるとか、空気でありますならば、いまの水質汚濁防止法ないしは大気汚染防止法、これをも私どもは問題にしております。これは制限方式ではいかぬのだ、総体、総和的対策を立てる必要があるんだということは、先ほど田中委員も触れたところでありますけれども、この土壤に関しては絶対——極言をいたしますすならば、そういう対策が必要ではなからうかと、こう思うわけです。それに対する御見解があれば後ほど出していただきたいと思いますけれども、いずれにいたしましても、これは防止するということを優先的に考えるべきであるということであるならば、私は工業立地の問題も含めて今後は考えていかねばならないんじやないかとうふうに思います。そこで、まあ私は絶対といふことばを使いましたが、今日の状態では確かに不可能でありますよう。だとするならば、これを検知し得ないまでの技術の開発というものが将来可能なのであるかどうかということと含めて、工業立地に対する今後の計画なり、そういうものが全国総合開発計画とあわせ考えてどういう影響をもたらすのであるうか、この点について経済企画庁長官と通産大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

大臣からカドミウムのメッキ工場の話が出ましたけれども、やはりああいう措置もとられておるようない際でございます。でありますから、これを立地の上から考えまして特に推進するとか、そういう結果が出てくると思つております。でありますから、要約すれば、結局、工業立地というものはあくまで公害問題というもの前提にして、そういう結果が出てくると思つております。でありますから、規制を強めますと、どうしても立地が制約されてくる、こういう面は、これはもうやむを得ない結果が出てくると思つております。でありますから、要約すれば、結局、工業立地といふのはあくまで公害問題といふものを前提にして、そしで考えておかなければならぬ、こうしたことあります。

○村田秀三君 次にお伺いをいたしますが、先ほども触れましたが、これは絶対に農用地に特定有する害物質が流入してはならないということを前提に考えるわけであります。その場合に、この法案の中には緊急措置といたしまして、たとえば農林大臣が関係各大臣、そしてまた都道府県知事に対して要請をし、勧告をできるというふうに修正はされましたが、しかし、私はこの問題については緊急命令が発せられるようにする必要がある。このようすは考えております。それはどういう観点から申し上げますかといふならば、過去に実は例があるわけでもありますけれども、その有害物質が流入しているということを明らかに承知をして、しながら、それを公表されておらない、ないしは対策を立てておらない、こういう実例といふもののが現実にあるわけであります。したがいまして、私はそのような場合のことを考慮いたしまして、緊急命令が発出できるような措置というものが必要である、こう一つ考えます。それに対してはどうのように考えておりますか。これは農林大臣ももうありますけれども、総務長官、御答弁をいただきたいります。

○國務大臣(倉石忠雄君) これは法で御存じのよう、地方長官、つまり県知事にいろいろなことを委任しておりますので、いまのお話のようなことにつきましては、それぞれ委任を受けた地方長官がそれをやれるようになつております。

○村田秀三君 これは衆議院で修正をされておりましたから、これ以上触れるつもりはありませんけれども、さような意味で、ひとつこの体系の中でも機を失しないような運用ができるよう、これは要望しておきたいと思います。

それから、法案の中に、地方自治体は測定調査をして、そうして公表をするという義務を実は課しました。しかし、私はこれだけではまだ不十分なような感じがいたします。と申しますのは、一度汚染をされましてからの対策では、これは私は対策を先取りするということにはならないわけではありませんがら、そういう意味で各企業が常時測定、分析をして、それを公表する義務、これをむしろ各企業に与えることのほうがより適切な対策を立てることができると考えておるわけでありますけれども、この点についてはいかがですか。これは総務長官ないしは通産大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 水質及び大気両方とも測定の問題につきましては、企業に測定を義務づけているわけでございます。その方法あるいは記録のしかたは省令できめることになつておりますけれども、義務づけておるわけでございます。ところで、常時ということになりますと、自動測定といふようなことにならざるを得ないわけでござりますけれども、御存じのように、微量重金属、こまごまにカドミウムなどを現在測定分析いたしますのには、専門の学者がかなりの長い時間機械を使つて初めて測定ができるというのが世界の技術のいまの水準でございまして、行く行く簡便な自動測定記録計というようなものができますと、ただいまおつしやいましたような目的に沿うわけでござりますけれども、ただいまの技術水準では自動測定あるいは自動測定の記録計というようなものはできておりませんで、現実にはかなり長い期間と人手を使って現実のカドミウムの分析などをしておる状況でござりますので、仰せられることは、行く行くとしては私は望ましいことであると考えておりますけれども、現在直ちには実行ができなくておりまことに承知しております。

○村田秀三君 この辺のところが私はきわめて重いだと思うんですが、実はわが福島県にも汚染地帯があるわけです。一、二、三の企業をたずねまして、いろいろ話を聞きますけれども、うちのほうは出ていないはずである。大かたの企業がそういう答弁をなさる。が、しかし、現実にはその地域一帯は汚染をされている、こういうことであります。それで、これはまあ私も調査を記録しておることの義務づけは承知いたしておりますけれども、こういう問題があるわけです。たとえば、人の見ておらないときとか、あるいは立ち入り検査をしておらないときであるとか、こういうときに大量に有害物質を放出するというようなことが言われておる。しかし、そのことを聞きますると、いや、そういうことは決してない、こう言うのでありますけれども、しかし、それを証明するものがいいわけです。だとするとならば、これは當時やはり測定をして記録にとどめ、それを公表するところが、私は住民の信頼をむしろ回復する、そういうところにも発展をいたしますし、同時にまた、新たにできますところの事業者負担法によります分担金の配分の問題からいたしましても、私は当然そのことが必要になつてくると、こう思つんですね。したがつて、いまのところ技術的に不可能ではないかというような——不可能といふよりも、非常にむづかしいというような話でございまますけれども、これはもう必ず実施をするといふことでなければ、事業者負担法をつくつてみたりいたしましても、私はもならないんじゃないかと、こう実は思つうんです。そしてそのデータによつて、いわゆる県が農用地の問題にしろ、大気の問題にせよ、水質の問題にせよ、すみやかに対処できるというような私は体制をとらなければならぬんじやないかと、こんなふうに思つておりますが、総務長官どうですか。

卷之三

卷之三

○村田秀三君 それを公表してはどうかと、こういうことです。その点はどうですか。

○國務大臣(官選議員一君) 先ほど申し上げましたのは、いま総務長官の言われましたとおりで、たとえば自動測定で記録をグラフのようにやつていいということになりますと、技術開発を待たなければなりませんが、法律に定めております程度の測定でございますと、これはできますし、やらなければならないわけであります。で、それを公表すること自身、私は、こういう段階になりますて、別に差しさわりのあることはない。現に紛争などが起つてまいりますと、これはもう企業は当然公表もいたしますし、また市町村なども公表するようになりますと、求められたところで、法律上の排出規制をする義務のある、及び常時測定し記録をする義務のあるもの、これは私は企業の秘密というようなことには関係がない、公表をして差しつかえないものだと思います。

○村田秀三君 農林大臣にお伺いいたしますが、対策地域の指定要件ですね、これについてお伺いをいたします。

まあ特に一つ触れていただきたいことは、先ほど佐藤委員の質問の中で、つまりカドミの場合、人為的な汚染の限界、これについて厚生大臣が〇・四PPM以上というような意味の発言をなされたわけでございまして、これともだいぶ関連がござりますので、ひとつお伺いをいたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) いまそのお答えの前に、さつきの調査のことを持ちよつと申し上げたい

それだけを対象にするとあるいはそれ以外に公害源のある工場周辺の一帯、これを対策地域に指定するのかとか、そういう意味のことを聞きたかったわけです。その点はどうですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ちょっとと政府委員からお答えさせますが、よろしくうござりますか。

○政府委員(中野和仁君) お答え申し上げます。当面問題になつておりますカドミウムにつきましては、おそらく要観察地域を中心にして指定することになるかと思いますが、農林省では、先ほど大臣お答えになりましたように、ことしからずでに調査に入つております。調査のまゝとなり次第、地域はもう少しふえていくふうに考えておられます。

○村田秀三君 まあ私の要望といいますか、意見を申し上げますが、これは自然の汚染含有度ですか、自然の汚染というよりも含有度、これは○・○七であるということを私は聞いておるわけですね。それでその最高値、ほんのわずかな地域だけれども、○・四であるということが言われておる。その○・四を中心にして、いわゆる厚生省の、つまり自衛的な汚染の限界というふうに定められると、これは私は問題があろうと思ひますし、当然この指定地域の中には、その周辺になります。工場があつて、その流水なり、ばい煙の飛沫する範囲、飛散する範囲、こういう地域一帯を対策地域にしなければ、私は実効があがらない。先ほどいわゆる予防、防止に重点を置くのかというような聞き方をいたしましたが、それとこれは重大な関係があるわけですから、そういうことについてひとつ私は要望を申し上げておきたいと思いますが、農林大臣いかがですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまも政府委員からお答えいたしましたように、私ども、ただいま御指摘のような地域につきまして、逐次調査を進めまいりたい。もちろんそういうことでございますので、私どもは、ただいまの提案いたしてあります法律をしております対策地帯等も、その結果だんだんふえていくかもしません。

○村田秀二君 どうも、はつきりとものを申していただきたいわけであります、そういう方向でひとつぜひ対処してもらいたいと思います。

そこで、今度はその防止事業のうち、かんがい排水の事業があるわけですね。ところが、このかんがい排水の事業でありますけれども、考えてみますと、これは磐梯の例であります、磐梯は日橋川の上流に位置しておる。そしてその排水、これが影響を与えておる。そこで先般汚染要観察地帯に指定をされました地帯以外の下流、これにどんどん汚染土壤が蔓延をしておる、こういう傾向に実はあるわけです。したがいまして、もしもこれを徹底的に防止しようとするならば、このかん排事業というものは私はきわめて重要であろうとは存じますけれども、しかし、これは単なる水源転換であるとかいうことでは、ずっと下流、つまり新潟などのことを考えた場合には、これはきわめて私は不十分である。つまり日橋川に工場污水、排水を流出させない、ということ私が大事であり、これをやるために、流域下本道といいますか、これをやはり完備しなきやならぬというふうに考へるわけありますけれども、農林大臣はどうの程度のことをひとつ考へておるのか。そしてまた建設大臣にもこの点ひとつ、私は相當膨大な費用というものが必要にならうと思いますが、この際申し上げますけれども、とにかく上流地帯に、単にカドミウムばかりじゃなくて、つまり汚染する企業、汚染源を立地するということは、これはつまり流域下水道といいますか、そういう積極的な大がかりな対処をしないと、問題の解決にはならないというふうに考へておるわけでございまして、この点ひとつお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げま

す。

従来は環境を維持するための指定水域というものがありました、今度は全面的に全水域について汚濁防止をすると、こういうことになります。したがいまして、まず第一に、御指摘のとおり、河川流域に工場等が立地した場合には、まず

第一にこれらの工場は全部廃棄物について規制を受けるわけです。そしてそれが水質汚濁をしないような措置をさせることができます。第一にできます。その次には流域の全体を河川法上の二十八条、二十九条、これを受け、われわれはきれいな水にこれを保持する責任がございます。そういう観点をも含めまして、都市市街地区については公共下水道、それから都市については都市下水道、それから流域下水道の三つのたてまえで、これの環境基準を維持するための措置をするのでござりますが、御指摘のように流域下水道については、将来は全面的に全水域についてこれを整備することが望ましいことでございます。しかし、現在われわれが策定しております昭和四十六年度から始める五カ年計画では、そのうち、特に四十九水域のうち二十五水域については五年間でこれを全部整備する。その他の二十四水域についてはおおむね八年間かかると思っております。そういう観点から、二兆六千億ではこれは必ずしも十全でございません。そこでわれわれ、長期計画としては、昭和六十年までにおおよそ十五兆円の投資をすることによって都市下水道を完備し、その上に、御指摘のようない日本におけるおもなる水域については、大体環境基準を維持することができる程度までは整備いたしたい、こう考えておる次第でござります。

○村田秀三君 次に、汚染を防止する事業ですが、時間もなくなりましたが、端的にひとつお答えをいただきますが、法文の表現といたしましては「客土その他」となっておりますね。しかし、すでに汚染された地域は、特に水田の場合には、これは土壤の交換をいたしませんと効果があがらないと思うんですね。当然土壤の交換、これが入つておるのかどうか、ひとつお答えを農林大臣にお願いいたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) 交換が必要な場合にはそれもいたします。客土でよろしい場合には客土の事業もいたします。両方でございます。

○村田秀三君 それから最後になりますが、被害者の救済問題です。事業者負担法等でございましたが、しかし、いまなお解決されない問題は、つまり汚染地域に生産される作物の補償、まあ一PPM以上の米はこれは政府が買わないわけであります。それからあと見えざる問題といたしましては、たとえば汚染地域の下流つまり汚染要観察地域に指定はされないけれども、汚染が発見されたというその地帯の自主流通米等は動かないわけです、売れないのですね。そういう問題も出てきておる。ないしは野菜の問題、先ほど田中委員が申し上げました、まあ物件、トタンであるとか、ないしは子供の自転車、おとなの大転車ないしは小さな遊び場のブランコの鉄骨でもこれはさびついてしまうという、そういうような問題も出ておるわけですね。こういうものの解消のためには、先ほど総理大臣が申されましたような言い方は、先ほど総理大臣が申されましたような言い方ではなくて、一つの慣行、ルールとして、そして工場と地域住民が信頼関係を発展させることができるように、交渉をするという一つのルールというものを、ひとつこの際確立してはどうか。単にこれでは、なかなか、これがはたして海が全部きれいになるのではないか。できているならば、やはりわれわれは通じて見て感じた考え方等から、さらに海洋に対する投棄物についても、廃棄物についても規制を立てておりますが、現在の廃油処理施設の利用状況、あるいはまた夜陰等にまぎれての廃油等のたれ流し等の現象がどうしても見られる今日において、一舉にきれいな海を取り戻せるにはまだほど遠いものである、まだいろいろの今後われわれとあつせん、仲裁等をしてくれるものと思いますが、まず日本自身がさらによりよいものを求めて、ます日本列島の周辺の海をきれいにする義務等の物質による収穫減収補償というようなもの等についても法律で定めていくわけでございますので、政令で定めてまいりますので、そのような事業も可能になるかと思います。

○國務大臣(山中貞則君) 先国会に成立しました公害紛争処理法に基づく中央、地方の公害審査委員会、そういうところがそれらの話し合いの窓口のあつせん、仲裁等をしてくれるものだと思いますが、さら農用地に関しては、先ほど農林大臣からもちょっとと言わされましたように、今後銅、亜鉛等の物質による収穫減収補償というようなもの等の問題がござりますが、それは審議の席においてそれもやはりあわせて審議をしたい、そのように考えているわけですが、その点、運輸大臣はどういう考え方ですか。

○國務大臣(橋本善美三郎君) ただいま総務長官がお答え申しましたように、この海洋汚染防止法だけでは、もちろん完全にきれいになるかといえば、問題があります。それは一つは、これは法律以前の問題ですが、いわゆる国民道徳の問題が一つあります。それから一つは、御承知のように、油を流すことを原則として禁止いたしますけれども、ビルジ等の問題等が、これは最小限度の問題が一つあります。それからもう一つは、廃棄物処理法等によつて陸上で処理されるものが大部分でありますが、この法律は、船によって油もしくは廃棄物を海には捨ててはいけないという法律でありますから、したがつて、陸上で処理せられるものが、どういう形で今度は例外規定でこれを海洋に捨てるものを認めるか、こういうことでありますが、お話しのように、陸上で処理できるものが、これは完全に処理しなければなりません。ただ、ものによっては、たとえば屎等につきましては、なお現在下水道の完備が十分でありませんので、ある一定期間は、やむを得ずこれを最小限度の処理をした上で海洋投棄を、場所あるいは排

質問したいと思います。

○村田秀三君 それから最後になりますが、被害

者、海洋国日本にとって、われわれのたん白源であ

る

る海洋が年々非常に汚染されておる。わが党のた

び重なる調査によれば、東京湾あるいは大阪湾の洞海湾だけではない、あの広い瀬戸内海も全面的に赤潮現象等で今年夏も二十万匹のハマチが死んでおる。そういうような状態の中で今度の法案が提出されたわけでございますが、そこで私は総務

長官にお聞きしたいのですが、この海洋汚染防止法によつてはたして海がきれいになると想われるのか、そのあたりの長官の考えをまずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) この海洋汚染防止の法

律は、国際条約において国内体制整備としてはア

イスランドに次ぐ体制の整備、すなわち油濁につ

いては国際法そのものを受けたるわけでござい

ます。ささらにわが国の周辺並びに日米会議等を通じて感じた考え方等から、さらに海洋に對

しては、事だと思うのですけれども、ところがそれが政令になつておるわけなんですね。そういう法案を私たちに審議しようと言われても、われわれ国民の代表としてまことに不本意と言わざるを得ない。そ

れども、それは一応は禁止しているけれども、例外規定がある。「應は禁止だけども、こういう

総務長官は海洋投棄を禁止したと言われましたけ

ども、それは一応は禁止しているけれども、例

外規定がある。「應は禁止だけども、こういう

ものは捨てていいいんだと。また、こういう方法でここに捨てなきやならないんだと、これが一番大

事だと思うのですけれども、ところがそれが政令になつておるわけなんですね。そういう法案を私

たちに審議しようと言われても、われわれ国民の代

表としてまことに不本意と言わざるを得ない。そ

れども、それは一応は禁止しているけれども、例

外規定がある。「應は禁止だけども、こういう

総務長官は海洋投棄を禁止したと言われましたけ

ども、それは一応は禁止しているけれども、例

外規定がある。「應は禁止だけども、こういう

ものは捨てていいいんだと。また、こういう方法でここに捨てなきやならないんだと、これが一番大

事だと思うのですけれども、ところがそれが政令になつておるわけなんですね。そういう法案を私

たちに審議しようと言われても、われわれ国民の代

表としてまことに不本意と言わざるを得ない。そ

れども、それは一応は禁止しているけれども、例

外規定がある。「應は禁止だけども、こういう

総務長官は海洋投棄を禁止したと言われましたけ

ども、それは一応は禁止しているけれども、例

外規定がある。「應は禁止だけども、こういう

総務長官は海洋投棄を禁止したと言われましたけ

ども、それは

制をどうするか、これは先ほど山中長官も言われ
たとおりじやないかと思ふんですがね。これがや
はり私たちも十分かどうか非常に心配しているわ
けでございますが、そういう点、運輸大臣として
監視体制はもうだいじょうぶなのかどうか、その
点、お聞きしたいと思います。

○塙田啓典君 この点はなかなかここで幾ら言語化をしても、本年の初めの予算委員会においても私ここで同じように質問をして、大蔵大臣が善處申しますと、そういう話だったけれども、実際はそういうわけですね。私は、だから、そのことをあまりお聞きしようと思いませんけれども、ひとつ運輸大臣も、そしてまたさうは総理もいらっしゃいませんから、総理の代理として総務長官も、この海上保安庁の体制のことをもっと真剣に考えてもらいたいと思います。

なんですか。されば私は、運輸大臣も、と莫角の立場でござつて、なつてもらいたいと思うんですよ。人命救助の上からも、それはもちろん自衛隊も必要かもしれない。けれども、やはりいま、そういう海難とか、あるいは油の汚濁とか、そういう目前の問題だから、日本の國を守るということのほうもより大事じゃないかと思うんですね。だから、一方は四百億円、こつちは四千万、千対一なんというのでそれでも引き下がるようであるならば、これは私は運輸大臣としてまことに無責任と言わざるを得ない。私は

は上引らやでされかねんともうおれの本心であります。そういう実行不可能になるわけであります。そういうふうで、この廃油処理のこの法律どおり行なうためには、それに十分な廃油処理施設設備がなければならぬ。そこで船が待たなければならぬようあれば、これは非常に料金も高いわけですから問題になると思うんですね。そういう点で、廃油処理施設の年次計画はどうなつてあるか。またそれを必ず実現できる、その点に問題点はないかどうかですね。その点、われわれも非常に心配して

しか、油、でなに点

海上公害監視センターというものをつくりまして、実験的な措置を講じております。二、三回ほどこれが取り締まりをやりました。その結果は全く思わない状態があらわれたわけであります。この汚染防止法が通りますれば、当然これは監視ということが法律上規定されておりますので、積極的な監視体制を組織しなければなりません。現在巡視艇等あるいは飛行機等の整備がありますけれども、これで十分かといいますれば、質的にやや劣るところがありますので、本年度Y.S.等も注文いたしまして、長距離監視体制もしくはようと考えております。のみならず、人員をこれも必ずしも十分じゃありませんが、来年度におきましても、ある程度の要員の要求をいたしておりますので、これらを十分に組織化して、そうしてできるだけ完全体制をしいてまいりたい、かようてに考えております。

いま、人命救助の体制も不備である。これはもんとんどんふえる、けれども海上保安庁の船は非常に古い。御存じのように、かるふるるに丸の遭難が起つたわけですね。また福島県の小名浜港外におかれてあるときにも、夜間であるために、海上保安庁の飛行機は出動できない。米軍機の力でようやく助かったわけですね。また福島県の小名浜港外における貨物船の沈没のときも、風速が二千メートル強あつて、大型ヘリコプターがあれば救助が可能にならぬに行けるけれども、それがないために、みすみす十五人の人がなくなつてゐるわけですね。そういうふうに海難救助の体制も非常に弱い。その上、今度はこの法律の改正によつて、適用されると、船が、私の計算では、いままでは大体まあ二千五百隻ぐらいの船でありましたのが、今度はもう一百隻となりましたからね、五トン以上を目標とす

○國務大臣（橋本登美二郎君） 御意見もさとあります。御承知のように、いまや公害問題、人命救助は内閣の姿勢の最も大きな柱でありますからして、できるだけの予算是大蔵大臣の理解の上につけでもらいたい。また、私自身も積極的にこれをつとめる覚悟であります。

○塩出者典君 その点、総務長官どうでしょか。あなたもひとつ公害担当の大蔵として、やっぱり側面からどんどん応援していただかないと、けないと思うんです。

○國務大臣（山中貞則君） 対策本部ができましたので、閣議の了承を得て、各省から大蔵省に出します。来年の公害対策予算要求を私の手元であります。お手元で、財政本部の方と、いろいろ話をすこし

て連続で、人がもにうつたてて、きしたいと思ひます。
○國務大臣(橋本登美三郎君) 前に御承諾願いたいと、承認を願いました海水の汚濁の防止に関する法律、これは国際条約に基づいた法律ですが、その法律が通りました際に、四十七年度までの間に全国で三十四港、五十五カ所の整備をめでまいております。しかしながら、今回は五十トン以下のいわゆるタンカーでも、できなりましたから、したがつてその隻数があえてあります。そういう関係上からして、従来の計画を変更いたしまして、そうしてなお三十数港にたつて追加をしまして、これをやはり四十七年までに完成さしたい、こういうスケジュールを定めています。これによつて大体の、能力は七千㌧の差がありますからして、多少の余裕がないといふませんので、少なくとも五〇%以上のキャパシティ

○塙出啓典君 ここで、大蔵大臣がお見えになつておられませんので、大蔵省にお聞きいたしますが、来年度の海上保安庁の体制についても運輸省から予算要求が出ていると思うでございますが、そういう予算要求の程度はやはり確保できるのかどうか、もしその内容がわかつておれば、それを教えていただきたいと思います。

○政府委員(藤田正明君) ただいま予算の編成中でございまして、その内容をいま申し上げまして、まだどのように動くかとも思います。が、たゞ本法の趣旨に沿いまして、運輸省と十分検討の上で、前向きにこれを処置いたしたい、かように考えております。

まして大体倍の五千隻の船を監視しなければならない。そういう点を考えるならば——そして最近の日本近海における油濁、油による事件といふのはどんどんあえていいるわけですね。それでその検挙率といふのは、昭和四十三年は六〇%、昭和四十四年は五〇%と、だんだんそういう検挙率は下がっている。だれが油を流したかさっぱりわからぬ。そういうのがやはり現状じゃないかと思ふんですね。そういう点で、昭和四十五年、年の予算を見ましても、海上保安庁の航空機購入費は四千万円、小さな飛行機一機なんです。ところが自衛隊はどうか。これは四百億ですからね。自衛隊の航空機購入費は四百億なんです。千対一千

おもに、内閣が本部としての立場で、大蔵省にすでに提示してございます。それについて整理調整をいたしますとともに、ただいのよるな問題とか、あるいは下水道予算とかい重点事項については、さらに公害対策本部とともに、予算編成の過程において別途な立場で、大蔵省との間にまとまつた日本の四十六年度の公害算といふものはどのようにバランスがとれ、そしてどのような姿勢を示すに足りるものであるかについて説明のできるような予算にまとめたいもと考へております。

○塩出義典君 次に、これも運輸大臣に対するお問い合わせですが、問題は廃油処理施設ですね

にままである。質のうて藏予は、
○塩田啓昌君：じゃあこの点につきましては、
ディは余裕を持っておる、こういう、そうして
全を期して準備を進めておる次第であります。
それでから次に、これは海洋汚染の問題につき
して、まあ農林大臣にお聞きしたいと思います。
水産関係の所管の大蔵として。
御存じのよう、赤潮現象、これは家庭一戸大
きいは工場排水、あるいは屎尿、そういうふ
のためには海水がだんだんと富栄養化して、プラ
クトンが異常発生すると言われておりますが、

完 詳 討 完 ま ふ ふ も こ シ の

の赤潮現象が、東京湾とか、伊勢湾とか、大阪湾だけではなくて、ことしの夏は瀬戸内海全域にそれが広がって、先ほども申しましたように、二十万匹の養殖ハマチが各地で死んだと、そういうような現象が起きていたわけであります。この問題について農林省としてはどう対処するつもりでおるのか、その点をお聞きします。

○國務大臣(倉石忠雄君) お話しのよう、本年、瀬戸内海、伊勢湾等で発生いたしました赤潮につきましては、現在農林省の水産研究所が中心になりましたとして、関係各県、それから大学等の協力を得まして、その発生の原因、仕組み等の調査、研究を進めておる最中であります。これまでの研究の結果によりますれば、ただいまお話をございましたように、工場排水、それから屎尿投棄等によります窒素、それから磷等の、何と申しますか、栄養塩類の過度の増大が赤潮の発生しやすいうに見られますので、現在国会で御審議を願つております水質汚濁防止法、廃棄物処理法案等の成立を待ちまして、水質規制、それから廃棄物等の投棄の、捨てるとの規制等の強化をはかつてまいりたいことが肝要であると存じております。

なお、赤潮につきましては、発生の仕組み、予防の方法、それから防止対策などにつきまして研究すべき問題が多いと存じますので、今後も私どものほうの水産研究所を中心いたしまして、各界の御協力を得て、調査研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

○塩出啓典君 ひとつこの問題については農林大臣、農林省としても、これは非常に漁業全般にとっての大きな問題じゃないかと思うのですね、そういう点でひとつ真剣に取り組んでいただきたい、このことを要望いたしておきます。

それと、その原因の一つでありますいわゆる屎尿投棄ですね、この問題について、これは総務長官とそれから厚生大臣と、どちらにもお聞きしたいと思うのですけれども、大体今回の海洋汚染防止法の改正によりまして、結局、その屎尿投棄の部分

は政令にまかされるようになつてゐるわけですが、れども、大体、九月八日の衆議院の産業公害対策特別委員会でも、総務長官も、この海洋の屎尿投棄というのは全面禁止の方向でやつていかなきやいけない、そういうような答弁をしているわけですが、それとも、具体的には、大体海上の屎尿投棄といふのは、何年までなくするのか、急になくするというののはちょっと不可能ですから、何年までなくするというような、そういうようななぢやんと計画を持ってやつておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○国務大臣(内田常雄君) 現在、まことに残念なことでござりますけれども、くみ取り屎尿の約一六%ぐらいを海洋投棄をしておるわけであります。それも、さつきも申しましたように、特別地区の地先二百メートル以上ならい」ということで、ずいぶん乱暴なことだと私は思いますが、これはぜひ、ここに建設大臣がおられますから、公共下水道をやはり完備して、終末処理をつくつていただくことと、私どものほうがやはりくみ取り屎尿につきましても屎尿処理施設をつくりますことと相まっていかなければ、とうてい海洋投棄を解消するわけにいきません。ちょうど昭和四十二年から昭和四十六年度、明年度までを最終とするそれらの清掃施設の五カ年計画というものができておりますが、私は来年度ちょうどその終わるのを待たないで、来年度から新しい事能に応じて、屎尿処理につきましても、実質的に五カ年計画をつくりまして、昭和五十年度ぐらいを目標といたしまして、これはまあ下水道のほうがおくれると困るのでござりますけれども、それを条件として、五十年度には海洋投棄をないようになつたいたい、こういうことで進めてまいる所存でございます。

○塩出啓典君 厚生大臣、あなたいま、もちろん屎尿投棄をやめるには下水道ができなきやならない、そんなことはきまりきつているわけですからね、だからその点をちゃんと話し合つて、下水道ができるから海洋投棄しなければならないのができないから海洋投棄しなければならないの、そういうことをいつまでも言つてもらつては

困るわけですよ。われわれの要求としては、やはりそういう点をよく建設省とも話し合って、厚生省と話し合って、そして何年までには捨てるを禁止するのだ、そういうちゃんとやっぱり計画を持つて、しかもその方向に従つてやつていかなければいけないと思うのですね。特に、いま瀬戸内海におきましても、一年間に一万吨タンカーの五十四はい分が捨てられておると言われておりますが、瀬戸内海は特に潮の流れが、入り口が狭いために内海と外海の入れかわるのが、学者の説だと四年から二十年かかる、あるいは六十年かかると言われておるのですね。そうすると、こっちのほうに捨てても潮が引いたらこっちに寄つて、またこっちに寄つて、狭い瀬戸内海を動くばかりですからね。それがやはり一つの大きな赤潮の原因とも言われているわけですね。そういう点で、これは厚生大臣にお聞きするよりも、ひとつ総務長官に、あなたひとつの公書担当の大蔵として、あなたも、委員会においてちゃんとそのことを約束しているのですから、長期計画を、いつまでにだんだんだんだんこれをなくしていくのだ、昭和五十年までになくなると、もつとこまかい計画を立てて、その点をひとつ建設省ともよく話し合つてもらいたい、私はそのことを要望したいのですけれども、その点どうでしょうか。

資金でやるについては、融資その他の措置を講ずることは前提にしてではあります、やはり水洗便所の設置の義務つけ等はやはり新しいわれわれの決意の一つのあらわれでございますので、これは私たちとしても国際的に顧みて恥ずかしい、文化化国家の仮面をはがされて醜態をさらすということがない日本に早くするようにしておきたいと念じております。

○塩出齊典君 いまそういう総務長官の答弁でございますので、ひとつ建設大臣も、ここではもうそのことをひとつしつかり協力していく、よく公害の一元化と言われておるですから、そういう批判を受けないように、そのことをお願ひしておきます。

それから次に、ビニールが非常に最近、先ほど委員会でも質問ありましたように、ごみの一割がビニールだと、そういうのがどんどん海に流れ、最近淡路島とかあるいは山口県の大島あたりでは、そういうのが海底にあって、これが腐敗なために漁業に非常に大きな被害を与えておる。先般漁民の方にお話を聞きましたと、ビニールが海底をおおうと海底の生物が死滅するそうです。貝類もいなくなる。大島あたりでは一日千キロとれておつたのが、いまは二・三キロしかとれない、それであとつたのは貝じゃなくてビニールとか、それからあくたが一生懸命にとれる、それが現状であります。また、そういうビニールがスクリューに巻きついたり——まだ巻きついたのははずせば取れるわけであります。ところが、今度はエンジンの冷却水のパイプに詰まる、そうするとエンジンがオーバーヒートするわけですね、魚をとったところがビニールだけだそういうような状態で、これは廣らないためにだんだんだんだん少量が蓄積されていくわけです。そういう点で、私は、そういう自然還元の不可能なビニール類等はたとえ少量といえども、それはもちろん少量というのも限度があるでしょうけれども、たとえ少量といえどもこれは海洋投棄は禁止しなければならない

と、私はそう思うのですけれども、総務長官、どうでしよう、その点は。

○國務大臣(山中貞則君) もちろん原則的にはそういう精神が今回の海洋汚染防止法の中に入っていますが、しかしそれらのものも含めて、単に海底のものばかりでなく、これらが広域に、処理しにくいものについての処理事業を所在市町村だけでは困難であるということから、今回の清掃法の改正になつて、広域の清掃処理事業が行なえるようになつたような配慮等は、そこらでいたしていります。

○塙出啓典君 それで、実は第十条、これは運輸大臣にお聞きしますが、海洋汚染防止法の第十条

第二項の一番目には、「当該船舶内にある船員そ

の他の者の日常生活に伴い生ずるごみ、ふん尿若

しくは汚水又はこれらに類する廃棄物の排出」は

よろしいというようになつてあるわけですね。だ

から、船員の日常生活に必要な、もちろんそういう

うビルも日常生活に必要なそういうごみにな

るわけですが、そういうものは捨ててもよ

りしいと言つておられるわけですが、私は、た

とえ少量といえども、一つの道徳的な意味におい

ても、そういう自然還元の可能なものはいいけれ

ども、不可能なものはやっぱり陸に持つて捨

てるといつておられるわけですが、そういう点は

納得いかないので、その点運輸大臣はどうですか。

○國務大臣(橋本登美三郎君) 原則としてビニ

ルを海中に捨てないことは厳格に私にも実行

したいと思います。問題は、ビニールの廃棄物と

しての処理方法の開発等がありましようが、お話

のように、これは溶解するものでもないのであり

ますから、あるいは圧縮するなり、将来技術開発

によって有害物を伴わないような処理のしかたが

当然これは開発されなければならぬ、こういう意

味からといってぜひこれは実行したい。

なお、ただいま、船からのものでもこれを禁止

してはどうかというのはどもつともではあります

けれども、船といいましても一人乗る船もあるし、

何百人、何千人乗る船もありますので、これを一が

いに法律の上で規定することは困難であります。

しかし政令の中で、いわゆる百人もしくは三百

人、これはものによって違いますけれども、ある

程度の人を乗せるものに対しては、これを規定か

らはすして、何らか船内で処理する、そこで処理工

場がありますから、まとめてこれを陸上に持つ

てくるというような形での政令の規定を行ないた

いと、かように考えております。

○塙出啓典君 まあその点は、非常にいまの運輸

大臣の答弁は、私、納得いかないので、

それはまた委員会に譲りまして、実際に漁民の人

が魚をとると、網にビニールがかかるわけですよ。

それをまた海上に捨てる結果海がよこれる。だか

ら漁業組合によつては、そのビニールをかます一

ぱい幾らと、そして買えばそれだけやつぱり少な

くなるわけです。そういうようにやつぱり漁業組

合が一生懸命努力しているところもあるんです。

私はこういうようないいのは、やつぱり國なり

地方自治体において当然それは買ひ上げるぐらい

の努力をすべきだと、そのことを要望したいと思

います。

それからもう時間があと一分でございますので、

最後に、実はこの法案には海をきれいにするとい

う要素は何もないわけですね。そういった海底に

あるビニールを掃除したり、あるいはヘドロが

たまる——工場のヘドロはいいですけれども、河

川と下水からのヘドロもたまる。そういうものが

赤潮の発生の原因ともなっているんです。そういう

やうはり掃除をするという要素が入つてない。ど

こも各省としてはやるようになつてないから、自

治体が細々とやつてあるわけですが、

れども、そういう点もひとつはつきりきめてもら

いたいということと、それともう一つは、いわゆる

油によるノリの被害とか、赤潮の被害、そういうも

のは全部加害者がわからないわけですね。そういう

ものは結局いまの法律では全然補償の道もない

わけです。これは一年間に瀬戸内海だけでも三十

六百六十五工場、七五%が現在たれ流しなつて

いる。きわめて重大な警告を実は発しているわけ

あります。要するに行政面ではまさに手おくれで

ある。われわれの日々使つておるわけを使つて

あります。われわれの日々使つておるわけを使つて

機構的にそれは当然掌握しているという事実等もあるならば、そのことを実は明確にしていただきたいと思います。希望を含めながら大臣の所見を伺います。

○國務大臣(山中貞則君) これは出発の当初の構想においても、当然各省のそれぞれの独特的、単独の権限として持つております行政法規を越えて調整するには異常な権力が必要であるということを考えましたので、異例のこととしてこれを総理府に置かずして内閣官房に置くことにいたしました。そして総理大臣が本部長であることによつて、内閣総理大臣たる本部長は内閣法の定めるところに従つて閣議で決定された方針に基づいて各省庁の長である大臣を指揮できるという立場をはつきりと、ただいま申し合わせ事項と申しますが、幾つかあります中の第一にそれを掲げたわけでございます。そのことの御了承を各省大臣が賛成していただいた上で出発をいたしました。手勢わずか三十四、五名でございますので、文字どおり三カ月あまり不眠不休に近い努力を重ねておるわけでございます。しかしながら今後はこれらの法律が整備された後の実行の問題が大切であることは、法律を最終的に提出をきめました閣議において総理からも強い指示を受けております。これは私ははじめ関係各省の長たる大臣が、それぞれ自分の持つておりまする法律の実効をあげるのに懸命の努力をしなければならぬと思ひます。だがしかし国民の間に今日までばらばら行政の批判があつたことにわれわれは決して耳を傾けないわけにはまいりません。そうすると、いまの対策本部の機構といふものが、単なる調整機能だけによるものかどうか、実際の行政の実務というものはこれにタッチしないのだという姿でおつていいかどうか。かりに基本法や紛争処理法あるいは企業の費用負担法等を所管したとしても、それは決して実務ではない、このようなことを考えますときには、私自身がやつていけないと言えば、これは男らしくありませんし、悲鳴を上げたことになりますから、絶対に言えませんけれども、しかし国家

○杉原一雄君 意欲なり、長官の期待が述べられたわけですが、ただ具体的に本部をいつの時点でも、これは解散というのはおかしいですが、別な形ではほかの機構にこれを移しかえるといったような点について、総理の判断ということなんだけれども、副本部長としてのいままでの業務の遂行の経過から、それを何かこう、めどを一つ置いておいでになるのか、あるいは十四の法律を通せば、これで長い間なにしたからたびれたと、こういうわけにはいかぬだらうと思ひますがね。その辺のところを、言いくらいでしようけれども、もしあつたらめどをひとつ示してください。

○國務大臣(山中貞則君) 一応出発の当初は、各省のペーテランを集めまして、まず過去の私たちが持つてあります法律の不備な点、あるいは今日の点等の検討、立法等に重点をしぼりましたので、それらの作業に夜を日に継いだ日時を重ねてまいったわけでございます。ここで、一応まだ悪臭防止法、あるいは今後残された、いろいろ議論されております——形式はどうなるかわからませんが、举証責任転換等に関する立法等が残つておるとしても、今後は実際上の予算や行政の執行の問題に移ると思いますので、この対策本部の機構は早晚変更しなければならないと考えます。しかし

ながら反面、今国会で基本法並びに企業の——防
止事業費事業者負担法について、所管が総理府と
いうことになりますので、いずれにしても総理府
にそれらの機構がなければなりませんので、総理
府に、今国会が終わりましたならば、来年度予算
編成までに公害対策室というものを設ける予定で
はあるわけでございます。
○杉原一雄君 少し小さい問題になると思います
が、実はきのうちの大橋委員から労働大臣に質
問をした中で、大臣答弁の中で、労働監督官の立
ち入り、常時監視体制をしくということで、労働基
準監督官を公害対策に使えば効果がある。公害防
止に適応させる機能を与え、大幅な増員をはかり
たいと労働大臣からの答弁があつたわけですが、
これをいま長官のほうからそのことについて具
体的な対策、考え方がそれに付随しているのかど
うか、裏打ちがあるのかどうか、そのことをお聞
きしたいと思います。
○國務大臣(山中貞則君) これは衆議院における
法務委員会の公害法の審議の際、小林法務大臣よ
り、そのようなものも必要である旨の答えが出た
ことに端を発しまして、閣議で議論をいたしました
。そして、国会で所管大臣の約束したことであ
るから、これの実現に向かって努力をしようとい
うことになりました、その際、労働大臣からは、
労働基準法に基づく監督官の権限が非常に行使し
やすいから、これをそういう方面にも使えるよう
に、あるいは増員できるようというような意向
もあり、あるいは厚生省からは、当然食品監視員
とかその他の者が現存しておるので、単に工場保
安という立場だけの能力なり何なりの範囲しかな
いものについては、実際上そういう機能を与えて
みても、公害防止の実態について監督する能力が
ないのではないかというような意見等がいろいろ
命じておりますが、これを国の職員とするか、あ
るいは都道府県のそれそれを置かれておる公害対策
室に、今国会で終わりましたならば、来年度予算

○関係機構の付属の職員とするか、あるいは都道府県における保健所の職員の機能の中にこうもいるのを考えていくか、身分やその場所やあるいはその権限の範囲等についても検討を開始しておるところでございますが、何んにもおどといこの論議が始まつたばかりのこととござりますので、事柄の必要性はわかりますが、ここですぐここまで来ておるという結論を出すまでに至つておらないということは御理解いただけるかと存じます。

○杉原一雄君 ある新聞が、腐敗した社会には法律が多くあるということを言って、私ら、いま法律を審議してゐるのですが、かなり勇氣をそこなつたわけですけれども、ただここで、十四の法案はすでに総括されて提出されているわけですが、いままでのうきょうの論議の中でもちらほら長官のほうから出でおりますが、悪臭防止法の提出の時期と案はでき上がっていよいよ伺つておりますが、それはいつなんだということを明確にひとつ答えてください。

○国務大臣(山中貞則君) これは国会、なかなか衆議院の御意向によつてこれが提出できないという実情にあるわけでございます。私たちは、これは法律上の国会と政府との明定された権限に触れることがありませんが、一応、今国会が短い期間のしかも公審臨時国会的な様相のものであるから、十一月の三日朝までに全法案を耳をそろえて出すものがあれば出すように、それに間に合わなければ出さないという一応の衆議院の議院運営委員会における話し合いがあつたようでござります。そこで私は再三お願いをいたしまして、もちろん各党に対してもお願いをしておりましたが、悪臭防止法というのは、たいへん典型公害の中にも悪臭をうたわれておりながら今日まで法律がなかつた。なぜなかつたかといえば、非常に立法技術が困難である。測定基準、規制基準のつくり方がむずかしい、不可能に近いからほつておかれた、しかしようやく今回は、公審国会が縮み切り日だということで、一生懸命急がせた結果、約束を少しおくらしめたものの、でき上がつ

て、法律案ができるております。閣議でも要綱はすでにおきめておりますとということでお願いをいたしておるわけでございますが、まだ衆議院段階で議運なり何なりのところを受け取るからというお答えが出ませんので、法律上は提出をいたすのは私たちのほうの政府のほうに権利もあるわけございまますから、提出をいたしてもよろしいのございますが、やはり国会との合意なく一方的にそのようなことを行なうのはどうかと思いまして、せつかくでき上がって印刷されている法律をそのままあたためておるという次第でございます。

○杉原一雄君 次に第二の問題として、環境権をぜひひとも確立してほしいという願いをこめて総務長官に同じく質問をしていきたいと思います。すでに衆議院段階において環境保全宣言に関する件、これが決定を見ておるようあります。この宣言等につきましてはわてている精神は、国民党それに良好なる環境を確保されるその権利があるということを高々とうたわれておると思うのであります。そのことで政府はこの権限案にもありますとおり、公害対策の一そらの推進をはかるとともに、さらに広く人間の環境保全のための諸施策を施すべきであると書いてあります。その点、決議を受けながら長官のほうの決意、そのことをまずお伺いしてみたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) あの決議はどうも聞いておりまして、相打ち決議みたいな書き方がしてあるんです。しかし、それは与野党の立場のことでああいう表現をしたんではありませんしが、問題は私たちの国の公害対策というものが、そういうことが起った事柄に対し対処することから始まっていた感がこれは否定できません。しかし、諸外国はやはり人間の住む環境というものを、まずそれをよごす者、破壊する者に対して挑戦しようとという姿勢から出発しておりますことについていはわれわれは謙虚に反省しなければならぬと考えます。あの与野党の共同宣言的な決議を聞きながら、私たちとしては謙虚に受けとめると同時に、日本の公害対策というものが単に基本法の第一条

で、憲法の条章を受けて、健康にして文化的な生活を、これは国民の権利として基本法の中でも確認をするということだけで、それが受けとられないと、いうことであるならば、われわれはやはり新しいといふことであるならば、われわれはやはり新しいもつと高い次元からの日本の美しい島、あるいはわれわれの環境を子孫に、あとあととの者に伝える責任が私たちにありますし、伝えるためにどうしたらいいかは、いま私たちが後代の国民から問われておると考えなければなりませんので、それに対してはそれこそ党派を越えた、思想を越えた問題として真剣に研究を重ねることにやぶさかであってはならないということを考えておる次第でござります。

の基底にあるものはやはり環境権、われわれは生きる権利があるんだ、みずから生活を守る権利があるんだ。同時にまた、いろいろな問題をかもしに出すような企業の側、環境破壊をする側のものはそれに對しての責任があるんだ、言いかえるならば、環境破壊からみずからを守ることということは、みずからの当然の権利だということを強く訴えておられると思うのであります。この人の終わるなりの発言の中に、「私たちが公害検査で感じたことは、単に六法全書だけでは成就できない」ということです。まず第一は海水汚濁防止のための明確な答えを持つこと、そうして工場側に対しても、その答えを提示すること。二番目はわれわれは、海水汚濁に対するほんとうの怒りを持って、「この

たいまの海上保安部の第一総括監視官としている方の率直なる感想、これは私も率直に拝聴いたしました。運輸大臣も御感想があると思いますが、今回の海洋汚染防止法では、海上保安庁というものが現在の機構ではもう手一ぱいになるほど非常に重要な新しい任務と負担とを背負わされることになると思います。したがって、それらの人々は自分たちの仕事にさらに「そう生きがいを感じていただくと同時に、それらの方々がつらい思いをされないような配慮を私たちはしなければならないんだ」ということを感じながら承った次第でございます。

○杉原一雄君 次に、無過失責任の問題について法務大臣にお答えをいただきたいと思います。

の基底にあるものはやはり環境権、われわれは生きる権利があるんだ、みずから生活を守る権利があるんだ。同時にまた、いろいろな問題をかもしあし出すような企業の側、環境破壊をする側のものはそれに対する責任があるんだ、言い切れるならば、環境破壊からみずからを守るということは、みずからの当然の権利だということを強く訴えておられると思うのであります。この人の終わりの発言の中に、「私たちが公害検査で感じたことは、単に六法全書だけでは成就できないということです。まず第一は海水汚濁防止のための明確な答えを持つこと、そらして工場側に対して、その答えを提示すること。二番目はわれわれは、海水汚濁に対するほんとうの怒りを持って、「この表現は実務者として腹に据えかねた私は表現だと思います。「工場側の姿勢に迫っていく。海水汚濁は環境破壊の最たるものであり反社会的な犯罪であるということを、われわれが燃えるような使命感を持って対して行く。この二つがなければなりませんから、これは住んでいらっしゃる行政の末端機構で海の汚染を防止するため、真夜中でも四六時中苦労しておられる人から訴えられたことがありますが、こうした形の中でもアーリカの上院のネルソン議員が民にかわって行政の末端機構で海の汚染を止めることにかかるのです」。でありますから、私は個人の努力とか誠意とかということだけにおきかせするわけにいかない。ただ問題は、その出発点はあくまでもアーリカの上院のネルソン議員が言ったように、すべての国民は正当な環境を享受することができるという、奪うことのできない権利としてこれを認めるという、つまり公害行政を担当する側の者も、またわれわれ住民も、そういう原点に立ち返っていくべきであろう。そのことをが佐藤總理の今日までの発言の中にも読み取れました。たたかたいと思います。

たたいまの海上保安部の第一総括監視官が、非常に重要な新しい任務と負担とを背負わされたしました。運輸大臣も御思想があると思いますが、今回の海洋汚染防止法では、海上保安庁といふものが現在の機構ではもう手一ぱいになるほどを感じていただくと同時に、それらの方々がつらい思いをされないような配慮を私たちしなければならないんだということを感じながら承った次第でございます。

されました。しかし瞬間、四、五分たつてから、あらためて被告の側から裁判官の忌避を要求されたわけあります。私の傍聴の過程の中で三井金属側から出たいろいろな反論を耳にいたしました。昭和四十三年五月八日、萩野博士に言わせれば、イタイイタイ病患者はもとより、日本のこうした問題における歴史的な記念すべき日だとおっしゃっている四三・五・八、これに対し三井金属はこのようない誹謗をしているわけです。園田厚生大臣が、当時イタイイタイ病は公害であり、しかもその発生源は神岡鉱山であるという断定を下したものかわらず、三井金属は裁判の過程において、原告のほうはこのことを鬼の首を取ったように言つている、だがしかし、地球の地殻を見なさい、鉄あり、鉛あり、カドミウムあり、そういう形で地殻は構成されているのだ。どこにカドミウムがあるか、神岡であるという断定がどこから出でてくるのだ、自民党も堕落しているけれども社会党も堕落しているじゃないか。こんなことまで——三井金属の弁護人ですから三井金属でいいと思いますが、そういう誹謗を受けて、私は実は歯を食いしばって聞いておったところであります。ただ、ここで法務大臣として、やはり決意を固めていただきたいことは、この裁判提起の法の根拠は鉱業法の百九条なんです。つまり、きのうきょう明らかにされたように、原子力法と同様に無過失責任をうたわれている鉱業法です。その鉱業法でさえも、このように因果関係を理由にして三井資本は逃げ回っているのです。いわんや、いま公害罪法等をおつくりになつていろいろ論議はされているものの結局このよくな形で、無過失責任をうたわれている法であつてさえもが、あるいはもつとおそろしい原子力の法においてもそのことがうたわれているのだけれども、きょうの言明等におきまして、あるいは憲事法その他の法においては、近くのことについての方向づけをしたいという言明等があるわけですが、私は十一月二十一日、忘れるのできないこの裁判所の傍聴をしながら、腹の底で力強く決意したこと

は、なかなか資本といふものはおそろしいものだ、一筋なわではいかない。だからいま改正されようとする方向では、なわが細いのではないか。もっと強くこれを縛っていく、つまり国民全体が発生企業に対しての監視を怠ることのないようないふうなことになれば、さようなまた立法も考査官になると——それは無過失責任であります。国民全体が検察官になつて、公害発生源に対し、またこの際企業と言わせていただきますが、発生企業に対しての監視を怠ることのないようないふうか、このように思いますが、法務大臣の見解を伺いたいと思います。

えられると。この際においては何よりもひとつ申すような鉱業法とか原子力法とか、こういうものの形においてひとつやつてもらいたい、こういうことを申し上げておるのでございます。
いまの裁判の関係は、いろいろこれはわれわれがいまこれに対しても言及すべき筋合いでないのをございまして、鉱業法の問題は無過失責任であるが、因果関係の証明というようなことに非常な大きな重点があるようございますが、いずれにいたしましても、この問題はわれわれとしては外部で静観しておる以外にはこの際は道はないとかのように考えております。
○杉原一雄君 それでは法務大臣、午前中、山中総務長官がわが党の田中議員に対して、結局、とりあえずこれから努力目標として非常に有毒な有害な物質の取り締まり等について、たとえば薬事法、あるいは劇物取締法等については、無過失責任のことをうたい上げていきたい、努力していくにいたしましても、われわれは真剣にひとつ公害対策本部を中心としてこの問題の結論を出したいたい、かように考えております。
○杉原一雄君 この際、政府を責める形でのみ発言しておるような感じを与えますが、実は逆に、私日本鉱業三日市製錬所の関連の富山県におりますので、実はこのカドミウムの問題で日本中——柳町の鉛公害等含めて、公害問題が非常に大きくなられるような私歴史的な一つの分岐点だと見ておるのです。ところが、七月の九日の参議院の公害対策特別委員会において宮澤通産大臣から、この日本鉱業三日市製錬に対しても今までの取り締まりは弱かった、法律的にも弱いのだ、だから鉱山保安法の第二条の附則を生かして、施設としてのいわゆる鉱山保安法の適用をやる、こうい

う言明をいたたいて、自後技術的ないいろいろ指導を三日市製錬に行なわれたわけであります。八月二十七日にこれが鉱山保安法の適用を実は受けた、企業はいま七億二千万ほどかけまして改善施設に努力しております。約四五%まだ操短をしておるわけですけれども、四日の日に私このことを考えて、実は会社を視察してまいりました。で、九九%カドミウムの排出その他は防げるという自信のある所長の言明、そしてまた死の川となつた黒瀬川がいま現に魚が縦横無尽に泳いであります。私は法の運用と適用いかんによつては、企業はこのように姿勢を示す、問題を住民の声にこたえる形で前進しつつある。そしてまた汚染土壌の問題につきましても、農民は約七十町歩の汚染土壤であります。が、指定地であります。が、そういうところではひとつできるだけおつきりくださいと、農民の皆さんに工場が言つてゐるわけです。つくられた結果、一・〇以上の結果が出来れば私のところは全部めんどります、そして農林省が買上げていただける分についてはそれは農林省に買上げていただきましょう、農民の皆さんおつきくださいということで、黒都市長を介して部落ごとに了解工作をいま取りつけているわけです。事のよしあしは別として、費用もこれだけそこにあればこのようにして一つの改善の方向が出されるという事実をここで言えるのではないか。そういう点から考へても、私はやっぱり、佐藤總理はかなり気にしておつたようですが、地域住民の激しい要求行動が会社をこのような形で追い込み、それを裏打ちする通産者の法的な処置があつたからこのような結果になつたと実は思つております。そういう意味で、やはり無過失賠償責任の問題等はあだやおろそかの問題ではなくして、字句の問題ではなくして、行政の基本的な姿勢の問題だと、このように思いますが、これに對して法務大臣はいかがですか。

○杉原一雄君 先ほど法務大臣が神岡鉱山とイタイタイ病との因果関係は十分でないのをそのように係争になつておられるんだとおっしゃつております。後ほど文部大臣にも質問する予定をしておりましたが、実は衆議院で問題になつた教科書といふのはこの本なんです。この本の中にイタイタイ病のことを書いているのです。この病気の原因も長い間わかりませんでしたが、帰中町のある医師が、これは萩野さんです。二十年もかかって調べ、それは神通川の上流にある鉱山が、鉱山といふのは一つしかありません。神岡鉱山です。川に捨てたカドミウムという鉱物のためだということがわかりました。ここに因果関係は明確にしております。いわんや園田元厚生大臣が四十三年五月八日、公害病として認定しておられます。これをもつてもなおかつ裁判が二年半を経過し、最高裁までいけば何年たつかれません。しかも訴えている人、現在公害病患者は九十八名おります。イタイタイ病患者。このうち二三十になつてから何人が死にました。おそらく決着が出るまでにたくさん的人はまだこの世から去つていただろう。私はだから被害者にこうしてくれといふようなことなど、きのうのあたり明確に皆さんの答弁もあつたから繰り返しません。この事実をはやり念頭に置いて、公害罪等につきましては、イタイタイ病患者に十二分の御配慮をいたさなければなりません。同時にこの問題を要望いたしまして、次に、公害行政の権限の地方委議の問題であります。

○杉原一雄君 先ほど法務大臣が神岡鉱山とイタ

イ病のことを書いているのです。この病気の原因も長い間わかりませんでしたが、帰中町のある医

師が、それは神通川の上流にある鉱山が、鉱山といふのは一つしかありません。神岡鉱山です。川に

捨てたカドミウムという鉱物のためだということがわかりました。ここに因果関係は明確にしております。いわんや園田元厚生大臣が四十三年五月八日、公害病として認定しておられます。これをもつてもなおかつ裁判が二年半を経過し、最高裁までいけば何年たつかれません。しかも訴えている人、現在公害病患者は九十八名おります。イタイタイ病患者。このうち二三十になつてから何人が死にました。おそらく決着が出るまでにたくさん的人はまだこの世から去つていただろう。私はだから被害者にこうしてくれといふようなことなど、きのうのあたり明確に皆さんの答弁もあつたから繰り返しません。この事実をはやり念頭に置いて、公害罪等につきまし

て、かなり問題は直截簡明になりました。簡明になつたということは解決をしたということではあります。問題はやはり政府のものと考え方の中にはまだまだそういう点では固有事務としてございません。問題はやはり政府のものと考え方の中にはまだまだそういう点では固有事務としてございません。この点について、まだまだ踏み切れないような問題があるように思いますが、この点については地

方自治体を指導しておいでになる自治大臣のほう

から今までの国会の論議の経過から考えて、一

体県知事なり市町村の責任者がこのよだな法体系

の中で仕事が十分できるのかどうか、あなたの立

場でどうお考えになつておられるか、それをお聞かせください。

○國務大臣(秋田大助君) 公害対策事業が国及び

地方公共団体ともに責任を持つておる、ことに全

国的な基準を設け、それに基づきまして実行をす

る点につきましては、国に第一義的な意義があ

り、かつ権限を地方に委譲しておるということは

申し上げたとおりであります。これは第一義的

な責務が國にある。同時に地方におきましては、

やはり元来公害の問題は地方住民と直接対する

地方公共団体の事務でございまして、また責務で

ございまして、この点においては地方に第一義的

な責務が免れないものがむしろあるのでございま

す。そこで、国が機関委任をいたしました点につ

きましては、当然その財政的援助につきましても

國に責任があるのは当然のことでございます。同

じく、地方であるものにつきましては、地方にお

いてこれが財政的な支弁、責任として持たなければ

なりませんが、同時に國もこの点について責任

があるわけでございまして、これは從来公害対策

を実施するためには必要な経費につきましては、國

の支出金、補助、負担金等でまかなつてしまひま

せんけれども、大体これを信頼していいのぢやな

いか。そういう状態におそらくなるでしょう。で

ありますから、これは都ではめんどう見切

れないという形で実は逃げておるわけです。ところ

が見出しそれにもあらわれておるよう、議員の

皆さんが都の弱腰に非常に憤慨をしておる、こう

いう記事であります。事実のほどは実はわかりま

せんけれども、大体これを信頼していいのぢやな

いか。そういう状態におそらくなるでしょう。で

ありますから、これは私は大胆な権限委譲の問題

と、加瀬委員が要請いたしておりますとおり、や

はり大蔵等からの、國家でめんどうを見る、財政

的にめんどうを見る、こういう点について、この

予算措置等において最大限の配慮をする必要があ

る、そこから出るごみのような形をとるけれども、プラ

スチックのそれを利用しているものは、牛乳びん

を回収する労働力不足の関係から、あるいはヤク

ルトその他の会社工場がこれをしているわけであ

るから、これはもちろん負担の責任がある、ま

た、これを製造した側も、その終末はどうなるか

ということを考へると、やはりそこには一つの問

題の責任を負うべきである。要するにそうした発

生源者のこうした防止事業に対する負担の責任を

原則的に、ここで簡単でようござりますが、総務

長官から確認をいただきたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

ましては、しばしば私からも、また山中長官から

も申し上げましたとおり、ただいま関係官庁にお

いてせつかく検討中であります。所要の結論を得

ますならば、次の通常国会において御検討を願

い、御審議をわざわざしたいと思ひますが、要す

るに第一義的な國に責任はもちろんあります。地

方にもあります。同時にその地方のあるものにつ

いても、國も公害対策の重要性にかんがみまし

て、ひとつ補助体制というものをまた負担体制と

いうものを強化すべきものであると心得ております。

○杉原一雄君 自治大臣ね、きょうの新聞による

と、東京都の議會の中でも、これは本会議じやござ

いません。先ほど田中さんも触れたと思いますが、衛生經濟清掃委員会、ここで光化学スモッグ

論が治療費の問題でかなり論争しておるわけであ

ります。だから當議會側は、原因発生源が明らか

でないものですから、これは都ではめんどう見切

れないという形で実は逃げておるわけです。ところ

が見出しそれにもあらわれておるよう、議員の

皆さんが都の弱腰に非常に憤慨をしておる、こう

いう記事であります。事実のほどは実はわかりま

せんけれども、大体これを信頼していいのぢやな

いか。そういう状態におそらくなるでしょう。で

ありますから、これは私は大胆な権限委譲の問題

と、加瀬委員が要請いたしておられますとおり、や

はり大蔵等からの、國家でめんどう見る、財政

的にめんどうを見る、こういう点について、この

予算措置等において最大限の配慮をする必要があ

る、そこから出るごみのような形をとるけれども、プラ

スチックのそれを利用しているものは、牛乳びん

を回収する労働力不足の関係から、あるいはヤク

ルトその他の会社工場がこれをしているわけであ

るから、これはもちろん負担の責任がある、ま

た、これを製造した側も、その終末はどうなるか

ということを考へると、やはりそこには一つの問

題の責任を負うべきである。要するにそうした発

生源者のこうした防止事業に対する負担の責任を

原則的に、ここで簡単でようござりますが、総務

長官から確認をいただきたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

す。

○杉原一雄君 次は公害防正事業負担の問題であ

りますが、これは総務長官にひとつごめんどうで

あります。同時にその地方のあるものにつ

いても、國も公害対策の重要性にかんがみまし

て、ひとつ補助体制というものをまた負担体制と

いうものを強化すべきものであると心得ております。

○國務大臣(秋田大助君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

す。

○國務大臣(秋田大助君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

す。

○國務大臣(秋田大助君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

す。

○國務大臣(秋田大助君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

す。

○國務大臣(秋田大助君) まず公害は出さないた

めの防止施設に要する費用は全額企業の負担であ

ることに一点の疑いもありません。さらに公共事

業として行なうための公害防止事業費事業者負担

をするとかをまず最初に定め、残りに對して国と

地方公共団体が持つという形式をとつておること

が、いま一度お聞きします。

○國務大臣(秋田大助君) この総合公害に関する

点は非常に複雑、微妙な問題もありますが、ただ

いま申し上げましたような検討によりまして十分

関係方面とよくこれは前向きの態度で検討してま

いりまして所要の結論を得たいと思っておりま

す。

</div

○国務大臣(福田赳氏君)　ただいま総務長官からお答えのとおりに考えます。つまり、基本法(二十三条の精神にのつとつて努力をいたしたいと、かように考えます。

○委員長(呂謙秀男君) 内田善和君

○内田善利君 私は、端的にまた具体的に質問をしますので、具体的に端的にお答え願いたいと思います。

まず第一に、一九五九年の農業政策の問題でござるが、たいたいと思います。今度の農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案の中に、第三条であります。が、「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、」云々という文字がありますが、これは、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されるというの、たとえばカドミウム汚染米で言えば、〇・四PPMから〇・九PPMまでは、を含むのか含まないのか、ますこの点からお伺いしたいと思います。農林大臣にお願いします。

四PPM以上の米は、法第三条に規定いたします人の健康をそこなりおそれがある農産物に含まれるのかと、そういうお尋ねだと思いますが、要緊察地域内の一・〇PPM未満のカドミウム含有量は食品衛生上安全と見られますけれども、現在米の需給事情及び消費者感情を考慮して配給しないことといたしておりますのであります。これはほど厚生大臣もおっしゃいましたように、〇・一PPMと一・〇PPMの中間はそれだけではいいふうにはなっておらないわけあります。

○内田善利君 確認しますか。(一四から)
P.M.までは汚染米ではないが、この今度の法
の条項には該当すると、こういうことだとさい
すね。

れまでは、一・〇 P.M. 以上の米は食べては
けないと、こういうふうに厚生省から言われて
りますので、それ以上のものを汚穀米とわれわ

は理解しておるわけでありま
○内田義利君 それならば、
康をそこなうおそれがある農
ドミウムによって汚染された
二年後で、つたどす

ふうに御利としてしあげて、さか
○國務大臣（倉石忠雄君） 厚生省が申しておりますま
すのは、一、〇 P Mが限度であると、それ以上
の米は人の食糧に適しない、人の人体に害のある
ものであると、こういうふうになつておりますので、
で、私どもそのようちて理解いたしておるわけできま

○内田善利君 どうも大臣の答弁はわからないのです。
ですが、この三条の、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されるというのは、それでは一・〇以上の米を言うわけですね。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどの御質疑にもお答えいたしておりますが、一・〇PPM以上が人体に害があるという厚生省のほうの指でございますので、それ以下のものは汚染米であります。そこであなたのほうは、このPPM以上の米が生産されるおそれが明らかでない限りは対策地域に含めることを予定いたしております。と、こういうふうに私のほうは申しているわけであります。

○内田義利君　「おそれ」は何をさすのですか
○國務大臣（倉石忠雄君）　いま私どものほうで
しておりますのは、したがつて、○・四P.M.
いうのは、いま出てきておりますけれども、それ
ら一・○P.M.までの間のものは、先ほどここ
厚生大臣が、それなら人体に害がないなら、お
えは食べるかと言われば食べますというふじと
客と云ふうな話がありましたが、私ども同じ

うな理解を持つていてるわけあります。一・〇
P.M.以下は汚染米とは思つておりません。
○内田嘉利君 それはわかるのですが、「おそや
は何ですかと聞いているのです。」

○國務大臣(倉石忠雄君) いま申し上げておりますのは、その一。O.P.M.以上の米が生産されおそれが明らかな地区と申しますのは、いまま

出ております地域でお一〇PPM以下の地域であつても、やはりいろいろな関係で、そういう隣接しているとかなんとかいうことと「おそれ」のあらるような地域は対策地帯に含めることができいいんではないかとうことで、そういう予定をいたして

おられますと、こういうことであります。
○内田義利君 それでは、人の健康をそこなうお
それがある農産物というのは、○・四 P P M に上、○・九までを「おそれ」というんだと、このト
うに確認していいですね。——そうしますと、

の〇・四から〇・九 P.P.M.までは汚糞業ではな
く、このように厚生大臣も声明されました。とい
うが、私があちこちで聞いたところによります
と、たとえば安中の〇・六 P.P.M.の玄米ですが、
これをハツカネズミに使って実験されたある学者
のお話によりますと、〇・六 P.P.M.の安中の半
で、じん臓に九・九六 P.P.M.、また肝臓には二
一七 P.P.M.がたまつておると、こういう事実は、
ネズミは、ハツカネズミあるいはこういった医学
用の実験に使われるマウス類は人体とほとんど
わらないと、こういうことでございます。そろそ
ろと、われわれの体内にも〇・四 P.P.M.から
一・九 P.P.M.までのこの米は、やはり発病はしな
てもじん臓あるいは肝臓にはどんどんたまつて、
ふしやなへかと、こういうふうに思われるわ

くへんしかった。しかし、さうしますと、先ほど厚生大臣はこの米を
です。さうしますと、先ほど厚生大臣はこの米を
べるということでしたけれども、二十年あるい
三十年この米を食べたらこれはおそろしいこと
とだれもしもが思うことじゃないかと思うんです。
あまりにも簡単に食べるとおっしゃつております
けれども、私はこういったことにもう少し慎重
発言をしていただきたいと、このように思うの
よ

すが、厚生大臣いかがでしようか。
○国務大臣(内田常雄君) 一PPM以上という
容量をつくりましたのは、決して厚生省だけの
いつきではございませんで、関係の学者の方々一
中には異論を唱えた方もおるということを先ほ

中には異論を唱えた方もあるらしいことを分りも申し上げ、また内田委員もあるいは御承知かと思いますが、一般的の学者の最大公約数と申して

すか、最小公倍数は一PPM以上をこれを許容範囲とすると、〇・四以上というものは、超過汚染米とする。

の人の健康や尿中のカドミウムの含有量、あるいは米以外のその食生活の状況その他を調べまして、そして必要な場合には要観察地域として指定をすると、こういうことになりましたので、画をするに○・四以上あるものは警戒報だと、こう

○内田善利君 ○・四から○・九までは警戒警報だということですが、現に厚生省はこの○・四からP.M.以上を暫定基準として今日まで危険な、あげない、そういう米だということでこられたわけでしょう。そういうことで米のほうも、食糧庁長官が先ほど答弁なさつておりましたが、○・四から○・九までのそういうた「おそれ」のある米はいま農家の人たちの希望によって交換をしておる、そして倉庫にいま保管しておると、厳重に区別して保管しておるということであります。これは一体今まで保管されるつもりなのか、また、日本全国いま何トンぐらい保管されておるのか、この辺わかりましたら教えていただきたいと思います。

○政府委員(鶴長友義君) お答え申し上げます

理由は消費者の感情並びに現有水力大々的に考慮して、そのような措置をとつておるのでございますから、こういう事情があるので配給をしないと考へております。

地域が千トン、大体四千五百トンの米がいま倉庫に保管されておるわけですが、これを一人一日

三百グラム食べると計算しますと、一人で一千五百日分の米がいま日本の倉庫に眠っているわけです。こういった米に対し、しかもこの倉庫に保管している保管料一切がつい計算しまして、人件費あるいは運搬料を除きましても大体この金額が六億八千九百四十万円というお金が保管料に使われている、これは国民の税金です。そういうふたお金でこういった保管をしておるわけですねけれども、結局、農家からこうして交換によって政府に保管した米が毎年毎年これは加わっていくわけです。こういったことに対してもどのように農林大臣はお考えになつてあるのか、聞きたいと思いま

す。

○國務大臣(倉石忠雄君) いまお答えいたしましたように、汚染米ではありますけれども、一般に報道された関係もあって、保有米でそういうものを持つていらしゃる方で不安をお持ちのような方には御希望によつてこれはかえてあげるといたようなことで、いま御報告のようなトン数が在庫しておるわけでありますが、これはいますぐにどうということを考えてもおりませんけれども、そういうものが人間の食糧以外のことと、支障のないようなことで用途があります場合には、もちろんそういうものも同様に処分をいたしていかなければなりません。これは在庫八百万トン近いもの一部でありますから、それぞれこういう在庫を処理する計画に従つて、人体には害のない方向にできるだけ利用してまいりたいと、こう思つておるわけであります。

○内田善利君 あちこち回りますと、農家の方々が、一体、われわれのこの〇・四から〇・九までの米は政府が交換した、しかわわれわれの米は一等米であつたけれども、交換していただく米は五等米ですと、だからなかなか私たちも出し済りますと、そして〇・四から〇・九と指定された地域の方々は、一体米年は作付をするのかどうか、そういつたこともひとつ明確に教えていただきたいと、そう言つて非常に農家の方々は悩んでいるわけですけれども、この点について農林大臣にお

伺いたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) これはいわゆる要観察地帯において土壤の将来に対する汚染度、そういうことの考慮のもとに、必要があれば、これは具体的には各地によって違つておりますけれども、客土等をすることによって改良していくというようなことをやってまいらなければなりません。

○内田善利君 いま、要観察地域といふことをおつやつたわけですが、九州の大牟田も非常に米が汚染されておるわけですが、きのうの県の発表によりますと、米が、四十四年産米でなければ、も、八七%が汚染されておる。しかも、主婦の尿からは七七マイクログラム、これは非常に多い量で常人の約三十倍、こういった尿の中からもカドミウムが発見されておるわけですが、私は、委員会においても、何回も、早く大牟田は要観察地域にすべきだと、こう言つてきたわけですから、きのうの県の第二次合同調査の結果こういう結果が出ておりますが、非常に大きな結果が出ておりまして、この人体の健康調査によりましても、太体三〇マイクログラムがもうすでに要健康調査の対象になるわけですから、これ以上は、五〇マイクログラム以上が一名、四〇以上が二名、三〇マイクログラム以上が五名、二〇マイ

クログラム以上が大体要観察者になると思いますが、これ以上が十一名というような非常にたくさんの要観察者が出ておるわけですが、この大牟田について厚生大臣はどのように考えられておるのか。要観察地域にする意思があるのかどうか。この間も委員会で質問したときには、担当者の方から、近いうち要観察地域にしますということばを得ておりますけれども、いまだもつて、いつ要観察地域になるのか、この辺の説明をいただいておきたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) 土壌汚染防止法が発効し、施行になりますと、そのほうの手続に移るわけですが、これまでの期間におきましては、いまの要観察地域といふ現行の行政上の指導方針を私どものほうで統一ざるを得ません。また、厚生省としては、する必要があると考えます。大牟田につきましては、御指摘のとおり、最近、私どもとしては、十分要観察地域として指定するに足るだけの資料が集まりつつありますので、これはいま政府委員のほうからも連絡がございましたが、指定する段階に近づならざるを得ないと、こうしたことでございますので、ここで指定の方向で措置するということを申し上げておきます。

○内田善利君 非常に政治的な発言でござりますが、ならないを得ないということであります。私は一日も早くこの大牟田汚染地区を要観察地域にしていただきたいと、このように要望いたしました。

それから先ほど厚生大臣は米が一PPM以上といふことは、暫定基準が〇・四一これは普通の非汚染地区が大体〇・一PPMぐらいなんですね。最高が〇・三PPMなんです。〇・四以上になると異常になつてくるわけですが、カドミウムの汚染状況はですね。それが、一PPM以上にならないと健康はそこなわれないと、〇・四から〇・九まで私は食べますといふことなんですが、厚生大臣は水の環境基準は御存じのことだと思います。これは〇・〇一PPMです。水は一日に大体一リットルは平均飲むわけですね。ところが、米は三〇〇グラムは一日に食べる。これが一PPMといふことは一体どういうことなのか、この辺をもう一度お答え願いたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) 一PPMの許容限度では低過ぎるというような御意見のように承りますが、厚生省が専門的の学者の方々にお集まりいただきました出た一PPMというものは、相当高い安全率を見たものだそうでございます。それは、その地域の住民は、もちろん米だけ食べるのではないに、いまお話しの水も飲むことを前提とし、また、他の野菜等に相当高く含まれるであろう食料、副食等もとるという前提のもと

針を私どものほうで統一ざるを得ません。また、会よりも米食が多いということを前提として甘いものとは私は大臣としても考えません。

○・四というのは、先ほども申しましたように、〇・四そのものはまだ要観察地域指定の要件ではございませんんで、〇・四以上の米があるようないいところでござりますので、ここで指定の方向で措置するということを申し上げておきます。

○内田善利君 非常に政治的な発言でござりますが、ならないを得ないということでございますが、私は一日も早くこの大牟田汚染地区を要観察地域にしていただきたいと、このように要望いたしました。

それから先ほど厚生大臣は米が一PPM以上といふことは、暫定基準が〇・四一これは普通の非汚染地区が大体〇・一PPMぐらいなんですね。最高が〇・三PPMなんですね。〇・四以上になると異常になつてくるわけですが、カドミウムの汚染状況はですね。それが、一PPM以上にならないと健康はそこなわれないと、〇・四から〇・九まで私は食べますといふことなんですが、厚生大臣は水の環境基準は御存じのことだと思います。これは〇・〇一PPMです。水は一日に大体一リットルは平均飲むわけですね。ところが、米は三〇〇グラムは一日に食べる。これが一PPMといふことは一体どういうことなのか、この辺をもう一度お答え願いたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) 一PPMの許容限度では低過ぎるというような御意見のように承りますが、厚生省が専門的の学者の方々にお集まりいただきました出た一PPMといふものは、相当高い安全率を見たものだそうでございます。それは、その地域の住民は、もちろん米だけ食べるのではないに、いまお話しの水も飲むことを前提とし、また、他の野菜等に相当高く含まれるであろう食料、副食等もとるという前提のもとで、政令で定めるということですが、お聞きするとこ

るでは、カドミウムに限ると、こういうことです
が、どういうわけでカドミウムだけに限ったの
か、この点をまずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) この法律によりまし
て、直接人体に影響のあるものとしてカドミ
ウムがただいま問題になつておりますが、した
がつて、私どもとしては、とりあえずカドミウム
を指定いたしておりますが、そればかりじゃあり
ませんで、銅、亜鉛等、農産物の成長に害のある
と認められるもの等もあるわけあります。そこ
で、できるだけ早くそういうものの研究をさらに
深めまして、政令によつてこういふものも追加し
てまいらなければなるまいと、このように思つて
いるわけであります。

○内田善利君 今までの公害政策というのは、

私は全部後手だったと思うんです。水俣にして
も、神通川のイタイイタイ病にしても、田子の浦
にしても、全部後手だった。もう、いまは、日本全
国まるで後手で、公害の実験国みたいに考え
られる状況になつております。水俣にいたしまし
ても、あるいはイタイイタイ病にしましても、水
俣病が合計百二十一名、そのうち四十六名は亡くな
つておられます。第一水俣病が合計四十九名、
これは政府が公害病と認定された患者でございま
すが、六名亡くなつておられます。イタイイタイ
病が九十八名、そのうち二名が亡くなつておられ
ます。それから四日市が五百七十一名、亡くなつ
た方が十名、川崎が二百六十名、また、大阪が九
百八十名と、このようにたくさん、政府の皆さん
が公認された患者数をあげただけでもこのような
状況であります。この後手の政策をやめて、公害
対策は先手先手でやついただきたいと、そのよ
うに思うわけですが、カドミウムだけにしない
で、私は重金属を入れていただきたい。特に、あ
ちこちの私たちが調査した土壤の汚染状況では、
銅、あるいは亜鉛、あるいは鉛、また砒素と、そ
ういうふうにもう土壤はあちこち汚染されており
ます。読み上げますと、塩尻がカドミウム、鉛、
亜鉛、砒素、鉄と、鉛に至りましては三四・六P

P.M.、あるいは磐梯町に至りましてはカドミウム
が六五P.P.M.です。これはもう日本で最高です。
米が二・二一P.P.M.、あるいは安中がカドミウム
が二六・三、あるいは富山が五三・一、鉛が磐梯町
では九七〇P.P.M.、あるいは三七五P.P.M.、あるい
は亜鉛に至りましては一〇九九P.P.M.、あるいは
二一一〇P.P.M.、非常に大きな数値を示しておる
わけです。こういうカドミウム以外の重金属につ
いて、たとえばこの法案にありますように、生育を
阻害するような重金属の研究を農林省ではなさつ
ていいんだろかと、このように思うのですが、
この点はいかがでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどことばが足りま
せんでしたけれども、農産物を通じて人の健康
をそこなうおそれのあります物質と、それからた
だいまお話をございました長時間にわたつて土壤
中に残留して農作物等の生育障害の原因となりま
す物質、こういうようなものがございますが、そ
の中心となるものは、ただいまお話しございまし
たように、カドミウム、銅、亜鉛、鉛、砒素など
の重金属類でございます。そこで、政令を指定す
るにあたりましては、まず、人の健康上大きな問
題となつておりますカドミウムをとりあえず指定
いたしたわけであります。次いで、農作物等の
生育障害上問題となつております銅、亜鉛を指定
する考え方で、いま準備をいたしております。

○内田善利君 早急に検討していただきたいと思
います。

○國務大臣(倉石忠雄君) これは、政府委員が來
ておりますので、お答えいたさせます。

○政府委員(中野和仁君) お答え申し上げます。
米以外のものにつきましては、厚生省のほうと
いま連絡をして調査を進めておいていただいてお
りますが、厚生省のほうで米と同じように食品の
成分としての規格が定められますれば、それに応
じまして直ちにわれわれのほうはそれに対する対
策に着手をしたいと考えております。

○内田善利君 厚生大臣、いつまでそれをやられ
るか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) そちらの内田さんも御
承知のように、大気のほうや水のほうではもうこ
の微量重金属を規制をいたしました。特に、今度、
大気のほうはカドミウムを出し、衆議院の修正で
は鉛までも入れることに相なりました。土壤汚染
というのは、もう御承知のように、太体、水の汚
染、大気の汚染から始まるものが多うございます
ので、私どもは、決して先取りしないわけではござ
いませんが、まず水と大気で押えておく、当面土
壤についてはカドミウムで押えておいて、あ
とからなお十分な調査をした上で所要の微量重金
属を加えていくといふことにいたしておるわけで
ござります。

○内田善利君 早急に検討していただきたいと思
います。

○國務大臣(内田常雄君) 土壤汚染といふものを
今度の基本法の改正で典型公害に入れるに、第九条の環境基準を定める対象としたしまし
ても土壤汚染といふものを入れたはずでございま
すので、私どもは、土壤の環境基準といふもの
も、今までやつてしまりました大気、水、近く
騒音も出しますが、それらに次いで環境基準を設
けるそういう計画を進めてまいります。

○内田善利君 この三条によりまして「人の健康
をそこなうおそれがある農畜産物が生産され」と
ありますが、第五条の一項、ここで、「農用地の土
壤の特定有害物質による汚染を除去するための客
土」あるいは「地目変換」と、こういう事業をする
わけですが、これにつきまして、公害防止事業者負
担法でやるわけですが、この負担法の第一条二項
の三に、「公害の原因となる物質により被害が生
じている農用地」と、こういうふうになつておる
わけですが、汚染法のほうはおそれのある農用
地、負担法は被害が生じている農用地、このズレ

はどうなっているのか、お答え願いたいと思いま

す。

○国務大臣(山中貞則君) この負担法のほうは、仕分けをそういう類型別にいたしておるわけでございまして、実際の工事の施行は土壤汚染防止法

といふもので、その色の基準のきめ方は、土壤汚染防止法の「おそれ」のある地域まで対象になるということございます。

○内田善利君 では、土壤汚染防止法で規定されおる三条のこの項目は全部この負担法で事業はなされると、こういうことですね。——そのよう

に確認いたします。

そこで、今度はその費用ですけれども、第七条

の三号ですが、この客土事業の費用が「二分の一以上四分の三以下の割合」と、こういうふうに

なつてゐるわけですが、この施行者はだれなのか。そして、農家も負担するのかどうか。この点について農林大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 対策事業の費用負担につきましては、事業費のうち、まず費用負担法によりまして、その原因度に応じて事業者の負担額を決定いたしまして、その残額については、事業の特殊性にかんがみまして、農民にはできるだけ負担をかけないようにつとめてまいりたいと、こ

のように思つておるわけでございます。

○内田善利君 私は、農民に負担をかけるといふことはとんでもないことだと、このように思つておるわけです。こういった農地の汚染については全額その汚染源が負担すべきであると、このように思つておきます。

それは、まずこれは企業の負担すべき費用の範囲を定めておりますから、残りは国と地方公共団体が持つ公共事業でございますので、農民の負担はございません。

○内田善利君 次に、水質汚濁防止法についてお聞きしたいと思います。

まず、「水質以外の水の状態」という基本法案

の項目がありますが、この「水の状態」に色を加えるといふことですが、その色の基準のきめ方はどのようにして具体的にやられるのか、お聞きし

たいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) これは水を今までとらえておりませんでしたので、今回は色を加えるということにいたしまして、はつきり申し上げて、まだ、どのようなところを色分けをするかについてはこれから作業でございます。

○内田善利君 いままでの排水の基準のきめ方は、水質保全法によりまして水域指定をするわけですが、これに二年ないし三年かかっていた。そ

して、そのあと今度は工場排水規制法によって排水基準が設定されるわけです。今回はこの法案によりまして一律に網をかけるわけですが、この実施までに大体どのくらいの期間がかかるのか。私は非常に不安なわけですが、せつかく法案ができるとも、排水基準ができるまでただ流れ流しにする

ような状態が起つたら、いよいよ汚染するばかりでございます。こういった点についてお聞き

たいと思います。経企庁長官にお願いします。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御指摘のように、從来

は相当時間がかかつております、予算等いろいろの制約もあり、それから、御存じのように、從

来の水の規制についての考え方も私は影響したと

思つのですが、二年ぐらいかかるのもすいぶん

あつたわけです。最近はこれを極度に短縮をいたしましたが、さらに地方に委譲するにつきましても、私は影響したと

思つておるのですが、二年ぐらいかかるものもすいぶん予算の請求もいたしております。実際問題といた

しまして、中央だけできめておるとどうしても時

間がかかりやすいのでございます。このたびの方

式をとることによりまして、いまの御指摘のよう

な点もさらに急速化することができます。ひつてこの点によろしく

お聞きします。

○内田善利君 今までの指定された四十九水域

ですか、六十六ですか、水域と、今度の水質汚濁

防止法のほうとの指定の関係、排水をどのように

なっています。

新しくきめられるのか。今までの水域指定の

あったところの工場の排水はそのまま置かれるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御存じの環境基準は本年に入ってきたもので、比較的新しいものでござりますから、いますぐ手直しということはございませんが、排水基準につきましては、古いものが相当ございますから、これを急速に手直しをしていくと、こういう予定でございます。

○内田善利君 それではお聞きしますが、たとえば、私も実際行つてきたわけですが、大竹・岩国

水域に山陽バルブというバルブ工場があります。

このバルブ工場の排水は、化学的酸素要求量のCODをあげますと、これは排水基準が一三五〇PPM以下なんです。ほんとうに人間がその生活

環境を維持するためには、いまおっしゃった環境基準でそれども、CODの環境基準は、こんな

べらぼうな環境基準は一つもないのです。全部八PPM以下とか七PPM以下とか、そういったも

う〇以下とのCODの排水基準なんです、環境基準なんですね。それに基づいて排出基準がきめら

りますと、魚は嫌悪状態、忌避状態が起こるわけ

です。大体二〇〇PPMまでになりますと、もう

魚はどの魚も死んでしまう、そういう水産試験場

の報告もあっております。それなのに一三五〇PPMという排出基準をきめられたまづ動機を通産

大臣にお伺いしたいと思います。

○政府委員(宮崎仁君) 数字の問題でございます

ので、私からお答え申し上げます。

御指摘の大竹・岩国地区につきましては、最近、

環境基準の当てはめ行為と、それからこれに伴う

基準は一〇PPM以下なんですから、そういう

線で私は排水基準はきめるべきじゃないかと、こ

れはたまらないと思うんですね。あくまでも環境

基準は一〇PPM以下なんですから、そういう

線で私は排水基準はきめるべきじゃないかと、こ

Mといふものができます。こういう形で、若干時間のかかるものもござります。

○内田善利君 八〇〇PPMになるといつて平気な顔をしておられますか、先ほど申しましたように、二〇〇PPM以上で魚は全部死んでしまいました。大体そういうCOD、これは四十四年の二月、この排水基準はきめられておりますけれども、全くこれは住民、国民の生活を無視した排出基準です。これはもう企業がサルフアイトバルブを、亜硫酸バルブをつくる以上はやむを得ないという考え方、こういう考え方でつくられた排出基準ではないかと、このように思はんですが、この点いかがですか。

○政府委員(宮崎仁君) この基準のきめ方の考え方を申し上げますと、確かに排水口で八〇〇PPMという非常に高い数字でございますが、環境基準としてきめました、陸岸からある範囲内、そこでもって八PPMというところの環境基準が確保され、こういう形での相関関係を見てきめておるわけですが、このように思はんですが、この点いかがですか。

○内田善利君 八五〇PPMまで認められるわけですが、先ほど大臣が答弁をされましたように、もつときびしい基準をきめるかどうか、今後の問題としてははあると思います。

○内田善利君 八五〇PPMまで認められるわけですが、日本全国一律に水質汚濁防止法で認められるわけです。全国一律の線がこんな一三五〇PPMまでのところを持ってこられたなんでは、これがたまらないと思うんですね。あくまでも環境

基準は一〇PPM以下なんですから、そういう

線で私は排水基準はきめるべきじゃないかと、こ

のよう思つておるんです。そうでないと、もう日本の海域はよごれる一方です。ひとつこの点よろしく御検討をお願いしたいと、このように思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 御指摘の点はまことに思つともだと思います。そこで、ただ一言申し上げますと、環境基準と排水基準の関係でございま

す。環境基準を一番ゆるいところで一〇PPMにいたしております。この一〇PPMの環境基準というものをその近傍にあるところのたくさんの排水口にアロケートするわけあります。その結果といたしまして、平均的に、全体としてその環境基準を一〇ぐらいたいと。ただし、環境基準を持ってまいりたい。なお、その環境基準がやはり今日の実情におきましては、御存じのように、五年ぐらいかかるものが多いと、こういうことで環境基準を達成する、そういう前提であります。でござりますから、われわれもできるだけ環境基準の全体に合うようにするために、特定の産業、特定の工場があまりひどいものをするということは絶対にこれは困ることでござりますから、今後、バルブのように、実は技術的にいろいろと問題のあるものがございますが、これも逐次基準を下げてまいる、こういう予定にしてます。

○内田喜利君 最後に、水質汚濁防止法はどうし

て排水水量を考えに入れなかつたかと、排水基準だけじゃなくて排水量も考慮に入れるべきだと、

このように思つたわけです。と申しますのは、たとえればこれは洞海湾の場合でそれども、ある工場から三万八千二百トンの一日の排水量があるわけ

です、三万八千二百トン。そして、その中のシアンの濃度が〇・二PPM。〇・二PPMのシアンが

出でる。これを計算しますと、七千六百四十グラムのシアンが出るわけです。一日三万八千二百

トンの排水量で〇・二PPMのシアンであるなら

、七千六百四十グラムの総量でシアンが出る。

そうしますとこの総量は、大の場合の致死量が五

ミリグラムです。これで割りますと、百五十分の

犬が死ぬほどの——一日にですよ、死ぬほどのシ

アンが排出されておる。あの洞海湾はそんなに動

きません。毎日毎日これが蓄積されたんではもう

洞海湾は死ぬ一方です。きのうは魚が死んだ場合

は魚は一匹もおりません。あるところに行きます。その排水口の中にはいま申し上げましたように、アロケートするわけあります。その結果といしまして、平均的に、全体としてその環境基準を一〇ぐらいたいと。ただし、環境基準を持ってまいりたい。なお、その環境基準がやはり今日の実情におきましては、御存じのように、五年ぐらいかかるものが多いと、こういうことで環境基準を達成する、そういう前提であります。でござりますから、われわれもできるだけ環境基準の全体に合うようにするために、特定の産業、特定の工場があまりひどいものをするということは絶対にこれは困ることでござりますから、今後、バルブのように、実は技術的にいろいろと問題のあるものがございますが、これも逐次基準を下げてまいる、こういう予定にしてます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 水質基準を確保するた

めに量の問題が非常に重要なことはお説のとおりでございます。そして私どもが排水基準をき

めます際には当然一定の量を前提にして想定をしております。今回また特に衆議院の修正もあ

りまして、届け出事項の、直罰につながるところ

の届け出事項に量も入ることになりました。こう

いうことで、当然一定の量を想定いたしておりま

す。ただ量を直接の規制の対象にするということ

は、相当やはり水の量自身は動くものでございま

す。ですから、ただいま御指摘のようなときには

当然基準そのものをきびしく変えなきやいけませ

ん。ですから、量を前提にしてできるだけ基準を

設定し、そうしてもしも相当量が変わらるようなと

きには当然基準をさらに切り下げるべく、こうい

うことを前提にいたしておるわけであります。

○國務大臣(山中貞則君) 確かに公害罪でも複合

汚染をとらえられておりませんし、ただいまの無

過失責任の問題もまだ立法がされておらないこと

については私もそのとおりだと思います。しかし、基本法の中でもとらえますのは、やはり基本法

第二条にいう典型的公害の現象に対処するというこ

とでございますので、それぞれやはり大気汚染に

発するものは大気汚染、あるいは水質その他のものによつて起こされるものであつて、それらのものが個々に法律が動きますから、第二条に複合的

な形のものを取り込むにはちょっと法律として

表現できないような感じがするわけでござります

が、しかし、かといって私たちは複合して起こる

汚染、ことに大都市等における光化学等もそ

う現象でございましょうから、これらに対しても

できるだけの努力をして、法律ができるものはし

ていきたいと考えますが、いまのところはたいへん技術的に困難である点がございます。

○高山恒雄君 公害問題を考えますときに、大き

く分ければ三つあると思うのです。産業の公害あ

るいは過密化の公害、いわゆる水道下水のおくれ

ですね、水質のおくれ、こういうふうに大きく分

析することができると思うんです。その中の複合

災害というものを政府が責任持つて解決をつける

というこの考え方が出ない限り、この公害の処置

はできないのではないかという私は見解に立つわ

けです。いまお聞きしましたら、複合的なこの災

害についてはまだ検討中だということをおつ

しゃつておるわけです。それでは、せっかくこの

各種の団地が、実際においては流域下水道その他がそろつていなかつたために、結果は公害を分散させして複合化した結果になつておる。これらの点は、私たちも、過去の政府の姿勢、あるいはそれを受けた地方公共団体の長や議会の方々の姿勢といふものに対して、政府自身がますミスリードしておつたことについては、率直に認めないと考えます。なお、大気汚染の四日市の問題については、所管大臣からの答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) 公害対策は、私はまさに総合政策でなければならぬと思います。排出する有害物質を規制するばかりでなしに、たとえばその新しい施設の建設とかいろいろなことも抑制をしなければならないと考えておりますし、ある地域につきましては——首都圏とか、あるいは近畿圏などにつきましては、そういう地域内への新しい工場とか学校などの建設、というものを作り抑制をしまつておるようですが、四日市につきましては、もしそういうものがないといったら、これはやはり同じようなたてまえの考え方もあるわせてとつていかなければ、公害の排除ということはできないと思います。幸い、四日市は御承知のとおり、今回公害防止計画というものを——千葉・市原、それから四日市、水島といふものが、本年度、この十二月から公害防止計画といふものを総理大臣の承認のもとに設定することになりましたので、いろいろな総合的な面から新しい市街地づくり、あるいは環境緑地、あるいは下水、河川その他の総合的な都市計画、いわば、わかりやすく申すと、都市計画みたいなことを、あそこだけでも事業費数百億円をかけまして、この五年間ぐらいの間にやるようなことになつてきておりますのは、私どもの一つの大きな希望でございます。それから公害関係の法律におきましては、四日市のようなたて込んでいる地域に新しく工場等を建設いたします際には、通常の排出の基準よりも特に高い特別排出基準——特排基準——いうものをかけていく。現在ある工場に対する排出基準も毎年毎年きつくなっています。

○國務大臣(内田常雄君) 先ほどは産業立地のこ

とまでにも触れたり、あるいはまた公害防止の都

市計画までにも触れましたが、まあ厚生大臣とい

うようなことにしておきましたが、厚生大臣は、その立場においては、それは特別のきつい排出基準をきめるといふようなことをやつておりますので、そういうよ

うな施設を総合して四日市のああいう状態を早く解消をいたさなければならないと考えております。四日市は、いま地方自治体のほうでも補償して一千円と四千円の医療費を出しておるわけですね。そういう金を出しているわけです。ところが四日市の市民の声をテレビで放送していますから御承知だと思いますが、何ら効果もない。しか

も、いままでの距離よりもっと遠隔地の者にそれが病気が発生しておるということを放送しておるんですよ。したがって、拡大しておると見なされますが、医療費などももつと遠隔地の者にそれが病気が発生しておるということを放送しておるわけではありません。そこには、この問題は早期に国民が安心するような方法でどうにかに責任を取らすべきじゃないか。それは、複数の公害問題の十四の法案では、私は、

たしましては、これは通産省であれ、経済企画庁であれ、どの役所でもいいから、こういうよう

な無理に工場をつくるようなことになりました場合

には、それは特別のきつい排出基準をきめるとい

うようなことにしておきました。今日、四日市等で公害のために健康をおかされている、いわゆる四日市ぜんそく等の患者さん方に對しましては、御承知の公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法というもので医療費なり医療手当なり、あるいは介護手当というものをごく狭い幅で認めておるわけあります。もちろんこれでは足りません。足りませんので、それらの救済の内容についても、いかであります。これが事態に応じて大蔵省に要求しては、これも事態に応じて大蔵省に要ります。ながら、少しずつでも実は改善をいたしつつございません。足りませんので、そういう線を進めてまいります。ただ問題は、医療救済ばかりでなく、生活補償、生活の救済、あるいはまたその他の財産上の損害の救済というものまでにこの法律は及んでおりません。私どもは、どの法律でもかないませんから、そういう財産上、生活上の損害の救済が行なわれることを厚生省としては望んでおりますので、したがって、民事上の責任追及などによる損害補償につきましても、私は、無過失責任法といたがつて、今後は何とか規制ができるでしようけれども、大きな問題を見捨てておるじやないか。この点をどう通産大臣はお考へになるか、それを

どうか。できなければ一体だれが責任を持つのか。この点はどう長官はお考へになるか、その点ひとつお聞かせ願いたい。

○國務大臣(内田常雄君) 私から言えど、こういふことは、それは特別のきつい排出基準をきめるといふようなことをしておきましたので、そういうよう

なことにしておきましたが、基準は毎年引き締めますと、今度は大気汚染防止法の改正によりまして実はたいへんなことになるわけでございまして、いまでは基準に合わないものは都道府県知事が改善命令をいたしまして、それでも従わない場合には、基準をむやみに強めることになります。しかし、基準を引き締めますと、今まで罰則がかかるのであります。今度は、基準違反に對しては直罰主義ということになりますので、基準をむやみに強めることになります。そこで問題が起こるわけでございますが、それにもかかわらず直罰主義というものをとりましたので、そういうことを承知しながら私どもはさらにその違反に對しては直罰主義といふことになります。しかしながら、直罰主義といふことには、必ずしもそのほうと通産大臣、また水につきましては通産大臣と經濟企画厅長官にその基準の縮め上げをお願いをすると、こういうことになります。

○高山恒雄君 早急にこの問題についてはやつぱり解決のめどを——それにはこの複合災害に対する責任というものを、やっぱり無過失に対する責任をどこに持たすかという、これは結論を出すべきだ。それでなければ公害の基本的なものではないといふような公害問題の十四の法案は、全くこの政令でございません。それでなければ公害の基本的なものではないといふ結論を持つわけです。この点はひとつ希望意見として強く要望いたしておきます。

○高山恒雄君 早急にこの問題についてはやつぱり解決のめどを——それにはこの複合災害に対する責任というものを、やっぱり無過失に対する責任をどこに持たすかという、これは結論を出すべきだ。それでなければ公害の基本的なものではないといふ結論を持つわけです。この点はひとつ希望意見として強く要望いたしておきます。

○高山恒雄君 厚生大臣はまあ賛成だということの言ふことをおれも賛成だということで、ともども早くできると申しますが、ここに山中大臣もおりますが、山中大臣も前向きで厚生大臣の言ふことをおれも賛成だということで、ともどもこの問題を解決をしていくように努力をいたしておることを申上げておきます。

○高山恒雄君 厚生大臣はまあ賛成だということの言ふことをおれも賛成だということで、ともどもこの問題を解決をしていくように努力をいたしておることを申上げておきます。

○委員長代理(杉原一雄君) 厚生大臣でしよう。

○高山恒雄君 厚生大臣

は、清掃法の十八条が今度の法案の中にも、廃棄物処理法案の中に出ております。これは、この法案の中では二十二条になつておりますが、いままで清掃法の十八条をここに移したと思うのです。そのままではないかと私は思うのですが、そなだしますと、この清掃法の問題の中の屎尿処理等における問題ですね。あるいはまた屎尿法に対する問題の中のこの清掃についてどうするかという問題、これは法律はできておりけれども、政令では何もきまつてないのです。未公布です。こういうことを政府は今日までやつてきておるわけです。未公布でやってきておるわけです。未公布といふことは、国議員でワクはつくつたけれども、入れものは何にもやらないのだぞ、これにながらると思うのですね。こういう法案、しかも先ほどおつしやつたように、四十何ばという政令できめて、今後運営をする。やらなくたつてわかりやしないじやないかということになるわけです。したがつて長官にお聞きいたしますが、政令をお聞きになつたら——あるいは次の通常国会には間に合わないでしよう。その次の通常国会までには、どういう政令をきめて、どういう取り組まりをするのだということを国会に報告の義務があると思うのです。やる意思がありますか、お聞きしたい。

○國務大臣(山中貞則君) これは間に合えば次

通常国会にも、ほぼ今回の重要法案で政令にゆだねられました。通常許されるべき範囲の技術的な問題の政令、これはまあたいしたものじやありますので、これらの問題はなるべく早く次の通常

国会にも皆さま方の審議の便に資するよう提出する覚悟で努力をいたしたいと存じます。

○高山恒雄君 それから長官にもう一つ聞きたいのですが、公害対策は、まあ防止するためには、どうしても先取りをしなくちゃいかぬ、この御精

神には私も賛成です。ところが、先取りをするた

めにはどういうことがあるかということです。先

ほど長官は御答弁の中で、地方まで対策員を持つことをいま考えておるとはおっしゃっています。

そういうふうにおっしゃつていますけれども、私

は公害の基本的な考え方の中でも必要なのは、地方にこそ必要だとと思うのです。したがつて当初、地

域住民の声、これを吸い上げる機関はどうしても

地方政府になければいかぬ。投書でもいい、あるいは

まだ陳情でもよろしい、その窓口を開かなければ

ならぬ。公害は、総理が言われるよう、企業家

も、一般国民も、政府も、タイアップしなければ

公害の防止にならないんだ、それには道を開かなくちやならない。

〔委員長代理杉原一雄君退席、委員長着席〕

したがつて、いまのところは、お考えになつてい

ないようだが、先取りをしてこれを防止しようと

いう政府のお考えであるならば、長官は、地方に

その吸い上げをやる——公害に対する扶助その他

を、投書により問題を吸い上げていく、こういう窓

口をつくるという考え方があるかないか、これを

お聞きしたい。

○國務大臣(山中貞則君) 公害紛争処理法に基づ

く公害審査委員会が地方にもつくられることにな

りますので、そこも一応の公の窓口の一つになろ

うかと存じます。さらに先ほど来議論がされてお

りました公害監視官、これはまあ仮称でございま

すが、こういう者がただ監督あるいは調査、検査

とかということばかりでなくて、たとえば交通事

題の政令、これはまあたいしたものじやありません

が、そのほかに物質はどこまで指定するのか、

あるいはその具体的な対象をどうするかといふ

問題は、まさに法案の実体に触れる問題でござい

ますので、これらの問題はなるべく早く次の通常

国会にも皆さま方の審議の便に資するよう提出

する覚悟で努力をいたしたいと存じます。

○高山恒雄君 通産大臣は見えないです

か。——それだけつこうです。

静岡のヘドロの問題についてお聞きしたいので

すが、長官は昨日の質問に対して、近代的な乾燥

手にもなれる人というような意味の性格を持たせ

られるかどうか、これもあわせて検討いたしたい

と思います。

○高山恒雄君 通産大臣は見えないです

か。——それだけつこうです。

もちろんおまかせざるを得ない事柄でございま

して、したがつて知事におまかせしておる形に

たがつてこの急性症状あるいは慢性症状に対し

が、どういうお考えか。

○國務大臣(山中貞則君) 形は知事さんはどうに

て、いまからその基準に沿うような実際の処理が

なものをきめて、そうして害があるということは

もうはつきり厚生省が出しておるのですから、し

たがつてこの急性症状あるいは慢性症状に対し

味から、私は何かのやつぱりこれに対する基準的

なものをきめて、そうして害があるということは

できるのかどうか。政府はもとこれにタッチし

た見解を通してやるべきじゃないかと思います

が、どういうお考えか。

○國務大臣(山中貞則君) 形は知事さんはどうに

て、いまからその基準に沿うような実際の処理が

なっておりますが、しかし現実に田子の浦港の駐

在署のおまわりさんの症状等も承りましたし、あ

るいは鉄橋上で路線等の補修に従事しておりま

た鐵道の従事者の方の被害ということも硫化水素

が原因であるということも聞いております。であ

りますので、それらの、どのような形式で最終的

にされるかは別にして、作業をされます過程にお

いても、作業員も含めて沿岸あるいは付近住民の

方々にそのような有毒な硫化水素ガス等による影

響の出ないような方法で処理していただきたいと

お願いをしておる次第でございます。

○高山恒雄君 運輸省はこの面についてはどうい

うことかまあ処理をつけていきたい。しかも、

ほど長官は御答弁の中で、地方まで対策員を持つ

ことをいま考えておるとはおっしゃっています。

そういうふうにおっしゃつていますけれども、私

は、手当としては一千円と四千円ということに

考へ方をお聞きしましたけれども、実際問題とし

て、手当としては一千円と四千円といふことになつておるので、これを上げる意思があるのか

どうか、先ほどちょっとお触れになつたけれど

も、上げるとはおっしゃっておりません。上げる意思があるのかどうか。

さらにもう一つ私がお聞きしたいのは、こういふ問題は、これはまあ四日市ぜんそくという名前がついておりますけれども、ぜんそくだけでは済まないと思うのです。したがつて眼科、耳鼻咽喉科とか、こういうのも含めた考え方をやはり持つべきじゃないか、こういうふうに考えておりま

すが、そういう考え方ではないのかどうか。なれば、今後お考え願えるかどうか。もう時間がありませんから……。

○國務大臣(内田常雄君) 公害の影響が広範囲でございまして、あの法律、政令で規定していないような病気が多発するというようなことになりますと、それは新しい病気でも、私は指定をいたすつもりでございます。

また、二千円、四千円という医療手当につきましては、今年に入りましてから、一月か五月かに改正をいたしまして、あの程度に引き上げられ、また一方、あれもだれにでも出すというわけではございませんで、税金をよけい納めているような、所得の多い方には制限がございますが、その所得制限も緩和をいたしました。これらにつきましても、さらに状況によって緩和すべきものは緩和し、また金額をよさなければならぬような事態のもとにおいては、改善をしないということでは決してございませんで、大蔵省ともよく打ち合わせの上、事態に応じて必要な最小限度の措置はとれるようにしてまいる所存でございます。

○委員長(占部秀男君) 須藤君。

○須藤五郎君 まず最初に総務長官に申し上げます。が、総理は公害問題に大きな熱意を持っておるということをお常におっしゃっているが、公害問題に対する御出席を求めて一度も顔を出さない。また本日も共産党、二院クラブの代表の質問に対しては姿を見せない。こういうことで一体ほんとうに熱意があると言えるのかどうか。熱意がある

ならば態度で示すべきだと私は思いますが、総理がついておりますけれども、ぜんそくだけでは済まないと思うのです。したがつて眼科、耳鼻咽喉科とか、こういふものも含めた考え方をやはり持つべきじゃないか、こういうふうに考えておりま

す。

○國務大臣(山中貞則君) 総理がもちろん出席をして、謙虚に耳を傾けて、そして責任者としての答弁をすることは当然のことだと思いますが、それらの事情等について、出席その他の時間等につ

いては、国対委員長会談か、あるいはその他の党のほうのお話し合いで了承を得ておるということだそうでございまして、私もそれ以上はわからな

いわけでございます。

○須藤五郎君 そういうことは、われわれのほうは聞いておりません。それじゃ總理は、熱意があつても、そういう話し合いになつてゐるから出

ない、こういうことに理解していいんですか。

○國務大臣(山中貞則君) 私は總理が出ないでい

いということになりました理由を承知していない

といふことを申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 故日前に私の部屋に大阪市会の代表がたずねて見えました。一つの要請を持つてこられたわけですが、その陳情の内容は、大阪市の西淀川区、これは先日公害病指定地域にされ、現

の非常に激しい西淀川区に、いま公害工場が進出をしようとしております。そのため住民は大きくな不安と怒りを持っておるわけですが、この公害

工場の進出を押えられる権限を自治体に与えてもらいたい。こういう要請を持つてこられたわけであります。そこで、厚生大臣また総務長官も答えていた

のないように処置をしようとしておるのか伺いた

い。

○國務大臣(内田常雄君) 大阪の西淀川区は私どもが厚生省におりまして見ておりましても一番大気汚染がひどいところでございまして、私どもが

きめております環境基準に達成するのにはなかなか工場等の制限区域から除外されるからこういふことが起こつておるわけです。つまり、工場をどんどん建ててよいという地域として政令で定められておる。ここに問題があると思うのです。だから政府は、このよだな地域を放置せず、工場等規制区域にするよう政令を変えるべきだ、こうふうに私たちには思っています。そうすればたちど

うふうに私たちには思っています。それがまんがならないことなんです。だからそういうことをないようするためには、あの昔つくつた政令を即刻改めるべきである、これが西淀川区のたいへんなところへ、またよけいな公害発生源が入ってくることは、これは淀川の住民としてへんなところだということは認めておるんだから、これを将来に放置することはいかぬ、即刻解消する、そのためには政令を変えたらいい、こういう私は意見を持つておるわけです。また現地も

も、一ぺんに強められませんで、年々強めてまいりつございますが、それだけでは所期の目的を達せられませんので、少なくとも大気汚染防止法のほうには、新しく工場をつくる場合には、現在

根本的には、おつしやるとおり新しい工場の進出を抑えることと、幸いことしから明年にかけまして新しくあの地域、大阪の地域を今までの厚生省の計画ですと、公害防止計画設定の区域として予定をいたしております。ことしから千葉市原、四日市、水島の三地域が公害防止計画を定められましたが、続いて大阪は入る地域になつておりますので、そういうことで、もう水路から街路から緩衝地帯から、あるいは下水道からというようなことを、根本的に、相当金を入れましてもその地域づくりを新しく公害防除の見地からやり直すといふ予定地区に入れておりますので、そういうことを総合してやらなければならない地域だと私は見ております。

○須藤五郎君 私は先の、将来のことを尋ねておるんではなく、現在最も効果のある方法はどれかといふことを伺つておる。総務並びに建設大臣にこの点お尋ねするわけですが、外島地区といふ、ここは四十万坪の埋立地なんです。ここへ公害工場がどんどん入つてくる。外島地区へ工場が来るは、これが近畿圏の規制都市区域における

工場等の制限区域から除外されるからこういふことが起つておるわけです。つまり、工場をどんどん建ててよいという地域として政令で定められておる。ここに問題があると思うのです。だから政府は、このよだな地域を放置せず、工場等規制区域にするよう政令を変えるべきだ、こうふうに私たちには思っています。それがまんがならないことなんです。だからそういうことをないようするためには、あの昔つくつた政令を即刻改めるべきである、これが西淀川区のたいへんなところへ、またよけいな公害発生源が入ってくることは、これは淀川の住民として

へんなところだということなんです。だからそういうことをないようするためには、あの昔つくつた政令を即刻改めるべきである、これが西淀川区のたいへんなところへ、またよけいな公害発生源が入ってくることは、これは淀川の住民として

○國務大臣(根本龍太郎君) 重ねて申し上げます
るが、これから工場が出てきまれば、今度制定されるいろいろの公害防止法の法律並びに政令によつて、これは除外措置が義務づけられていま
す。そうして現実にあるものも、これまたそれぞれの排除の義務があるわけでございまして、そ
ういう意味において、初めからあの地区は工場用地として、そういう目的のもとにこれが埋め立てを許可したのでありますから、それを変更するとい
うことは非常に困難でございます。現在のところは、いま直ちにこれを変更する意思は持つております。

○須藤五郎君 公害をなくそうという熱意があ
るならば、政令を変えればたちどころに解決する問題なんです。

あなた自身にその熱意がないから

なら、そういうとんでもない答弁をすることがあります。

汚染のひどいところへは公害工場をつく
らせてない、またすでにある公害工場は、きびしい規制をかけたり移転させることが私は必要だと思
うのです。ところがいま西淀川へは公害工場が進出してきておりますが、新しい公害を吐き出しこ
れで、現在自治体が公害工場の進出を押
止するためには、工場の届け出制は、これは許可制に改めることが必要である、こういうふうに私は
考えますが、厚生大臣、どういうふうにお考
えになりますか。

○國務大臣(内田常雄君) 私は厚生大臣でありま
すから、公害がなるべく出ないようなことを、ど
うやってもしていくのがいい、その引き合
いに出されるわけだと思いますが、しかしいまの工
場企業の設置を全部許可制にするということは、
これまで官僚統制といいますか、経済統制とい
ますか、政府の一方的な統制みたいなことに、戦
時中の企業許可令と全く同じことになるわけです
から、私は同時に自由経済といいうものに立つも
のでありますので、厚生大臣ではございますが、
全面許可主義ということにつきましては、にわか
に賛成はできません。

○須藤五郎君 それはもうはつきりと企業との調
和をはかりながらという条項が今日なおずっと生
きて続いているということは、あなたはつきりとこ
とで述べていますよ。何ですか。国民の生
命が大事なら、昔できた政令などたちどころに直
すべきですよ。それを直さぬというのは、やはり企
業ということを考えるからです。企業が大切な企
業、国民の健康が大切な企業が何
のか、国民の健康が大切な企業が何
のか、だから厚生大臣ともあろう者が、せめて厚生大臣
はそのために努力するというぐらいいの答弁をすべき
じゃないですか。それじゃないとね、佐藤内閣の姿勢は国民に大きく疑われますよ。口先だけ何
もやる気がないじゃないかと、こう言われます
よ、どうですか。

○國務大臣(内田常雄君) いまの政令の問題につ
きましては、建設大臣から御答弁がございました
が、私はそれを重ねませんが、いまの全企業、全

工場の設置を許可主義にするということにつきま
しては、ただいま申しましたが、さらに申します
と、届け出主義ではございますが、実際の中身は

許可制に近いような形になつて法律が今度つくり
かえられております。というのは、届け出なんで
すが、その地域における公害の状況が著しいと判
断した場合には、都道府県知事はその届け出を握
りながらその改造命令ができるはずであります。

○須藤五郎君 厚生大臣、一度西淀川区に行つて
ね、現状を見てきてください。あなたの言うよう
にはなつてないんです。あなたの言うよう
なところは訂正を命ぜると、またこれから来る
工場は、公害を出すような工場は一切入れない

と、こういうことになつておるというふうに私は
聞こえるわけですが、事実そういうように大気汚
染防止法になつてないですよ。そういう条項はど
こにもないです。

そこでね、厚生大臣、私は一つの提案がありま
すよ。建設的な提案を開いてください。この外島
地区のような、ああいう過密地帯にある埋め立て
地は、これは工場ではなく住民のための公園や綠
地だと思ふ。ぜひこういうふうな方向で、あの外
島地区の埋め立て地を使ってもらいたい。それな
ら住民は非常に喜んで、大賛成をするというこ
となんですね。そうでなかつたら、住民はあなたの
言つたようなことを言っても、現実に今日苦しんで
るんですから、決して満足はいたしませんよ。
その点を私は申し添えておきます。答弁はいいで
す、これに対して。

それから総務長官、千葉県銚子で東京電力が住
民から進出を拒否されたように、今日の段階では
過密都市の臨海地帯に工場用地を増設するとい
う考え方は、もはや許されなくなつておると私は思
りますか。

○國務大臣(山中真則君) その点については先ほ
ども率直に私のほうから申し上げましたように、
今日までの政府の政策として、低開発地域の工業

誘致促進法とかそれに対するいろいろな奨励策あ
るいは新産都市あるいは工業団地等、一方的に国

のよろしいと考える方向でやつてまいつたことは
事実である。しかしそれはそのまま都道府県や当
該市町村の長の姿勢にもなつたために、今日公害

が各地で分散をされつつある。そのことが住民の立
場から銚子の東京電力の発電所に対する、立地

に対する拒否という事情があらわれてきたものと
思います。ありますから、その点は率直に反省

をし、今後私たちは国土全体の立地条件も考えな
がら、住民というものの上に立つてものを考え
る。そしてまた企業はそのような反社会的なある

ことはやめると、発電はやめると、そういう約束

になつたはずです。

そこで、私はお尋ねをするわけですが、もとも

と関西電力第三火力発電所を建設するときに、通

産省にもそういうことを言つていたはずですが、
現在ある第一、第二は第三発電所ができたら使

う

をしておる。これは、県当局にも、尼崎市当局にも、そういうことを約束しておる。ところが、現状は三本の煙突から煙が出ておるということなんです。そこで、住民は、これは約束違反ではないか、そこでおこつて、県、市へ何回も抗議に行っているのです。私も一回つき合いました。そうすると、県、市は、それをやめさせる権限は私たちありません、だから対処ができません、こう言うのです。

そこで、私は伺うわけですが、こういう状態を見て、国はなぜ県や市にそういうときには規制をする権限を与えないか、こういうことです。

○國務大臣（宮澤喜一君） 具体的なお話しでござりますから、具体的にお答えいたします。

尼崎の第三火力を着工いたします際に、第一、第二というものは、これは非常に古い発電所でござりますから、やがてやめたいということは関西電力も考えておりましたし、私どもも考えておったわけでございます。そのときに、関西電力としては京都の宮津に新しい火力をつくる計画を持つておったわけでございます。このことにつきましては、今年の通常国会の当院の予算委員会で御質問がございましてお答えをいたしたところでございますけれども、宮津の火力といふものがどうしてもできないわけであります。これには、どうも私どもはなはだ不思議に思ういろいろな事情がござります。地元の市会も異議なしという決議をしておりますし、したがって、市長はしばしばそういうことを京都府にも言おうとしておるわけでありますけれども、なかなかそれを言う機会が得られない。関西電力もまた最高責任者がそういうことを申す機会が得られない。いろいろな事情がございまして、これで関西電力の総合的な供給計画に非常なそこを来たしたわけであります。そこで、時には動かなければならぬ、それでもなるべく早くやめたい——非能率的でございますから——と思っておりますけれども、ピークのときには

動かさざるを得ない。ただ、そうしますと、でき
るだけ低硫黄をたかなければ迷惑がかかりますか
ら、第一はすでに重油専焼に変えまして低硫黄が
たけるようになりました。第二もやがてそうなる
わけでございます。で、美浜の原子力が順調に動
いていきますと、おそらくただいまの感じでやが
てまず第一を予備力に入れ、そうして第二をさら
に次に予備力に入れる、こういう計画でやつてお
るわけでござりますけれども、なぜ急にやめられ
ないのかと言われますと、それはやはりやめると
いたしますと、関西電力は御承知のように非常に
需給が逼迫しております、ことでもすこしに大
口需用者に使用の節約を協力したほどでございま
したから、どこに不測の迷惑がかかるかわからな
い、どこというのは必ずしも企業という意味では
ございません。申すまでもなく、電力が突然とま
るということになりますれば、人命にも健康にも
すぐに関係することございます。したがつて、
動かさなければならぬとすれば、ピーク時に
限つて、そうしてできるだけ低硫黄をたいて地元
の御迷惑を少なくしていく、だれも好んでこれを
動かしたいと考えておるものはないわけでござ
います。

のではないかと思います。もとの話をもう一度申しますが、宮津では火力発電を受け入れる用意を正式に持つておるわけあります。しかし、それを府の最高当局者に伝達することができない、関西電力でも最高責任者が説明をしようとしないような状態であります。そういうことが現実に起こつておるで、それが結果として尼崎の火力を動かすことになった、尼崎の市民にとっては全くいい迷惑ではないかと言われますと、私はまさに残念ながらそうでございますと申し上げざるを得ないです。したがつて、私どもとしてできることは、できるだけ浜浜の原子力発電を早く能率的に動かすなり、あるいは低硫黄をたくなりし第一というものをもうなるべく動かさないようとする、現実に本年上半期と下半期を比べますと、第一の動き方は非常に減つております。できただけ早くこれを予備供給に入れてしまいたいと、第二もさうでございます。どうしても動かさなきやならないときは、ピーク時に限つて低硫黄をたかしていただく、これしか方法がないのでござります。むろん関西電力にはよそからもうできるだけ電力を送ります。また、送つております。しかし、八月とか十一月というピークには需用に追いつかないのですござりますから、まことに私は土地の方にはお氣の毒でございますが、そなかといつて、電力をとめるわけにはまいりませんでございましょう。こういうのが実情と思います。

に多いのです。したがて、緊急時に家庭用を保して大口工場用を抑えるようにしたならば、秋は家庭用への影響は起こらないようになります。西電力自身もむろん自分のところの使用電力を自己規制いたしました。これからもあるいはそういうことをお願いしなければならぬかも知れない。非常に申しわけないことですけれども、大小にかかわらず、そういうことは避けたいのですが、そういうことは避けられないかもしれません。しかし、その場合には、これはもう他からの供給を——他と申しますのは他の県とかいう意味ではなくて、むしろ関西電力の外の、よその電力会社という意味まで含めまして、それも徹底的に最大限に供給することにして、そして大口需用家には休む日と休まない日の調節をしてもらいましょう。電力発電設備のいわゆる修繕の期間も少しずつ食い違らせたり、あらゆることをやります。これはどうしても国のベースでやりませんと私はできないことだと思いますが、それでなお足りなければ大口のほうからカットしていくよりしかたがないと思います。

○須藤五郎君 こういう問答をいつまでも続けても、政府の頭が変わらなきどうにもならない問題ですから、尼崎市民はあなたのその答弁では絶対満足をしないということを申し上げて、私は次に質問に移ります。

統いて、亜硫酸ガスの排出基準の上乗せ権限について質問をいたしますが、大気汚染防止法改正で亜硫酸ガス排出基準の上乗せ権限を何ではずしたかということです。水質汚濁防止法にはちゃんと上乗せ権限があるわけです。大気汚染防止法だけ上乗せ基準をはずしてしまっておる。尼崎の例あげましたが、こういう問題は大阪市の泉北地域におきます。

区、堺地方でも同じような実情が起こりまして、住民が署名運動をしまして自治体はどうともできない、こういう状態なんです。何で上乗せ権限は大気汚染防止法からはずされたのか、お伺いいたしたいと思います。

國務大臣（官澤喜一君） 硫黃酸化物の規制といふのは、他の国に比べますと我が国では比較的早い始まつたのであります。したがつて内容的にかなり進んでおります。で、全国、過密過疎の度合いによりまして、亜硫酸ガスの含有量は、これは許容限度はおのずから違いますので、現在八段階に分けての規制がございます。したがつて、規制する必要が高ければ高いほど段階を上に、きびしい基準で規制をしていくつておるわけでござります。そういう体制を現在すでにとつておりますから、上乗せの必要がある場合にはゆるい段階からきつい段階へのぼつていけばいいと、こういう問題、こういうやり方、こういう仕組みが現在基本上にあります。それがもとの理由ですが、ございますが、次にもう少し具体的な理由、これは決して名譽になる理由ではございませんが、れども、電力、まあ亜硫酸ガスの一番大きな発生源は電力会社でございますから、電力といふものについてこれがコンスタントに供給されるというところが、企業中心だとか会社の利益とかいうことでなくして、国民の健康と生命にとって欠くべかざる一つの要素であるというふうに考えておるところでございます。これは私はお認めいただけると思うので、そういう意味で、国民の健康生命にかかる大事な一つの要素でございます。

そういういたしますと、脱硫をするということになります。これが一番有効な方法でございまして、現在三十分バーレルほどの脱硫設備がようやく動き出しました。最初、技術的に問題がありました。が、ますこれで毎年幾らかずつよけいに脱硫された原油、重油を供給することができる。それから原油なまだきも考えなければなりませんし、排煙脱硫ということもやがて実用化すると思います。

それらにもかかわらず、しかし、どうしても十分な低硫黄の重油を確保するということが急にはむずかしいわけでございます。

そうして、しかし、電力の供給は切ることができない。そういたしますと、ある地方だけの特殊事情で上乗せをいたしますと、ある発電所はその理由をもつてとめなければなりません。しかし、とめなければなりませんが、そのためには国がベースでもつてほかから応援の電力を確保しておかなければ、その地域の健康なり生命なり関係が生まれてくるわけでございます。したがつて、私どもは、電力会社はその排出基準の外にあらうといふようなことはもちろん考えておりません。法律で適用を受けますし、罰則も受けるわけでございます。しかし、その調整というものは国が電力を送つてやるということで調整をいたさなければ、直ちに国民の生命と健康に影響がある、こういう見地からでございます。

○須藤五郎君 その地域の実情というものは、政府当局よりも、その土地に住んでおる人たちが私は、一番詳しいと思うのです。また、早く処置のできるのは私は、その土地の自治体だと思うのです。だから、知事にその権限を与えないのは私は、道理に合わないと思うのですね。一体、知事、自治体長にその権限を与えていくのか与えないのか、この点はつきりと、きっぱりと答えてください。一言でいいです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 決して反問を申し上げるつもりではございませんが、それでは、各都道府県知事が自分のところで生まれている電力はほか

にはやらない、みんなそういう宣言をいたしまして、日本じゅうはどうなるとお考でございましょうか。電力というのはそういう性格を持つていて、地方住民との関係で知事に何も権限を与えないものではないわけでございます。そうかといって、地方住民との関係で知事に何も権限を与えない法案によりまして、知事は立ち入り検査もできることになりました。また、緊急時には命令もすることができるようになりましたして、地方の利害との調整をはかつたわけでございます。

○須藤五郎君 知事はそんなかなことをするということを私は思ひませんし、また、しないと思うのです、あなたの言うようなことは。

それでは、いまの話は、知事は立ち入り検査もできるし、また、そういう非常事態には調整もできる命令をすることができるようになった、こういうことですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) そのとおりでござります。それが今回の改正の要旨でございます。

○須藤五郎君 大気汚染防止法改正案第三条では、国が特別排出基準をきめる場合、知事の意見を聞くと、こうなっておりますが、その意見を十分尊重するのかどうか。短く答えてください。

○國務大臣(内田常雄君) 知事の意見を十分聞いてやります。

○須藤五郎君 十分聞いても、尊重しなければ意味がないですよ。尊重するのですが、どうですか。

○國務大臣(内田常雄君) もちろん、尊重するな

てまえで知事の意見を聞くということでござります。

○須藤五郎君 次に、環境基準と排出基準についてお尋ねしますが、排出基準をきびしくすることにはもちろん、私は必要だと思いますが、人間の生活には排出基準よりもむしろ環境基準をきびしくしていくということ、これが私は重要だと考えます。一本の煙突から出る排出基準を幾ら規制しても、それでも、その煙突が一本が十本になれば十倍になります。一本の煙突から出る排出基準を幾ら規制しても、それでも、その煙突が一本が十本になれば十倍になります。

環境基準は別れでござる。たゞになるのです。たゞますますきびしくするということは、もちろん重要なことです。しかしそれと同時に、われわれの住むのは、私たちの住むのは煙突の中に住むのではないですからね。私たちは大きなところで住んでいるのですからね。そこで空気を吸っているんですから、そのわれわれの住む社会の空気をちゃんと規制していくかなければならぬ、環境基準というものがをそこで守つていかなければならぬ、そのほうが重要だと思うんです。それに対する意見を、まずあなたから聞きましょう。

○國務大臣(内田常雄君) 一口に基準と申しますが、これには環境基準とそれから排出規制基準とございます。環境基準のほうは、これはもう東京でも大阪でもどこでも日本じゅう大気につきましては一本でうなさせたいという、現在、そうでないと動植物はもちろん人間の生存も許せないといふそういう環境上の目標をきめておるわけでございまして、これには國の方式も東京都の方式もございませんが、その環境基準に到達させるための手段としての排出規制基準には、もう結論だけ言いますと、国がいまきめている煙突の高さに応ずる方式と、それから東京都が条例できめている一つの工場に幾つかのばい煙発生施設がありますと、それから排出する総量をきめているB方式――A方式、B方式があります。そこで、私もこまかることはわかりませんが、比較してみると、どちらも長短ございません。東京のほうがきついということでは決してございません。國のほうにはK値というやつがありまして、そのKを動かすことによりまして八段階をどうしていくか、東京都のほうもそれと同じようなやはり係数がございまして、したがつて今日においては実質上の争いはございません。私は法律上の争いをいたしますよりも……。

○須藤五郎君 その程度でけつこうです、たびたび伺っておりますから。

○國務大臣(内田常雄君) はい、けつこうでござりますか。——そういうことです。

○須藤五郎君 その汚染のひどい所は四十六年度

中に着地濃度〇・〇一二P.M.の特別排出基準を適用する方針らしい、そういうふうになっているらしい。

排出基準はもとときびしくできるのであります、ところが、いわゆる低硫黄重油の使用、それをまた開発すること、重油の直接脱硫を徹底すること、排煙、脱硫装置の取りつけ、技術開発を強化すればそれはできると私は思います。一般排出基準、特別排出基準ともにだんだん改正強化すべきだと思いますが、御意見を伺います。

○国務大臣(内田常雄君) そのとおりで、強化してまいります。ただし、それにいまの低硫黄の確保とか、脱硫装置の進歩の状況と見合ってその強化をいたしてまいるわけでございます。

○須藤五郎君 時間は少し余るようですが、私はできる限り沖縄代表の喜屋武さんにも少しやはり私は時間を譲っていただきたいと考えます。そこで結論を申し上げて、私はこの質問を打ち切ることにいたします。

企業や政府の中には、企業が住民に与えた障害に対して、被害者に補償さえすればそれでよいという考え方があるならば、それは大きな間違いだと思います。最近、和歌山の住友金属工場の粉塵の思想です。和歌山の住友金属工場の粉塵のため自らの心身の苦痛を一体どうするのかということも問題に残るわけです。公害法の精神は、国民生活優先の立場を貫いて公害をなくすことであると確信をいたします。そのため一番大事なことは、公害を発生源で食いとめること、公害をまき散らす大企業をきびしく処罰すること、そして公害に苦しめられている被害者に対して十分な補償をすること、これだと私は思います。このような立場に立つて公害をなくすために、今後一

そう努力しなければならないと私は思います。このことを私は申し添えまして本日の私の質問は終わることにいたします。

○委員長(占部秀男君) 喜屋武君。

○喜屋武眞榮君 私は公害問題を質問いたします前に、次のことについてお尋ねいたします。

○喜屋武眞榮君 私は公害問題を質問いたしました御存じでないと、こう思います。そこで

沖縄の公害問題につきましては、おそらく皆さんは十分御存じでないと、こう思います。そこで

今日は佐藤総理はじめ各大臣の皆さんおそろい

のことで私は沖縄の公害の実情を訴え、その中か

ら幾つかの質問を申し上げる予定でございました

が、まさに遺憾なことに、佐藤総理に質問さ

をして直接御回答願うことのできないことをまことに遺憾に思ひ、残念に思います。ということ

は、各担当大臣を軽視するという、こういう意味

では毛頭ございません。

そこで、関係大臣にお願い申し上げたいこと

は、連日の審議でまことにお疲れのこととは思いますが、誠意ある御答弁を求めていたと思ひます。

まず、沖縄における公害の問題は、いわゆる産業公害、企業公害という立場から公害問題は、いまばらそれが問題が持ち上がりつておるわけ

であります。ころばぬ先のつえ、今後の沖縄の企業開発に関連して、特に本土からの進出に関連しまして、あるいは外国からの進出に関連しまして、今後大きな問題になることを予想して、いま県民をあげてそのことに非常に重大な关心を払っている最中でございます。

そこで、特に沖縄における公害と申しますと、

基地公害がその最たるものでございます。そのこ

とにつきまして具体的な質問に移ります前に、私

は基本的な問題の幾つかについて、明らかにしておきたいと思います。

まずその第一は、公害関係法案が制定された場

合に、それが沖縄に及ぶのであるかどうかであるか

といふことについて質問をいたします。関係大臣

にお願いいたします。

○委員長(占部秀男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(占部秀男君) 速記をつけてください。

○国務大臣(山中貞則君) まずお答えする前に、

沖縄から初の国政参加をされました喜屋武議員の初質問に、総理大臣が当然おるべきでございまし

たし、おそらく公用のため、各党も御了承賜わっ

ます。したがつて、沖縄の心を代表して質問さ

れるその内容については、十分私から総理にお伝

えすることにしたいと存じます。

まず質問の第一点の今回、基本法を初めとする

十四の法案について、もし国会でこれが制定され

て國の法律となつた場合、沖縄に及ぶかというこ

とでございますが、沖縄には及ばないと思いま

す。

○喜屋武眞榮君 その理由を明らかにしていただ

きたい。

○国務大臣(山中貞則君) 現実には、本土の各種

法規に準じて、琉球政府において、立法院の議決を経て制定をしておられるものでございますし、

また、おおよそそのような方向に進んでおるよう

でございます。この公害法案についても、本土の

企業公害、企業公害という立場から公害問題は、いまばらそれが問題が持ち上がりつておるわけ

であります。ころばぬ先のつえ、今後の沖縄の

企業開発に関連して、特に本土からの進出に関連しまして、あるいは外國からの進出に関連しまして、今後大きな問題になることを予想して、いま

であります。最近、和歌山の住友金属工場の粉塵の

ために目を悪くした人に、会社が指定した医師に

より確認されれば、会社が責任を持つて治療費金額を負担する、こういう決定がなされま

した。しかしこれで会社の責任は済んだものではない、済んだとは言えません。病人に与えたところの心身の苦痛を一体どうするのかということも問題に残るわけです。公害法の精神は、国民生活優先の立場を貫いて公害をなくすことであると確信をいたします。そのため一番大事なことは、公害を発生源で食いとめること、公害をまき散らす大企業をきびしく処罰すること、そして公害に苦しめられている被害者に対して十分な補償をすること、これだと私は思います。この

ように立場に立つて公害をなくすために、今後一

は、憲法の示す法のもとに平等であるとする原則からして、当然及ぶべきだと確信いたします。及ばない根拠はまことに納得できません。あらためて御回答をお願いいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 私も納得をしておるも

のではございません。本土法の選挙法に基づいて

国会議員として選出された方々が、何の変わりも

なく本土の国会において議決権行使されるわけ

でございますので、そのでき上がったものに沖縄

県民の方々の代表の声が入つて、意思が加わって

ておることについては、これは一点議論の余地は

ございませんが、ただ一つ、沖縄について国政を

代表する代表者が正式に、しかも、合法的に本土

の法律が、現実の状態において

○喜屋武真榮君 沖縄の現状と照らし合わせてみ
法律でやつておるわけでございまして、その意味
で、今回この法律の中に基地の公害というも
のを取り入れてない理由があるわけでございます。

た場合に、佐藤総理が絶えず強調しておられる人間優先・福祉優先の法案が真実であるならば、基地公害について当然触れるべきだと思います。まさにこの点につきましても納得いかないのでござります。沖縄における基地公害は将来の問題ではなく、現実の問題として、毎日のように起こつておる命への不安であり、危険さわまりない問題であります。公害関係法案からすれば、的はずれと思われるようなことも理解できないことはあります。せんが、沖縄の公害は、二十五年にわたる基地公害を抜きにしては考えられない深刻な問題でありますので、沖縄の基地公害について私は率直に質問をいたします。

沖縄の基地の実態に本土の基地と機能と、その率をともに異なりまして、いわゆる聞きしにまさる沖縄、基地の中の沖縄と言われ、実に全面積の一二三%、沖縄本島で二三〇%、基地の中心といわれている中部ではまさに五〇%、その中で九〇%以上接収されている村もある状態であります。そこで起ころるものもろの事件は基地公害ではなく、まさに基地災害とさえ言つておる実情でございます。

そこで、基地公害の実情の幾つかの例を申し上げて質問をいたしたいと存じます。

まず外務大臣に対して、毒ガスの撤去につきまして、外務大臣は去る八日の衆議院沖特委での沖繩問題に関する質疑応答の際に、瀬長亀次郎君の質問に対し、毒ガスは沖縄に六二年に第一回の貯蔵がなされているとお答えなさつておられます。が、VXガスなら三千トンで日本の全国民が死滅する、これこそ公害の最たるものである。昨年七月十八日ガス漏れ事故で沖縄に毒ガスが貯蔵されていることが発覚して以来、県民は日常生活をおびやかされ、生命の危険を訴えてきました。命を守

る県民共闘会議を結成し、島ぐるみ撤去運動に立ち向つたのでござります。これは全県民の一致いた訴えであり、あれから一年半たつた今日、在沖米陸軍報道部は去る十二月五日、沖縄の毒ガス撤去については一万三千トン、その種類はカラン化学薬剤、神経性化学薬剤いわゆるGB、神経性化学薬剤GXの三種類のうち百五十トンに限定して積み出すという、それも三週間かかり、残りの毒ガスの移送は七一年末か七二年早期云々と言つております。毒ガス問題に対する最も基本的な問い合わせ致死性の有毒ガス兵器が人道上まことに許しがたいものであることはもはや多言を要しません。わずか百五十トンの移送によつて問題は解決されないことを深く認識しなければならないと思うのであります。沖縄はいまや、わが日本国政府はいまや世界に向かつて毒ガス禁止を呼びかける義務を負わされていると思ひます。これは反戦平和の思想から当然のことであります。

ところで、お伺いいたしたいことは、この三種類の毒ガスのうち百五十トン、いわゆる一万三千トンの中で百五十トンを移送するという、その百五十トンは三つのガスのうち最も効能の軽いものについて、いわゆるカラシ化学薬剤、この毒ガスを輸送するんだといううわさも聞かされておりますが、そのことにつきまして、外務大臣はどのように理解しておられるでありますか、お尋ねいたしました。

○國務大臣(愛知揆一君) 毒ガスの問題につきまして非常に御心配をかけておりますことについて、私は、私も喜屋武議員のお尋ねを待つまでもなく、今後の処理につきましてはあとう限りの努力をいたしたいと存じております。

まずこの十二月、日本時間で申しますと五日でござりますが、御案内のようなアメリカ政府の決定があり、その内容も発表されたわけでございまして、その一つとして、昨十一日に東京においては、さつそく米側と折衝に入つておるわけでございまして、その一つとして、昨十一日に東京におきましては、米軍の第二兵たん司令官を東京に招

致いたしまして専門的に全体の計画、それから第
一回の実行の着手、これに関連して特に重大と思
われます安全性の確保ということ等を中心についた
しまして説明も聞き、質疑もし、なお今後さらに
慎重に米側と折衝をいたすことによつたわけでござ
ります。その内容につきましては、大体早く御安心を
いただくほうがよろしいものでありますから、新聞その他にも公表をいたしたわけでござ
いますが、同時に、那覇におきましても米側とし
ては説明を行ないまして、そして安全輸送等につ
いては、この実行は公開と申しますか、御安心の
いただけるようオーブンにいたしましてこれを
実行すると、その方法論としてはかくかくにする
というようなことを相當こまかく具体的に発表も
し、また、話し合いにも応じつつある次第でござ
います。

それから百五十トンの問題でございますが、こ
れは御案内のように、私も、昨年の七月にこの間
直が起つまして以来、何回となく私直姜とも米

の百五十トンというものはこのガラシ作業EIIでございます。しかし、神経性化学剤GXについても、神経性化学剤GXにつきましても、もちろんこれをなるべくすみやかに、かつ沖縄の県民の方々がほんとうに安全性について御納得ができるような方法で、できるだけすみやかにジョンストン島の貯蔵受け入れの態勢が進むに従つて、これを実行するということになつておるわけでございます。しかし、政府といたしましては、本件につきましては、ほんとに安心の上にも安心のいくよう、納得のいくような実行措置をとらなければならぬと存じておりますので、今後とも技術的にもあるいはその他の面におきましても十分納得のいくような措置をとらせるべく、また必要に応じて、日本側あるいは沖縄側の関心のもとに実行できるよう今後とも十分の折衝を続け、そして安全な実施をはかりたい、かように考え、またできるだけの努力を続けてまいりたい、こういうふうに存じておる次第でございます。

このことを受けてどのようにまた決意を新たにしてくださるのであるか、同時に、私は国会としても直ちに撤去させる決議をしてもらよう訴えるものでございます。この差し迫った状態の中で、さらにもう一応外務大臣の決意を求めたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) 私も沖縄からの本件についての御要請も承知いたしております。ただいままこちらにまいります直前にも、さらにあらためて

て御要請のありますことも承知いたしておりますが、先ほど来申しておりますように、政府といふた

しましても本件については全く重大な問題として、かねがね取り上げてきたわけでございまして、先

ほども申しましたように、とにかく撤去について軌道に乗ったというこの事態をつかまして、これが後退するようなことがあっては万々一でもない。安全性を守りながらすみやかな撤去を、みやかに実行をいたしたい、これに従いまして努力を新たにいたしたいと思つておるわけでござります。

先ほど申しましたように、もし時間にお許しいただければ詳しくも申し上げたいと思いますけれども、具体的にまずこの百五十トンなら百五十分についてほんとうに県民の方々が、これならどう安心して、このおそれるべきものがとにかく第一に着手ができる沖縄から去つたと、そしてそういう実感を持っていただきたい。そして引き続きこれは何しる最初のことございます。たとえば、これを運送いたします船舶にいたしましても、収容能力はあるにしても、その中でいろいろの輸送途上の検査、管理というようなものも厳にやつていかなければならぬということで、積荷の量といったしましても最初の分は比較的小い計画でござりますけれども、さらにその後第三回、第三回というようなことになりますれば数回、その速度もすみやかになると思います。もろん、先ほど申しましたように、受け入れ態勢のもとに運搬船を運んでくるのであります。それで、この問題について納得ができるということになりますが、その速度もすみやかになると思います。もろん、先ほど申しましたように、受け入れ態勢の

うもなかなか準備がたいへんのようでござりますから、それらにつきましても米側に特に促進してもらおうよう、今後とも督促を続けなければなりませんけれども、何ぶんにも事柄が事柄でございまますから、速度と同時に、安全性ということについて、十全のひとつ国民的関心のもとにおいて実行されなければならぬ、これも十分に考えてまいりたい。

決意はどうであるか、私いたしましては、この沖縄の県民の方々の、この報が伝わってから以降において、移送がきまつたということの、若干ほつとされたお気持ちも私はわかりますが、しかしこれが完全に、安全にすみやかになくなってしまうという日の一日もすみやかならんことを心から願望されておるこのお気持ちを体して、政府として全力をあげてまいりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 沖縄県民の心からの要望は、かくかく計画するのだ、要請するのだといふ、このことではなく、このように完全に撤去したのだと、いう、この声を聞くことが、沖縄県民のはんとうの要求する眞実の声でございます。どうか外務大臣には一そのひとつ御努力を心から求めたい、お願いしたいと思ひます。

時間もございませんので先を急ぎます。厚生大臣に対して。飛行機の爆音に対して、去る六八年二月以来、黒い殺し屋と呼ばれた、沖縄県民からおそれられた嘉手納基地のB52は、實に二年十九ヶ月ぶりに去る十二月六日に一応その姿を消したとはい、爆音は依然として消えておりません。KC-135大型給油機二十機が現在も駐機いたし、嘉手納村民をはじめ近在の村民を爆音のあらしで悩ましておる現状でござります。沖縄が完全復帰して、基地が全面無条件に撤去されるという保障があるというのであるなら、まことにまんするとしても、B52の撤去が永久的なものともいえないような情勢をつくり出しだしておる政府の外交面の姿さからすると、爆音は今後も限りなく続くものしか考えられません。

その実態について調査結果を申し上げてみます

もうなかなか準備がたいへんのようでございますから、それらにつきましても米側に特に促進してもらうよう、今後とも督促を続けなければなりませんけれども、何ぶんにも事柄が事柄でございまますから、速度と同時に、安全性ということについて、十全のひとつ国民的関心のもとにおいて実行されなければならない、これも十分に考えてまいりたい。

決意はどうであるか、私いたしましては、この沖縄の県民の方々の、この報が伝わってから以降においての、移送がきまつたということの、若干はつとされたお気持ちも私はわかりますが、しかしこれが完全に、安全にすみやかになくなつてしまふという日の一日もすみやかならんことを心から願望されておるこのお気持ちを体して、政府として全力をあげてまいりたいと思います。

○喜屋武真榮君　沖縄県民の心からの要望は、かくかく計画するのだ、要請するのだという、このことではなく、このように完全に撤去したのだと、いう、この声を聞くことが、沖縄県民のほんとうの要求する真実の声でございます。どうか外務大臣には一そのひとつ御努力を心から求めたい、お願ひしたいと思います。

時間もございませんので先を急ぎます。厚生大臣に対して、飛行機の爆音に対して、去る六八年

一月以来、黒い殺し屋と呼ばれた、沖縄県民からおそれられた嘉手納基地のB-52は、実に二年十九

月ぶりに去る十二月六日に一応その姿を消したとはいえ、爆音は依然として消えておりません。K

C 135 大型給油機二十機が現在も駐機いたし、嘉手納村民をはじめ近在の村民を爆音のあらしで悩ま

しておる現状でござります。沖縄が完全復帰して、基地が全面無条件に撤去されるという保障が

あるというのであるなら、まづまづがまんするとしても、B-52の撤去が永久的なものともいえない。

のような情勢をつくり出しておる政府の外交面の舌さからると、爆音は今後も限りなく続くものとしか考えられません。

その実態について調査結果を申し上げてみます

と、琉球政府が爆音について六九年十一月に調査した最近の測定資料によりますと、二十四時間の中で九十ホン以上が五十一回、八十ホン以上が六十五回、これを十年前と比較いたしますと、九十ホン以上が二十五回、八十ホン以上が五十八回、このように激増いたしておるのでござります。それが人体に及ぼす影響は想像もつかないものがございます。ものに飽きやすい、あるいはいらいらするといったようなノイローゼになるなどの精神的な疲労面をはじめ、さらに、嘉手納村内の小学校では、爆音が激しいために防音教室をつくり、採光の悪い教室の中に近視、難聴に児童わっておるところの児童、生徒、その結果、児童の記憶力も減退しておるといわれておるのであります。さらには、おぞろいことには、沖縄県民の精神障害——すなわち、わが国の精神障害者の率は千人に対して十二・九人と記憶いたしております。ところが、沖縄県民は千分の二十五・七、本土の約一倍近い精神障害者の率になつておるのであります。この原因を究明した場合に三つの要素がいわれておるのですが、その第一は爆音からくるところの影響、第二が、県民が外国支配に置かれておるという精神的な重圧感、この二つが強調されておるのでござります。

このようない情勢の中で、政府として、爆音防止について、人命にかかる問題、健康にかかる問題としてどのような折衝をなされてこられたか、また、今後その面に対する具体的対策折衝はどうに考えておられるか。さらに、具体的施策についての財政的裏づけ、特に精神病院の施設、設備の不備など、本土に比して非常に著しい格差を持つております。その対策、予算等についてお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) 内田厚生大臣沖縄に行つておりませんので、私、担当大臣でもございまして、両方の担当大臣の意味で総括して答弁をいたします。

れる嘉手納村に参りました。そうして防音施設とはいえ、最も飛行場に近い一棟は、これは既設の鉄筋校舎にただ防音をあとからつけただけのものでござりますから、いまおっしゃったように教室内が暗い、螢光灯をつけて昼勉強をするということから、弱視あるいは近視あるいはその他消しゴム等を耳に詰めたりするために耳を痛めたりして難聴の児童が出来たりする実態もつぶさに見てまいりました。そして来年の予算において、これを新しくつくりかえて完全な、本土の防衛施設局のやつておられますような本土並みの規格のりっぱな防音施設をすることによって、児童たちの身心に影響のないようなりっぱなものをつくりたいということで予算要求もいたしました。また、一般村民の皆さん方が年寄りや子供、病人、そういう人たちの、昼からだや心を安める場所がない、あるいは子供たちが学校から帰って予習、復習をする場所もない、こういうことも承りまして、琉球政府からは、ちょっと行き違いがありまして予算要求がございませんでしたが、私のほうで直接嘉手納村と相談をいたしまして、六十万ドルぐらいの予算をほぼ全額こちらのほうで持つことの計画でもって、総合的な休憩施設と申しますか、予習、復習や、老人、子供、病人、赤ちゃん等のそういういろいろな部屋を仕分けして、完全防音で、総合公民館的なものに使えるような施設の予算を要求いたしました。本土にはございませんが、沖縄にぜひこれはつくみたい、まず嘉手納村からということで予算要求をしておるわけでございます。

なお、沖縄における精神病患者等が非常に多いということは、結核とともに、私ども最も心配をいたしておりますところです。その背景に、たゞいま御指摘になつたような理由がおそらくあるであらう、それらのことは本土の責任でござりますし、私たちは復帰前にも沖縄の精神病院の方については、なるべく本土に近づけるように、復帰後においては本土並みにすみやかにそれらの患者の人々が療養ができる、そしてできれば人並

みの人になつて回復して、社会人としての働きができるようなりハビリテーションその他も十分考えた施設をつくるべきであると考えて、いまその

○喜屋武眞榮君 次に、原子力潜水艦の入港による海水あるいは海底の汚染、あるいはその及ぼす集団海水浴における皮膚炎の問題、あるいは本足のカエルの問題とか、いろいろと具体的な事例がございますが、このことについては後ほどまたの機会にお尋ねすることにいたしまして、私は残された時間、公害問題とは別だと言わればそれだけのことであります。特に、外人犯罪につきまして、基地あるがゆえの、いわゆる基地公害とも言えるし、沖縄県民を被害者としている外人犯罪はあとを断たず、事件が起こるたびに米軍当局者は遺憾である、再びこのようなことは繰り返しませんと幾度も弁明しております。ところが、事件はあとを断たないばかりか、特に最近における事件の悪質化、その頻度が非常にひんぱんとなつておりまして、これも基地あるがゆえの被害でありまして、その内容は殺人、婦女暴行、窃盗、武器横流し、詐欺など年間約一千件にのぼつておる、こういう現状でございます。

たまたまそのことと関連いたしまして、まことに沖縄においては今日なお死に損、殺され損、なぐられ損、こういった無法地帯の状況もあると、こう断言したいような事件が、実は本日の新聞でござらんになつたか知りませんが、「ひき殺し米兵に無罪」、「沖縄軍事法廷」、「傍聴者らぼう然」、こういう見出しで報じられておりますが、この事件の内容は、今秋、沖縄本島南部の糸満町で発生した主婦ひき殺し事件の容疑者、米軍那霸航空空勤務タミー・L・ワード二等軍曹二十六歳に対する軍事裁判が十日から開かれておりますが、二日になりますが、去る九月十八日夜、金城さんが道路ばな歩いていたところ、ワード被告の運転する乗用

車が突っかけた。糸満署の調べによりますと、被告は当時酒に酔い、十五マイル制限のところを六十マイルの速度で走っていた。あまりにも無謀な事故だったため、町民は乗用車の引き取りを認

○高麗武真榮君 県民に納得をされるようなやり方について、この上とも十分の反省を促し、また、その結果が出てまいりますように善処いたしたいと思います。

めず、事故糾弾委員会が組織され、町民大会まで開かれた。一日間の審理で、検察官が事故現場の地図や写真をもとに被告の重大な過失の立証につとめたが、将校だけで構成された陪審員には聞き入れられないままに無罪とした。こういう判決が下されまして、その理由を説明いたしてないのであります。法廷は糸満町民の強い要求で一応公開はされましたが、被害者の夫や子供が傍聴していたが、ある制限が加えられ、ごく限られた傍聴制度であったのであります。無罪の判決にぼう然となり、感想を求められた現知念副主席も、どう見ても納得ができないと言つておるわけでございま

最後に御要望を込めて申し上げたいと思います。
私たち沖縄県民が心から願つておりますことは、沖縄に生まれてよかったです、そして復帰してよかったです。こういう復帰をかちとることであります。そのことは、日本人であつてよかったですといふことにつながるものと思ひます。どうが沖縄県民のこのような真実の願いを主権平等のもとに一日も早く回復させてくださいるよう心から要望いたします。そして、質問を終わらせていただきます。(拍手)
○委員長(占部秀男君) 以上で予定された質疑は終わりましたので、本連合審査会は終了いたします。

これにて散会いたします。

件はあとを断たないばかりか、事件の悪質化、その頻度が非常にひんぱんとなつておりまして、これも基地あるがゆえの被害であります。そこで、その内容は殺人、婦女暴行、窃盗、武器横流し、詐欺など年間約一千件にのぼつております。

につきましてどう一体お考えでありますか、どうお感じでありますか、そのことをひとつ外務大臣にお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(愛知揆一君) ただいま切々とお話しになりましたような事件があとを断たず、また、裁判上の扱い等についても御納得がいかない、これが問題でござります。そこで二点の質問を

卷之三

に沖縄においては今日なお死に拘殺され損な
ぐられ損、こういった無法地帯の状況もあると、
こう断言したいような事件が、実は本日の新聞で
ごらんにならたか知りませんが、「ひき殺し米兵
に無罪」、「沖縄軍事法廷」、「傍聴者らぼう然」、
こういう見出しで報じられておりますが、この事
件の内容は、今秋、沖縄本島南部の糸満町で発生
した主婦ひき殺し事件の容疑者、米軍那霸航空隊
勤務タミー・L・ワード二等軍曹二十六歳に対す
る軍事裁判が十日から開かれておりますが、二日
間の審理の結果、陪審員は十一日、被告に対し
無罪の判決をしておるのでござります。被害者は
同町糸満の金城トヨさんで、当時五十一歳でござ
いますが、去る九月十八日夜、金城さんが道路ばな
を歩いていたところ、ワード被告の運転する乗用車

ういう御見解につきましては、まことに悉くお察しに存するわけでございます。実は政府といいたしまして、また私といいたしましても、機会あることには、米政府側に対しあるいはまた直接ランパート司令官等に対しましても、るるこうした国民感情、県民感情ということに立脚した人道的の立場から、善処方を常に強く求めておるわけでございまして、制度といたしましても、琉政側の警察権の活動等につきまして、ある程度のその行使権の介入が認められたことも御承知のとおりでございましょうが、まあやはり施政権が返還され、一方司法、行政が完全にわがほうに返りますまでにかけて若干のそうした機構上の欠陥もあるわけでござりますから、これらの点については米側のおこの上ともに人道的な立場に立つての扱い方そして

昭和四十五年十二月十七日印刷

昭和四十五年十二月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C